

農業・農村の動向等に関する 年次報告

令和8年9月

福島県

目 次

I 農業及び農村の動向

1 令和7年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要	2
(2) 県全体の動向	3
(3) 農作物等の自然災害	14
(4) トピックス	16

II 農業及び農村の振興に関して講じた施策

令和7年度の施策の概要	24
-------------	----

1 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1.1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

(1) 生産基盤の復旧	26
(2) 農業者への支援	28

1.2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

(1) 新たな経営・生産方式の導入	34
(2) 新たな担い手の確保	35
(3) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築	36

1.3 風評の払拭

(1) 総合的な風評対策の取組	37
-----------------	----

2 多様な担い手の確保・育成

2.1 農業担い手の確保・育成

(1) 地域農業の核となる担い手の育成	44
(2) 次代を担う新規就農者の確保・育成	46
(3) 多様な働き方への対応	49

2.2 経営の安定・強化

(1) 経営安定に向けた支援	49
(2) 雇用人材の安定確保	51
(3) 農福連携等の促進	52

3 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

3.1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

(1) 担い手への農地集積の推進	53
(2) 農業生産基盤の整備	53
(3) 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進	54

3.2 戦略的な品種・技術の開発

(1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及	56
----------------------------	----

4 需要を創出する流通・販売戦略の実践

4.1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

(1) 県産農林水産物の安全性の確保	58
--------------------	----

(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保	59
4.2 戦略的なブランディング	
(1) ブランド化の推進	60
(2) 県産農林水産物の魅力発信	65
4.3 消費拡大と販路開拓	
(1) 国内における販売強化	67
(2) 地産地消の推進	70
(3) 海外マーケットへの展開	74
5 戦略的な生産活動の展開	
5.1 県産農林水産物の生産振興	
(1) 土地利用型作物	77
(2) 園芸作物	78
(3) 畜産物	79
5.2 産地の生産力強化	
(1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進	79
5.3 産地の競争力強化	
(1) 認証を活用したPR	81
(2) 「ふくしま」ならではの付加価値化の取組推進	83
(3) 環境と共生する農業の推進	84
6 活力と魅力ある農山漁村の創生	
6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進	
(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信	86
(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供	86
6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮	
(1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮	88
6.3 快適で安全な農山漁村づくり	
(1) 農山漁村の定住環境の整備	88
(2) 鳥獣被害対策の推進	88
(3) 災害に強い農山漁村づくり	89
6.4 地域資源を活用した取組の促進	
(1) 地域産業6次化の促進	91
(2) 特色ある地域資源の活用促進	96
(3) 都市との交流の促進	98
(4) 再生可能エネルギーの導入促進	98
7 各地方における取組	
(1) 県北地方	99
(2) 県中地方	103
(3) 県南地方	108
(4) 会津地方	112

(5) 南会津地方	117
(6) 相双地方	120
(7) いわき地方	125

【参考資料】

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）	130
2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）	134
用語解説	136
福島県農業・農村振興条例	139

I 農業及び農村の動向

1 令和7年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

令和7年2月1日現在の本県の農業経営体数は3万3,131経営体で、令和6年と比べて2,169経営体(6.1%)減少しました。農業経営体のうち個人経営体が3万2,093経営体(全体の96.9%)、団体経営体が1,038経営体(全体の3.1%)となっています。また、新規就農者数については、令和7年5月1日現在で391人となり、4年連続で300人を超えました。

県と関係団体との連携の下、令和5年4月3日に開所した就農相談から経営支援までワンストップ・ワンフロアで対応する全国初の総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」では、県内外からの就農相談や経営発展に向けた相談などが寄せられ、令和7年度の相談件数は1,451件となりました。

令和7年度は、凍霜害、強風、豪雨、ひょう、大雪による災害が計5件発生し、県内の農作物等の被害額は21,116千円となりました。

地方別では、南会津地方が14,526千円で全体の約69%、次いで県南地方が2,889千円で県全体の約14%を占めました。

令和7年における主要品目の生産状況の概要(前年からの増減)は次のとおりです。

水稻は、作付面積が7万300ha(+7,600ha)、収穫量は37万1,200t(+1万4,400t)、作柄は作況指数102の「やや良」でした。

小麦・大豆・そば等の穀物類は、小麦は、作付面積が503ha(△48ha)、収穫量は1,270t(△310t)、大豆は、作付面積が1,400ha(△90ha)、収穫量は1,530t(+10t)、そばは、作付面積が3,770ha(△210ha)、収穫量は1,610t(△540t)となりました。

野菜は、主力品目であるきゅうりは、作付面積が633ha(△14ha)、収穫量は3万9,900t(+1,900t)、トマトは、作付面積が311ha(△7ha)、収穫量は1万9,300t(△2,100t)となりました。

果樹は、本県の主力品目であるももは、栽培面積が1,730ha(△20ha)、収穫量は2万3,300t(△5,800t)、ぶどうは、栽培面積が304ha(+3ha)、収穫量は2,450t(△280t)、りんごは、栽培面積が1,090ha(△80ha)、収穫量は1万7,100t(△2,300t)となりました。

花きは、鉢ものの類は、収穫面積が26ha(+1.5ha)、出荷量は3,190千鉢(+860千鉢)、きくは、作付面積が81ha(△5.1ha)、出荷量は17,600千本(△4,600千本)、宿根かすみそうは、作付面積が56ha(△0.1ha)、出荷量は9,090千本(△580千本)、りんどうは、作付面積が18ha(△4.0ha)、出荷量は2,180千本(△800千本)、トルコギキョウは、作付面積が16ha(△1.5ha)、出荷量は2,430千本(△390千本)となりました。

畜産は、飼養頭数(令和8年2月1日現在)は、乳用牛が1万頭(△400頭)、肉用牛が4万5,000頭(△2,900頭)となりました。

（２）県全体の動向

ア 農業構造

（ア）農家数

令和７年の農業経営体数は３万３,１３１経営体となり、減少が続いています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者数は、令和７年３月末現在で６,６８５経営体となり、前年と比べて２０２経営体（２.９％）減少しました。

農業経営体数

（単位：経営体、％）

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/R6
農業経営体数	42,598	42,000	39,600	37,700	35,300	33,131	93.9
個人経営体数	41,671	41,000	38,700	36,700	34,300	32,093	93.6

（農林水産省「農林業センサス」、農業構造動態調査）

主業・副業別経営体数（個人経営体）

（単位：経営体、％）

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
主業農業数	7,331 (17.6)	6,800 (16.6)	6,400 (16.5)	5,300 (14.5)	5,200 (15.2)	6,079 (18.9)
65歳未満の農業専従者がいる農家数	5,809 (13.9)	—	—	—	—	4,721 (14.7)
準主業農家数	7,376 (17.7)	7,100 (17.3)	5,900 (15.3)	5,700 (15.5)	5,000 (14.6)	4,115 (12.8)
副業的農家数	26,964 (64.7)	27,100 (66.1)	26,400 (68.2)	25,700 (70.0)	24,100 (70.3)	21,899 (68.2)
計	41,671 (100)	41,000 (100)	38,700 (100)	36,700 (100)	34,300 (100)	32,093 (100)

（農林水産省「農林業センサス」、農業構造動態調査）

※（ ）内の数値は構成比を示す

※主副業別経営体数の計のうち、令和２年からは個人経営体数での集計。

※令和２年値については、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域（平成３１年２月１日時点の避難指示区域）内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

認定農業者

（単位：経営体、％）

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R5
認定農業者数	7,771	7,721	7,738	7,377	7,146	7,035	6,982	6,887	6,685	97.06%

※各年度の３月末現在の数値である。

（県農業担い手課調べ）

(イ) 農業従事者数（個人経営体）

令和7年2月1日現在の農業従事者数（個人経営体）は7万3,540人となっています。65歳以上の農業従事者が全体の57.8%を占め、平均年齢は63.5歳となっています。

本県の年齢別農業従事者数（15歳以上・個人経営体）（単位：人、％）

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	令和5年	87,300	7,900	8,800	12,000	10,800	47,800	63.3
	令和6年	80,700	7,600	8,200	10,600	9,300	45,000	63.7
	令和7年	73,540	6,888	7,284	8,978	7,867	42,523	63.5
構成比	令和5年	100	9.0	10.1	13.7	12.4	54.8	
	令和6年	100	9.4	10.2	13.1	11.5	55.8	
	令和7年	100	9.4	9.9	12.2	10.7	57.8	

※農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
（農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」）

本県の年齢別農業従事者数（15歳以上・販売農家）（単位：人、％）

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	平成12年	147,501	14,329	12,704	19,038	20,408	81,022	61.7
	平成17年	135,010	11,285	8,044	19,215	14,679	81,787	63.8
	平成22年	109,048	5,534	4,520	15,677	13,613	69,704	66.8
	平成27年	77,703	4,482	2,667	8,055	11,823	50,676	67.1
構成比	平成12年	100	9.7	8.6	12.9	13.8	54.9	
	平成17年	100	8.4	6.0	14.2	10.9	60.6	
	平成22年	100	5.1	4.1	14.4	12.5	63.9	
	平成27年	100	5.8	3.4	10.4	15.2	65.2	

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事に従事した者のうち、農業が主の者

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

※令和2年の農林業センサスより、農業従事者数（個人経営体）ごとの公表に変更となったため、平成27年までの農業就業人口（販売農家）は参考として掲載。

（農林水産省「農林業センサス」）

(ウ) 新規就農者

令和7年度調査の新規就農者数（前年5月2日から当年5月1日までに就農した者）は391人となり、令和4年度調査から4年連続で300人を超えました。

就農形態別では、雇用就農が前年度から大幅に増加し、新規就農者の60%以上を占めました。

なお、自営就農数については、前年度とほぼ同数です。

新規就農者数の推移

(単位:人、%)

就農形態 就農区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	R7/R6
新規就農者数の推移	182	142	224	166	212	238	211	219	212	204	233	334	367	322	391	121.4%
自営による就農																
新規学卒	17	9	12	9	10	10	10	9	13	1	5	7	13	9	8	88.9%
Uターン	83	40	47	52	61	85	66	54	49	46	44	75	80	74	70	94.6%
新規参入	27	35	28	26	22	28	46	41	42	68	57	83	65	69	73	105.8%
小計	127	84	87	87	93	123	122	104	104	115	106	165	158	152	151	99.3%
農業法人等の雇用による就農	55	58	137	79	119	115	89	115	108	89	127	169	209	170	240	141.2%

※就農区分

新規学卒：本県の農家の出身者で、卒業と同時に就農した者及び卒業後引き続き行っていた農業研修終了後すぐに就農した者

Uターン：本県の農家の出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者

新規参入：本県の農家以外の出身者で、就農した者

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から該当年5月1日までの1年間である。
(県農業担い手課調べ)

(エ) 農作業の受託

令和7年(農林業センサス調査年)における農作業を受託した経営体数は4,541で、そのうち水稲作作業を受託した経営体数が4,194と、全体の92.4%を占めています。

※農作業を委託した経営体数については、令和2年より公表されていない。

(オ) 農用地の利用集積

令和7年度末における農用地利用集積面積は60,114haで、そのうち認定農業者への集積面積は46,514haとなり、認定農業者1経営体当たりの面積は6.8haとなっています。

前年度と比べて、農用地利用集積面積全体が562ha(0.9%)増加しました。また、認定農業者への集積面積は1,808ha(3.9%)減少し、認定農業者1経営体当たりの面積は0.2ha減少しました。

農用地利用集積面積の推移

(単位:ha、%)

項目	平成22年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R7/R6
農用地利用集積面積	45,485	54,171	55,198	56,067	59,552	60,114	101%
認定農業者への集積面積	40,174	46,654	47,183	47,883	48,322	46,514	96%
認定農業者1経営体当たりの面積	5.9	6.7	6.8	7.0	7.0	6.8	97%

※各調査年度で調査を実施できなかった町村については、平成21年度の実績を適用。

該当年度及び町村数は以下のとおり。

平成22年度：12町村(相双地方)

令和3年度～5年度：6町村(相双地方)

(県農業担い手課調べ)

(カ) 耕地面積

令和7年度における耕地面積は13万2,900haで、前年と比べて800ha(0.6%)減少しました。

耕地面積の推移

(単位：ha、%)

項目	平成22年	27	令和2年	3	4	5	6	7	R7/R6
田	105,300	100,800	97,900	97,100	96,200	95,500	94,800	94,000	99.2
畑	44,600	43,200	40,500	40,200	39,900	39,000	38,900	38,800	99.7
普通畑	31,800	30,700	29,100	28,900	28,700	28,000	28,100	—	—
樹園地	7,300	6,980	6,570	6,480	6,420	6,390	6,280	—	—
牧草地	5,590	5,550	4,820	4,780	4,760	4,630	4,550	—	—
合計	149,900	144,000	138,400	137,300	136,100	134,500	133,700	132,900	99.4

※原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

※令和7年の畑の内訳については、令和8年7月末時点で未公表。

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(キ) 遊休農地

令和6年の遊休農地面積は、367haで解消されたものの、9,063haと全国1位の面積となっています。なお、過去10年間で、計5,857haの遊休農地の解消が図られています。

(単位：ha)

調査年	調査市町村数 (※1)	遊休農地等面積 (①+②) (※2)	遊休農地(※2)			再生利用 が困難な 農地②	解消面積
			計 ①	1号	2号		
H27	52	16,223 (4位)	9,214 (3位)	8,099	1,115	7,009	500
H28	52	14,276 (4位)	7,757 (1位)	7,241	516	6,519	817
H29	52	13,122 (5位)	6,440 (2位)	6,153	287	6,682	334
H30	52	13,449 (5位)	7,397 (1位)	6,740	657	6,052	308
R元	53	13,308 (6位)	7,183 (1位)	6,586	597	6,125	537
R2	53	13,629 (6位)	7,214 (1位)	6,553	661	6,415	430
R3	53	14,123 (2位)	9,299 (1位)	8,456	843	4,824	707
R4	53	13,298 (3位)	8,541 (1位)	7,961	580	4,757	1,193
R5	54	13,411 (3位)	8,623 (1位)	7,886	738	4,788	664
R6	54	13,450 (4位)	9,063 (1位)	8,333	730	4,387	367

(注)端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

※1：R6調査不能：富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村、南相馬市の一部

R5から調査再開：檜葉町（一部除外）、R元から調査再開：浪江町（一部除外）、

H26から調査再開：川内村、H25調査再開：広野町

※2：括弧内は、全国順位

(農林水産省「農地法第30条に基づく利用状況調査」及び

「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の結果等)

1号遊休農地：現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地

(農地法第32条第1項第1号)

2号遊休農地：利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地(農地法第32条第1項第2号)

イ 農用地の整備

本県の田の整備済面積は、令和7年度末で7万2,274ha(整備率76.4%)となっています。

農用地の整備状況

(単位：ha、%)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
整備済 田面積	70,955 (73.8)	71,233 (74.8)	71,707 (75.5)	71,933 (76.0)	72,274 (76.4)

※()内は整備率を示す。

※平成24年度に震災による被害分5,064haを控除。

※令和7年度整備率を算出するための整備対象面積は、「農用地区域の農地面積(令和6年12月31日時点)」による(94,581ha)。



森宿地区におけるほ場整備前の状況
(須賀川市)



森宿地区におけるほ場整備後の状況
(須賀川市)

ウ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

令和6年における農作物作付延べ面積は10万3,500haで、前年と比べて1,000ha(1.0%)減少しました。

農作物作付延べ面積の推移

(単位：ha、%)

農作物作付 延べ面積	平成23年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	R6/R5
田	108,400	106,700	106,500	106,400	105,000	105,300	104,800	104,500	103,500	99.0
畑	77,100	79,900	80,100	80,100	79,300	79,800	79,800	79,300	78,600	99.1
畑	31,400	26,800	26,400	26,200	25,700	25,500	25,100	25,100	24,900	99.2

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(イ) 耕地利用率

令和6年における耕地利用率は、田畑計で77.4%となりました。

耕地利用率の推移

(単位：%)

項目	平成22	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	R6-R5
田	88.1	79.5	80.1	80.7	81.2	81	82.2	83.0	83.0	82.9	△0.1
畑	78.7	63.8	63.8	63.6	63.9	63.5	63.4	62.9	64.4	64	△0.4
田畑計	85.3	74.8	75.3	75.6	76.2	75.9	76.7	77.0	77.7	77.4	△0.3

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(ウ) 農業産出額(栽培きのこ類を含む)

令和6年における農業産出額(栽培きのこ類を含む)は2,917億円となりました。主食用米の取引価格が上昇し、主要野菜である夏秋きゅうりや夏秋トマトは、生産量は減少したものの、価格が上昇したことなどから前年と比べて715億円(32.5%)増加しました。

作物別では、米が1,324億円で、前年と比べて637億円(92.7%)増加、野菜・いも類が566億円で、前年と比べて70億円(14.1%)増加、果実が352億円で、

前年と比べて 35 億円（11.0％）増加、花きが 79 億円で、前年と比べて 4 億円（△4.8％）減少、畜産が 510 億円で、前年と比べて 32 億円（△5.9％）減少、栽培き
のこ類が 43 億円で、前年と比べて 4 億円（10.3％）増加しました。

農業産出額の推移

（単位：億円、％）

	平成22	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
米	791 (33.2)	747 (35.5)	798 (37.2)	814 (38.5)	762 (35.5)	574 (29.5)	589 (29.3)	687 (31.2)	1,324 (45.4)
麦類	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	x (－)	x (－)	1 (0.0)	x (－)
雑穀・豆類	13 (0.5)	8 (0.4)	10 (0.5)	8 (0.4)	8 (0.4)	8 (0.4)	8 (0.4)	6 (0.3)	7 (0.2)
野菜・いも類	574 (24.1)	472 (22.4)	497 (23.2)	453 (21.4)	509 (23.7)	448 (23.0)	471 (23.5)	496 (22.5)	566 (19.4)
果実	292 (12.3)	250 (11.9)	255 (11.9)	273 (12.9)	299 (13.9)	297 (15.3)	300 (14.9)	317 (14.4)	352 (12.1)
花き	61 (2.6)	66 (3.1)	64 (3.0)	67 (3.2)	68 (3.2)	78 (4.0)	82 (4.1)	83 (3.8)	79 (2.7)
工芸農作物	36 (1.5)	15 (0.7)	14 (0.7)	13 (0.6)	11 (0.5)	11 (0.6)	7 (0.3)	7 (0.3)	5 (0.2)
畜産	541 (22.7)	495 (23.5)	455 (21.2)	435 (20.5)	434 (20.2)	475 (24.4)	487 (24.3)	542 (24.6)	510 (17.5)
栽培きのこ類	49 (2.1)	35 (1.7)	32 (1.5)	31 (1.5)	32 (1.5)	34 (1.7)	37 (1.8)	39 (1.8)	43 (1.5)
その他	22 (0.9)	18 (0.9)	22 (1.0)	21 (1.0)	26 (1.2)	x (－)	26 (1.3)	25 (1.1)	31 (1.1)
計	2,379 (100.0)	2,106 (100.0)	2,145 (100.0)	2,117 (100.0)	2,148 (100.0)	1,947 (100.0)	2,007 (100.0)	2,202 (100.0)	2,917 (100.0)

※X：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

※農業産出額：個別農産物の生産量から中間生産物を控除した生産量に農家庭先販売価格を乗じて算出したもの。

※平成 19 年から同一県内市町村間で取引される「中間生産物」及び水田経営所得安定対策の導入で、交付金の一部が麦等の産出額に計上されないため、過年次データと単純に比較することはできない。

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

（農林水産省「生産農業所得統計」）

エ 農畜産物の動向

（ア）水稻

令和 7 年における水稻作付面積は 68,000ha、収穫量は 387,600t となっています。原子力災害に伴う作付制限や営農再開が進んでいない地域があることから、作付面積・収穫量ともに震災前を大きく下回っています。品種別では、「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」、県オリジナル品種「天のつぶ」の 3 品種で全体の約 8 割を占めています。

作柄は、全もみ数が平年よりやや多く、登熟（もみの肥大、充実）も良好であったため、作況単収指数は 102 の「やや良」となりました。

品質は、令和 8 年 3 月末現在的水稻うるち玄米の一等米比率が 91.4％で、前年

同時期を上回りました。

(イ) 小麦・大豆・そば

令和7年産小麦の作付面積は503haで、前年と比べて48ha(8.7%)減少し、収穫量は1,270tで、前年と比べて310t(19.6%)減少、10a当たりの収量は252kgで、前年と比べて35kg(12.2%)減少しました。

令和7年産大豆の作付面積は1,400haで、前年と比べて90ha(6.0%)減少し、収穫量は1,530tで、前年と比べて10t(0.7%)増加、10a当たりの収量は109kgで、前年と比べて7kg(6.9%)増加しました。1ha以上の団地数は103団地、団地面積は959haで、前年と比べて35ha減少しました。

そばは、会津地方を中心に栽培されており、令和7年産の作付面積は3,770haで、昨年と比べて210ha(5.3%)減少し、北海道、山形県、秋田県、長野県に次ぐ全国5位となっています。収穫量は1,610tで、前年と比べて540t(25.1%)減少し、10a当たりの収量は43kgで、前年と比べて11kg(20.4%)減少しました。

(ウ) 野菜

令和7年におけるきゅうりの作付面積は633haで前年と比べて14ha(2.2%)減少し、収穫量は39,900tで、前年と比べて1,900t(5.0%)増加しました。トマトの作付面積は311haで、前年と比べて7ha(2.2%)減少し、収穫量は19,300tで、前年と比べて2,100t(9.8%)減少しました。令和6年におけるアスパラガスの作付面積は315haで、前年と比べて15ha(4.5%)減少し、収穫量は1,390tで、前年と比べて50t(3.7%)増加しました。いちごの作付面積は98haで、前年と比べて3ha(3.0%)減少し、収穫量は2,300tで、前年並みでした。ねぎの作付面積は645haで、前年と比べて7ha(1.1%)減少し、収穫量は10,100tで、前年と比べて540t(5.6%)増加しました。

※きゅうり、トマトは令和7年、アスパラガス、いちご及びねぎは令和6年の公表されている統計の最新値

主要野菜の作付面積、収穫量の推移

(単位: ha、t、kg/10a、%)

品 目	項 目	平成22年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7	R6/R5	R7/R6
きゅうり	作付面積	887	703	696	689	682	680	678	678	660	647	633	98.0	97.8
	収穫量	49,400	40,600	39,700	38,900	38,200	38,500	39,300	40,500	39,200	38,000	39,900	96.9	105.0
トマト	作付面積	473	381	371	361	357	355	354	349	336	318	311	94.6	97.8
	収穫量	28,800	26,600	24,200	23,000	22,400	23,200	23,500	22,000	21,000	21,400	19,300	101.9	90.2
アスパラガス	作付面積	478	389	379	370	358	343	338	334	330	315	-	95.5	-
	収穫量	1,880	1,610	1,510	1,430	1,400	1,380	1,380	1,430	1,340	1,390	-	103.7	-
いちご	作付面積	132	110	108	108	107	107	107	105	101	98	-	97.0	-
	収穫量	2,730	2,430	2,370	2,390	2,410	2,260	2,330	2,380	2,300	2,300	-	100.0	-
ねぎ	作付面積	710	624	628	628	670	666	662	660	652	645	-	98.9	-
	収穫量	11,200	10,300	10,100	10,100	10,900	9,870	10,500	10,800	9,560	10,100	-	105.6	-

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

(エ) 果樹

令和 7 年におけるももの栽培面積は 1,730ha で、前年より 20ha (1.1%) 減少し、収穫量は 2 万 3,300t で、前年と比べて 5,800t (19.9%) 減少しました。

日本なしの栽培面積は 765ha で、前年と比べて 25ha (3.2%) 減少し、収穫量は 1 万 3,200t で、前年と比べて 1,600t (10.8%) 減少しました。

りんごの栽培面積は 1,090ha で、前年と比べて 80ha (6.8%) 減少し、収穫量は 17,100t で、前年と比べて 2,300t (11.9%) 減少しました。栽培品種は、「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く、早期収穫が可能な優良着色系ふじや有望な中生品種である「シナノスイート」等への改植が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は 304ha で、前年と比べて 3ha (1.0%) 増加し、収穫量は 2,450t で、前年と比べて 280t (10.3%) 減少しました。雨よけ施設の導入と、「シャインマスカット」等の植栽が進んでいます。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

品 目	項 目	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	R6/R5	R7/R6
もも	栽培面積	1,780	1,810	1,810	1,800	1,790	1,790	1,750	1,760	1,760	1,760	1,750	1,730	99.4%	98.9%
	収穫量	28,200	26,600	29,300	28,600	24,200	27,000	22,800	24,300	27,700	28,500	29,100	23,300	102.1%	80.1%
日本なし	栽培面積	1,150	936	929	908	890	880	859	831	825	814	790	765	97.1%	96.8%
	収穫量	23,200	20,500	19,400	18,900	17,100	16,000	12,900	11,900	15,200	13,800	14,800	13,200	107.2%	89.2%
りんご	栽培面積	1,430	1,330	1,310	1,280	1,260	1,260	1,240	1,230	1,210	1,200	1,170	1,090	97.5%	93.2%
	収穫量	31,600	26,300	27,000	27,000	25,700	23,200	21,100	18,600	23,700	18,500	19,400	17,100	104.9%	88.1%
ぶどう	栽培面積	293	277	274	276	281	290	291	296	297	300	301	304	100.3%	101.0%
	収穫量	3,110	2,700	2,730	2,660	2,640	2,630	2,430	2,550	2,440	2,650	2,730	2,450	103.0%	89.7%

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

令和 7 年におけるきくの作付面積は 81ha で、前年より 5.1ha (5.9%) 減少し、出荷量は 17,600 千本で、前年と比べて 4,600 千本 (20.7%) 減少しました。

宿根かすみそうの作付面積は 56ha で、前年と同じとなっており、出荷量は 9,090 千本で、前年と比べて 580 千本 (6.0%) 減少しました。

りんどうの作付面積は 18ha で、前年と比べて 4.0ha (18.1%) 減少し、出荷量は 2,180 千本で、前年と比べて 800 千本 (26.8%) 減少しました。

トルコギキョウの作付面積は 16ha で、前年と比べて 1.5ha (8.6%) 減少し、出荷量は 2,430 千本で、前年と比べて 390 千本 (13.8%) 減少しました。

鉢ものの類の収穫面積は 26ha で、前年と比べて 1.5ha (6.1%) 増加し、出荷量は 3,190 千鉢で、前年と比べて 860 千鉢 (36.9%) 増加しました。

主要花きの作付面積と出荷量の推移

(単位：ha・千本(鉢)、%)

品 目	項 目	平成22年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	R7/R6
きく	作付面積	127	111	107	103	104	99	98	93	89	86	81	94%
	出荷数量	28,700	28,800	27,000	25,100	24,200	22,200	20,900	21,100	22,900	22,200	17,600	79%
宿根かすみそう	作付面積	54	-	49	48	49	51	55	53	54	56	56	100%
	出荷数量	5,200	-	5,470	7,120	7,490	7,990	8,940	8,090	8,630	9,670	9,090	94%
りんどう	作付面積	-	32	32	31	31	28	29	28	25	22	18	82%
	出荷数量	-	3,950	4,540	4,600	5,200	4,420	4,390	3,470	3,000	2,980	2,180	73%
トルコギキョウ	作付面積	26	22	22	21	22	21	21	21	20	17	16	91%
	出荷数量	6,330	4,430	4,020	3,820	3,710	3,430	3,340	3,640	3,240	2,820	2,430	86%
鉢物類	作付面積	45	33	32	29	34	35	32	29	26	24	26	106%
	出荷数量	4,790	3,630	3,500	3,260	3,250	3,330	3,050	3,160	2,650	2,330	3,190	137%

(農林水産省「花き生産出荷統計」)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

中山間地域の主要作物である葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、近年減少傾向にあります。令和7年における葉たばこの作付面積は92haで、前年と比べて11ha（10.7%）減少しました。こんにゃくいもの作付面積は2haで、前年と比べて2ha（50.0%）減少しました。

主要工芸農作物の作付面積の推移

(単位：ha)

品目	平成22年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	R7/R6
葉たばこ	993	312	294	262	240	218	194	114	110	103	92	89.3%
こんにゃくいも	40	17	18	22	12	9	7	6	4	4	2	50.0%

(南東北たばこ耕作組合調べ、(一財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しており、令和7年における収繭量は6.0tで、前年と比べて1t（14.3%）減少しました。

主要工芸農作物の収繭量の推移

(単位：t)

項目	平成22年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	R7/R6
収繭量	41	24	21	19	16	14	10	9	7	7	6	85.7%

(県園芸課調べ)

(キ) 畜産

令和8年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は188戸、飼養頭数は1万頭で、前年と比べて飼養戸数は5戸（2.6%）減少し、飼養頭数は400頭（3.8%）減少しました。1戸当たり飼養頭数は53.2頭と前年より減少しました。

肉用牛の飼養戸数は1,230戸、飼養頭数は4万5,000頭で、前年と比べて飼養戸数は100戸（7.5%）減少し、飼養頭数は2,900頭（6.1%）減少しました。1戸当たりの飼養頭数は36.6頭で、前年より増加しました。

飼養戸数は、乳用牛・肉用牛ともに、小規模な経営体を中心に減少し、1戸当たりの飼養頭数は、乳用牛が減少し、肉用牛が増加しました。

家畜・家禽飼養戸数等の推移

(単位：戸、頭、千羽、%)

品目	項目	平成22年	平成23年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	R8/R7
乳用牛	飼養戸数	567	548	366	352	350	329	299	283	263	238	209	193	188	97.4
	飼養頭数	17,600	17,100	12,400	12,100	12,000	11,500	12,000	11,800	11,600	11,000	10,500	10,400	10,000	96.2
	1戸当たり飼養頭数	31.0	31.2	33.9	34.4	34.3	35.0	40.1	41.7	44.1	46.2	50.2	53.9	53.2	98.7
肉用牛	飼養戸数	4,300	4,020	2,380	2,320	2,220	2,030	1,850	1,750	1,650	1,570	1,470	1,330	1,230	92.5
	飼養頭数	78,200	74,200	51,800	50,200	48,600	47,500	49,300	50,500	49,400	50,300	50,500	47,900	45,000	93.9
	1戸当たり飼養頭数	18.2	18.5	21.8	21.6	21.9	23.4	26.6	28.9	29.9	32.0	34.4	36.0	36.6	101.7
豚	飼養戸数	-	113	71	60	58	58	-	62	55	52	49	-	47	95.9
	飼養頭数	-	184,200	123,500	125,900	122,400	124,500	-	126,000	121,600	123,700	111,600	-	119,200	106.8
	1戸当たり飼養頭数	-	1,630	1,739	2,098	2,110	2,147	-	2,032	2,211	2,379	2,278	-	2,536	111.3
採卵鶏	飼養戸数	-	60	45	47	45	44	-	43	44	40	37	-	37	100.0
	飼養羽数	-	4,289	3,312	4,103	3,938	3,454	-	3,383	4,083	3,747	3,325	-	3,475	104.5
	1戸当たり飼養羽数	-	72	74	87	88	79	-	79	93	94	90	-	94	104.4
ブロイラー	飼養戸数	-	-	29	28	28	31	-	32	35	30	31	-	31	100.0
	飼養羽数	-	-	672	678	700	785	-	850	841	797	751	-	696	92.7
	1戸当たり飼養羽数	-	-	23	24	25	25	-	27	24	27	24	-	23	93.0

※各年次の2月1日現在の数値である。
 ※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす（6か月以上）を示す。
 ※ブロイラーについては、平成22～24年の調査は行われていない。
 ※ブロイラーの平成26年以降の調査は「畜産統計」による。
 ※平成22年、27年、令和2年、令和7年については農林業センサス実施年のため、
 豚・採卵鶏・ブロイラー調査は休止。
 ※前年比については、豚・採卵鶏・ブロイラーはR6/R8で算出
 （農林水産省「畜産統計」「畜産流通統計」）

（ク）栽培きのご類

令和6年における栽培きのご類の総生産量は5,812tで、震災前の平成22年の87.6%の水準に留まっています。

生しいたけの生産量は3,871tで、栽培きのご類全体の66.6%を占めています。前年と比べて389t（11.2%）増加し、震災前の平成22年より生産量が増加しています。このうち、菌床栽培が3,790tと全体の97.9%を占めています。

なめこの生産量は1,697tで、栽培きのご類全体の29.2%を占めています。前年と比べて14t（0.8%）増加しましたが、震災前の平成22年より生産量は減少しています。このうち菌床栽培が1,694tで、全体の99.8%を占めています。

栽培きのご類生産量の推移

（単位：t、%）

項目	平成22年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	R6/R5
栽培きのご総生産量	6,633	4,971	4,506	4,667	4,912	5,272	5,401	5,400	5,812	107.6
生しいたけ	3,665	2,675	2,744	2,853	3,075	3,371	3,346	3,482	3,871	111.2
原木栽培	775	96	105	96	96	105	99	80	81	101.3
菌床栽培	2,890	2,579	2,639	2,757	2,979	3,266	3,247	3,402	3,790	111.4
なめこ	2,195	1,924	1,464	1,554	1,548	1,622	1,725	1,683	1,697	100.8
原木栽培	41	3	4	3	3	3	4	3	3	100.0
菌床栽培	2,154	1,921	1,460	1,551	1,545	1,619	1,721	1,680	1,694	100.8

（県林業振興課調べ）

オ 野生鳥獣による農作物被害

令和6年度の野生鳥獣による農作物の被害面積は8,839aで前年より70a減少しました。

被害金額は1億5,063万円で、前年より807万円増加しました。

被害金額の内訳は、イノシシが5,739万円で全体の4割を占め、次いでサルが2,373万円となりました。

野生鳥獣による農作物被害の推移

被害面積（a）								
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち イノシシ	サル	シカ	クマ	その他
平成22年度	63,602	25,176	38,426	15,463	9,504	260	10,040	3,159
平成23年度	34,648	10,427	24,221	12,992	5,515	450	2,649	2,615
平成24年度	62,614	25,870	36,744	22,878	4,233	44	6,114	3,475
平成25年度	28,443	7,499	20,944	16,085	1,615	105	1,318	1,821
平成26年度	25,801	1,827	23,974	19,341	1,851	152	1,687	943
平成27年度	18,555	2,376	16,179	12,992	792	119	415	1,861
平成28年度	16,632	1,764	14,868	11,613	1,155	140	1,046	914
平成29年度	13,027	1,320	11,706	8,940	1,119	507	405	735
平成30年度	13,593	903	12,690	9,249	962	1,412	331	736
令和元年度	15,633	840	14,793	10,233	1,466	1,459	1,223	412
令和2年度	20,696	794	19,902	12,443	1,619	3,693	1,198	949
令和3年度	12,036	876	11,160	6,635	859	2,922	301	443
令和4年度	7,305	792	6,513	4,041	1,051	825	294	302
令和5年度	8,909	906	8,003	5,211	663	966	594	569
令和6年度	8,839	874	7,965	5,553	1,117	680	158	457

被害金額（千円）								
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち イノシシ	サル	シカ	クマ	その他
平成22年度	157,981	31,116	126,865	52,542	32,950	102	31,304	9,967
平成23年度	117,926	29,911	88,015	49,339	21,814	199	5,439	11,224
平成24年度	164,973	39,200	125,773	68,430	20,538	377	26,865	9,563
平成25年度	148,308	36,322	111,986	75,013	15,630	1,104	11,217	9,022
平成26年度	189,197	36,623	152,574	98,127	25,008	1,573	16,988	10,878
平成27年度	128,460	40,612	87,848	64,528	11,464	950	3,287	7,619
平成28年度	168,152	34,673	133,479	94,939	15,788	939	9,156	12,657
平成29年度	143,156	29,920	113,236	78,804	19,374	1,893	4,386	8,779
平成30年度	167,387	32,889	134,498	98,201	17,555	3,587	3,479	11,676
令和元年度	179,326	24,971	154,355	104,172	22,397	9,006	9,498	9,282
令和2年度	198,391	27,991	170,400	102,701	28,239	7,171	13,043	19,246
令和3年度	139,842	26,559	113,283	64,581	18,190	10,511	3,810	16,191
令和4年度	118,848	28,385	90,463	44,043	24,628	8,126	3,731	9,935
令和5年度	142,559	36,014	106,545	58,696	22,027	5,087	7,236	13,499
令和6年度	150,630	47,903	102,727	57,399	23,733	4,254	3,426	13,915

※平成22年度以降の集計には東日本大震災等の影響のため、一部市町村は含まれていない。

（県環境保全農業課調べ）

(3) 農作物等の自然災害

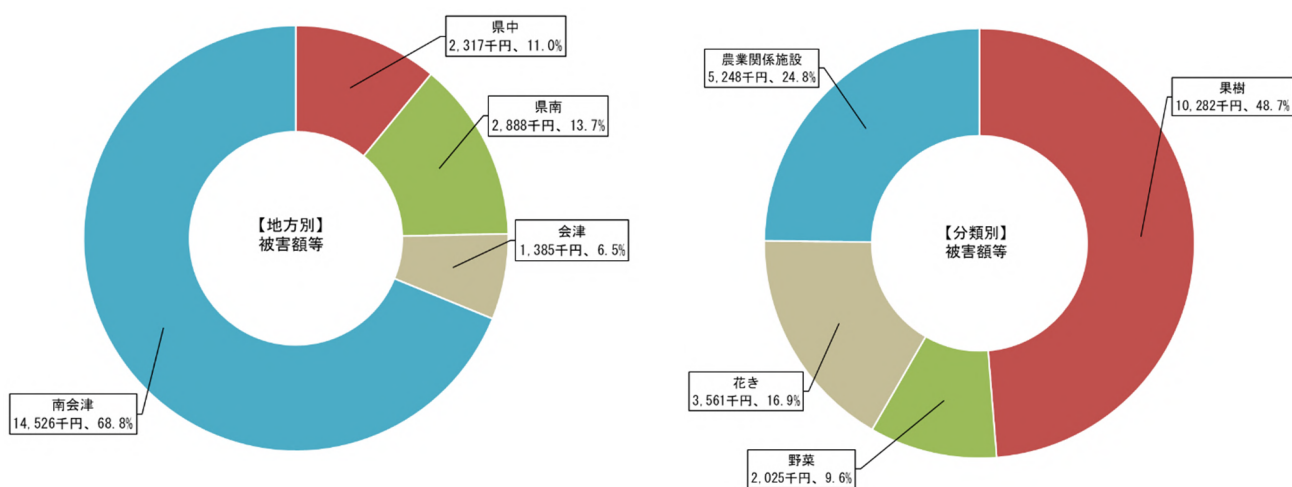
ア 農作物・農業関係施設等の被害状況

令和7年度は、凍霜害、強風、大雨、ひょう、大雪による災害が計5件発生し、県内の農作物等の被害額は21,116千円となりました。

地域別では、南会津地方が14,526千円で全体の約69%、次いで県南地方が2,888千円で県全体の約14%を占めました。

分類別では、果樹が10,282千円で県全体の約49%を占め、次いで農業関係施設が5,248千円で県全体の約25%を占めました。

●令和7年度農作物・農業関係施設等被害額【総額 21,116千円】

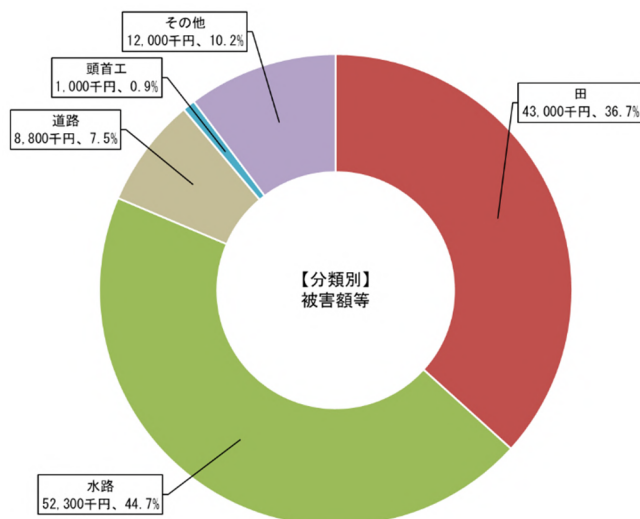


イ 農地・農業用施設等の被害状況

令和7年度は、令和7年9月10日から11日に発生した大雨による被害をはじめとして、117,100千円の被害が発生しました。

分類別では、水路の被害が最も大きく、52,300千円で被害全体の約45%を占めました。

●令和7年度農地・農業用施設等被害額【総額 117,100千円】



ウ 主要な自然災害の概要

(ア) 令和7年7月21日に発生したひょう及び強風による災害

被害地域

・南会津

農作物等の被害

・農作物等被害額 13,517 千円

(イ) 令和7年9月10日から11日に発生した大雨による災害

被害地域

・会津

農地等の被害

・農地等被害額 62,000 千円

(県農業振興課、県農村基盤整備課調べ)

(4) トピックス

●震災・原発事故から 15 年、被災 12 市町村の営農再開状況

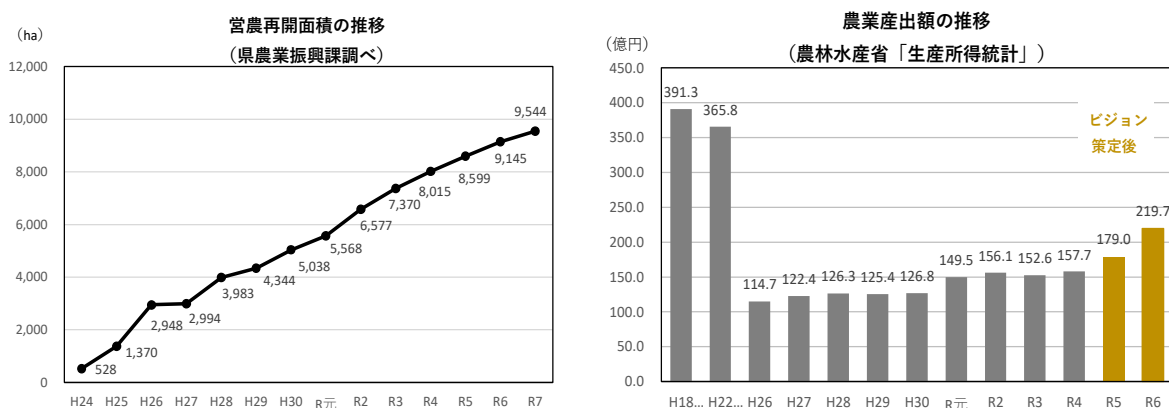
被災 12 市町村の営農再開状況は、避難指示区域等における令和 7 年度末現在の営農再開面積が 9,544ha、再開率は 55.2% (※) となりました。

営農再開に向けては、令和 6 年 10 月に J A グループ福島とともに令和 8 年度以降の避難地域の農業の復興・創生に向けて、担い手の確保や広域産地形成など必要な取組を示す「避難地域 市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定しました。

令和 7 年度は、ビジョンの目標である営農再開面積と農業産出額を震災前の 75% (11,342ha、274 億円) の実現を目指し、県、市町村及び農業団体等で構成した「ビジョンを実現するための検討会議」を立ち上げ、検討会議の下に土地利用型作物、園芸、耕畜連携及び担い手といった分野別のチーム員会議において目標達成に向けた検討を行いました。引き続き、ビジョンの実現に向けて営農再開を推進していきます。

(※) 再開率：営農休止面積に対する営農再開した面積の割合

【営農再開の状況】



●震災・原発事故から 15 年、農業産出額が震災前を上回る

令和 6 年の福島県の農業産出額は 2,874 億円となり、震災前 (平成 22 年) の 2,330 億円を震災後初めて上回りました。これは、全国的な米価上昇の影響に加え、営農再開の進展や生産基盤の整備など、これまで積み重ねてきた取組の成果が形となって現れたものです。特に、水稻や、もも、りんご、ぶどうといった主要作物の生産拡大と品質向上が進み、市場からも高い評価を得ています。また、農産物の安全性確保に向けた緊急時モニタリング検査 (以下、モニタリング検査) や徹底した情報発信により、県産農産物への理解と信頼も着実に広がっています。

一方で、避難地域における営農再開や担い手不足・高齢化への対応、風評の完全払拭など、依然として解消すべき課題は残されています。このため、スマート農業技術の導入による省力化や、新規就農者の確保・育成、地域の特色を生かした高付加価値な産地づくりなど、持続可能で魅力ある農業・農村の実現に向けた取組を、引き続き市町村や関係団体等と一体となって推進していきます。

●クマなどの鳥獣被害対策強化

令和7年度のツキノワグマの出没急増を踏まえ、被害防止計画の対象獣種にクマを挙げている市町村を対象に、農地周辺における有害性の高い個体の捕獲対策を強化するため、捕獲体制の整備や捕獲活動を支援しました。

さらに、クマによる農作物の被害が増えている地域を対象に、環境診断の実施や、高齢化や離農等により放任されている果樹の伐採、追い払いなどの対策を強化しました。

引き続き、被害防止対策に向けた取組を推進していきます。



アドバイザーによる研修会の様子

●高温に強い主食用米「福島59号」の開発

農業総合センターでは高温に強い主食用米の開発を行ってきましたが、令和8年2月、「福島59号」を県の奨励品種に採用しました。

「福島59号」は、高温の影響で米が白くなり品質が低下する「白未熟粒」の発生が少ないという特性を有しています。また、粒が大きく、硬さや粘りのバランスがとれており、「コシヒカリ」に匹敵するおいしさです。

さらに、倒れにくく、病気にも強いという特性を備えているほか、収穫時期が「コシヒカリ」よりも遅いため、他の品種と組み合わせることで、収穫作業の平準化を図ることができます。

今後、令和10年度のデビューを目指し、名称の募集や品種登録に向けた手続きを進めていきます。



福島59号
(主食用米)



粒の大きさが特徴のひとつ

●林業アカデミーを始めとした林業従事者確保・育成

本県の森林再生や林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人材を確保・育成するため、新たに林業分野の就業を希望する方を対象とした「就業前長期研修」と林業従事者や市町村林務担当職員を対象とした「短期研修」の2つのプログラムにより、林業分野のスペシャリストを育成する研修「林業アカデミーふくしま」を令和4年度（短期研修は令和3年度）より開講しています。

令和7年度は6名が研修に取り組み、知識と技術を習得し、必要な資格を取得した上で県内の林業事業体に就業しました。これにより林業アカデミーふくしま就業前長期研修の修了生は累計48名となり、県内各地の森林整備の現場等で活躍しています。



林業アカデミーふくしま研修棟



令和7年度修了生

●福島県RTKシステム本格始動！

RTK固定基地局を県内11か所に設置し、令和7年4月1日から福島県高精度測位システム（福島県RTKシステム）の本格運用を開始しました。RTKシステムとは、GNSS（GPS等）の位置情報に、地上に設置した基地局からの補正情報を送信することで、誤差数cmの高度な測位を実現する技術です。RTKシステムを活用することにより、農機の自動操舵による正確な作業や未経験者の即戦力化、さらには労働時間の短縮や資材コストの削減等の効果が期待されます。

令和7年度はRTKシステムの利用希望者に対し185件のライセンスを発行するとともに、RTKシステムを活用するドローンや自動操作システム等のスマート農業関連の機械等の導入を69件支援しました。

今後も、RTKシステムを活用したスマート農業等技術の更なる普及に向けて、同システムの運用を継続するとともに、活用の促進を図っていきます。



基地局の設置状況（県内11カ所）

- 1 浜地域研究所
- 2 富岡合同庁舎
- 3 いわき合同庁舎
- 4 伊達合同庁舎
- 5 三春合同庁舎
- 6 農業短大
- 7 棚倉合同庁舎
- 8 内水面水産試験場
- 9 会津地域研究所
- 10 南会津合同庁舎
- 11 南郷総合センター

●新規就農者が過去最多の 391 人を記録！

令和 7 年度調査（令和 6 年 5 月 2 日から令和 7 年 5 月 1 日まで）の新規就農者数は 391 人となり、4 年連続で 300 人を超えました。自営就農者数は、平成 28 年度から 100 人を超え、今年度は 151 人となりました。また、農業法人等の雇用による就農者数は昨年度から 70 人増加し 240 人となり、このうち県の「お試し就農」等の活用により就農したのは 21 人でした。自営就農における就農区分をみると、新規学卒は 8 人（前年度比 1 人減）、Uターンは 70 人（前年度比 4 人減）、新規参入は 73 人（前年度比 4 人増）となりました。年齢区分別では 45 歳未満が全体の 70%、男女の構成比は男性 67%、女性 33%で女性の割合が前年度から 5 ポイント上昇しました。アグリカレッジ福島（農業総合センター農業短期大学校）出身の新規就農者数は 20 人（新規就農者数の 5%）で、このうち令和 7 年度卒は 4 人でした。

県では、各地域において就農相談会の開催や就農希望者を対象とした現地見学会を開催し、各地域の特色を生かしながら新規就農者の確保に取り組んでいます。



現地見学会の様子



就農相談会の様子

●第 50 回福島県林業祭記念大会

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の多面的機能を持続的に発揮させ、森林資源を循環利用するためには、林業関係者だけでなく、林業を知らない人やこれから林業の担い手となる世代に対して、森林・林業の重要性や役割を広く PR し、林業という仕事への理解と興味を喚起する必要があります。こうした状況を楽しくわかりやすく伝えるため、福島県林業祭を開催しています。

林業祭には、多くの県民を始め県外からも来場いただき、森林・林業に関連する各ブースでは、五感を使って森林・林業への理解を深めていただきました。



木製イス製作体験



ふくしま伐木チャンピオンシップ
(チェーンソーを使用した伐採等の技術を競う競技会)

●大阪・関西万博で農林水産業の復興状況・県産農林水産物の魅力を発信

(1) 東北四季の彩り&東北絆まつりにおける東北農政局ブースでのPR

大阪・関西万博で開催された「東北四季の彩り&東北絆まつり」の期間中、東北農政局のブースにおいて、本県のGI産品である川俣シャモをPRしました。

日時 令和7年6月14日～15日

会場 EXPOアリーナ「Matsuri」

内容 (株)川俣町農業振興公社と協力し、川俣シャモの加工品を試食提供しました。



東北農政局ブースでのPR

(2) 県ブースでのPR

大阪・関西万博に出展した県ブースにおいて、県産農林水産物をPRしました。

日時 令和7年7月19日

会場 ギャラリーWEST

内容

○もも及び冷凍あんぼ柿の試食ふるまい

- ・県ブースへ来場した方に県産もも（暁星）の試食を約4000食、冷凍あんぼ柿の試食を約400食分提供し、県産農林水産物のおいしさをPRしました。

○県産農林水産物のPR

- ・会場入口にふくしまの農林水産業を紹介するパネルを設置し、復興の状況や県産農林水産物をPRしました。
- ・会場内に昭和かすみ草の装飾を施しました。
- ・来場者限定の特別クーポンを発行し、県産農林水産物を購入することができるオンラインストアをPRしました。



来場者にももの試食を提供



ブース内にパネルを設置

●スマート農業に対応したほ場整備

ほ場整備では、担い手が効率的に営農を行えるよう、ほ場の大区画化と併せてスマート農業に対応した整備（ターン農道、排水路暗渠化等）を実施しています。

【ターン農道の効果】

農業機械のターンがスムーズになり、機械の切り返しに伴う排水不良の発生を抑えることができます。また、資材の積み下ろしや収穫物の運搬が安全かつ効率的に行えます。

【排水路暗渠化の効果】

定期的に行う必要のあった草刈りや泥上げが不要となり、維持管理の大幅な軽減になるとともに、開水路のような「水路への転落事故」や「脱輪事故」の心配が無くなり、農作業の安全につながります。



加倉地区におけるターン農道を活用した田植え
(上り)



(下り)
(双葉郡浪江町)



瀬戸地区における排水路暗渠化工事
(排水管布設状況)



(完了状況)

Ⅱ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

令和7年度の施策の概要

福島県農林水産業振興計画は、令和4年度から令和12年度までの9か年を期間とし、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を基本目標としています。福島県農林水産業振興計画の第4章「施策の展開方向」第1節から第6節の取組に加え、社会情勢の変化に対応するため、海外に依存している食料や高騰した生産資材に対応する取組について、令和7年度農林水産業施策の基本方向を定め、施策を展開しました。

第1節「東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化」では、農地・農業用施設の復旧、被災地域における営農再開の取組を支援し、農業の面的再開を推進しました。また、営農再開の加速化に向け、生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を広域的に展開する産地の創出を支援しました。被災12市町村においては、地域の担い手や参入企業等への農地の集積・集約化など、農地集積の加速化に取り組みました。風評払拭を図るため、「福島ならではの」のブランド確立に向けた新品種の開発や機能性・食味の追求、マスメディアによるPR、戦略的なプロモーション活動により農林水産物の更なる販路拡大に取り組みました。

第2節「多様な担い手の確保・育成」では、令和5年度に開設した「福島県農業経営・就農支援センター」を中心とした相談対応や新規就農者への支援を行うとともに、就農準備から定着までの支援体制の構築強化、現地ツアー、就農相談会等を実施しました。

第3節「生産基盤の確保・整備と試験研究の推進」では、地球温暖化や農業者減少に伴う生産力の低下を解決するための技術開発、市場ニーズに応じた魅力ある県オリジナル品種や県産農産物のうまみや機能性の見える化などの技術開発を実施しました。また、森林づくり活動等に使用する花粉の少ない苗木の育成・配布やモデル的に行う植栽を支援しました。

第4節「需要を創出する流通・販売戦略の実践」では、第三者認証GAP等の導入を推進するとともに、ブランド力強化を図るため、県産農林水産物の市場や消費者などの調査の実施と福島ならではの計画の策定・実践に取り組みました。また、福島ならではの強みを活かしたブランド化や販売棚の確保、情報発信によるイメージ向上の取組等の支援に加え、生産者の思い・創意工夫・県産農林水産物のおいしさや新たな価値など、福島ならではの魅力を職員自ら取材し、SNS等で発信するなど戦略的な情報発信に取り組みました。

第5節「戦略的な生産活動の展開」では、スマート農業技術の実証から普及、人材の育成に至る総合的な取組によりスマート農業技術の導入の加速化を図りました。また、持続的に発展可能な次世代の園芸産地を育成するため、スマート農業機器を備えた施設整備や遊休施設の再整備を支援しました。加えて、県産牛の市場価値向上と風評払拭のため、全国和牛能力共進会へ出品する優秀な候補牛を生産するための取組を支援しました。

第6節「活力と魅力ある農山漁村の創生」では、農村関係人口の創出・拡大を図るための受入体制整備やマッチング支援に取り組みました。また、快適で安全な農山漁村づくりに向け、広域的な視点に立った長期的かつ効率的な鳥獣被害の防止対策、森林管理の適正化等に向けた地域林政アドバイザーの活用支援等に取り組みました。地域資源を活用した取組として、「ふくしま満天堂」を通じた販路拡大や商品開発など地域産業6次化を図る取組を支援しました。

社会情勢の変化に応じた取組として、食料安全保障の強化に向けて、海外からの輸入に依存している大豆・麦・そば及び飼料作物の生産拡大の取組を支援しました。また、人口減少対策として、県外からの就業者確保、農村関係人口の創出、農林水産業への理解促進に取り組みました。

なお、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、令和7年4月には「食料・農業・農村基本計画」が改定されたことを受け、令和7年10月に福島県農林水産業振興計画の策定根拠となっている「福島県農業・農村振興条例」が改正されました。県条例の改正や社会情勢の変化、統計データ等の時点更新等を踏まえ、福島県農林水産業振興計画の見直しを行い、令和8年2月に改定しました。

1 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1.1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

(1) 生産基盤の復旧

ア 被災農地・農業用施設等の災害復旧

(ア) 被害の概要

総被害額 2,865 億円（※浜通りの被害額 2,478 億円（総被害額の 86%））

各工種の被害額（令和 8 年 3 月 31 日集計）

工種	箇所数	被害額（億円）	備考
農地	1,905	1,224	
農業用施設	3,974	1,052	
農村生活環境施設	151	259	農業集落排水等
海岸保全施設	35	330	
合計	6,065	2,865	

※原発から 30km 圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

(イ) 災害復旧事業の概要

災害復旧事業の進捗状況

（令和 8 年 3 月 31 日集計）

工種	事業計画		完了		進捗率
	箇所数	事業費 （億円）	箇所数	事業費 （億円）	
農地	637	259	623	211	98%
農業用施設	1,231	322	1,231	322	100%
農村生活環境施設	128	82	128	82	100%
海岸保全施設（農地）	33	330	30	284	90%
合計	2,029	993	2,012	899	99%

農地・農業用施設等の被害箇所について、営農の早期再開に向け復旧工事を実施しました。また、復旧事業を行った市町村等に対して補助金を交付しました。

(ウ) 令和 7 年度の実施結果

平成 23 年度から令和 7 年度までの事業計画 2,029 か所のうち、2,012 か所で復旧工事が完了しました。

令和 7 年度は、地震による津波により被災した帰還困難区域内の双葉町及び大熊町の海岸保全施設（3 地区）の災害査定を実施しました。

イ ほ場整備による津波被災及び原子力災害からの復旧・復興

東日本大震災による津波被災地域及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難地域 12 市町村内では、ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、福島再生加速化交付金等を活用し、平成 24 年度以降、約 4,259ha（55 地区）でほ場整備

を実施しています。令和7年度は、このうち、上飯樋地区（飯舘村）及び山下地区（南相馬市）において、区画整理工事を新たに着手しました。

令和7年度末時点で、約3,461haで営農再開が可能な状態まで整備が完了しました。



区画整理工事に着手
(南相馬市鹿島区 山下地区)



自動操舵田植え機による田植え状況
(南相馬市小高区 小高東部地区)

ウ 農業用ダム、ため池の放射性物質対策

中通り・浜通りに位置するため池のうち、底質に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じるため池について、営農再開と農業復興の観点から影響を低減することを目的として対策を実施しています。

また、農業用ダム内に蓄積されている放射性物質の流失に対する評価と農業用水の安全確保に資するため、動態解析、予測解析を実施しています。

【対策の状況】

平成24年度から開始した実証事業のデータと知見を基に、県内27市町村において、ため池放射性物質対策が進められています。令和8年3月までに、23市町村で対策が完了し、4町村で対策を進めています。

【県の取組】

県ではこれまでの実証事業により確立した対策技術を生かし、市町村の先進事例となるよう、平成28年度からため池放射性物質対策モデル事業を実施しており、令和6年度まで21箇所のため池で対策を実施しました。

また、農業用ダムの堆積土砂の動態解析、予測解析を実施しています。



浚渫による除去工



直接掘削による除去工
(県営モデル事業の研修会の様子)

エ 農業系汚染廃棄物処理対策

3 市町村の農業系汚染廃棄物の処理を実施しました。

オ 農地土壌における放射性物質の調査

農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、農林水産省や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センターとともに、土壌調査を平成 23 年 3 月から継続して実施し、放射性物質濃度の経年変化と動態予測などの研究に取り組んでいます。この研究で得られた農地土壌の放射性物質濃度と空間線量から、市町村別の「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成し、公表しました。

(ア) 農地土壌調査

平成 23 年度から令和 7 年度まで、延べ 7,229 点を調査しました。令和 7 年度は、水田を始め、畑地や牧草地、樹園地の 262 地点の土壌とそこで栽培されている農作物に含まれる放射性物質の濃度を測定しました。

(イ) 農地土壌の放射性物質濃度分布図

農地土壌調査と原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの空間線量率データから、農地土壌の放射性セシウム濃度を推計し、「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

(2) 農業者への支援

ア 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

福島県営農再開支援事業を活用し、カリ肥料の施用等による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援しました。

- ・市町村数 16 市町村
- ・対象作物 水稻、そば、大豆等

イ 放射性物質除去・低減技術開発の推進

農業総合センターでは、農林水産省農林水産技術会議、国立研究開発法人農研機構、大学等と連携し、放射性物質除去・低減技術の開発に取り組んでいます。

研究成果は、「放射線関連支援技術情報」として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、市町村や関係団体に対する成果説明会等の開催により、成果の周知を行っています。

(ア) 主な研究課題

- ・放射性物質の分布状況の把握
- ・農用地等の放射性物質の除去・低減技術の確立
- ・放射性物質の吸収抑制技術等の確立

(イ) 主な研究成果

「ユズ苗木新植時の表土除去により果実や土壌の ^{137}Cs 吸収が抑制できる」、「土壌

の交換性カリ含量を高めることでブロッコリーへの放射性セシウム移行を低減できる」、「土壌の交換性カリ含量 30mg/100g 乾土以上を確保できればトールフェスクの¹³⁷Csの移行は低く抑えられる」等の研究成果を取りまとめ、放射線関連支援技術情報として公表しました。

ウ 避難地域等における営農再開状況

避難指示区域等における令和7年度末現在の営農再開面積は9,544ha、再開率は55.2%となっており、市町村別の状況は、以下のとおりです。

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	合計
営農休止面積 (平成23年12月末)	375	893	7,289	269	585	861	605	936	723	2,034	398	2,330	17,298
営農再開面積 (令和7年度末)	298	629	5,307	240	462	324	356	134	8	776	187	825	9,544
営農再開率	79.5%	70.5%	72.8%	89.2%	79.0%	37.6%	58.9%	14.3%	1.0%	38.1%	46.9%	35.4%	55.2%

エ 農業総合センター浜地域農業再生研究センターにおける営農再開支援の取組

平成28年3月25日に開所した「浜地域農業再生研究センター」では、農業者や市町村等の要望を踏まえ、国や県が開発した基幹技術等をベースとして、地域の営農再開や再生の段階に応じた実証研究を行っています。

令和7年度は10市町村20か所で実証研究に取り組み、研究で得られた成果等は技術移転セミナー（令和7年度実績：1回、参加者：68名）や研究成果発表会（参加者：61名）等で公表するとともに、営農相談（令和7年度実績：50件）を実施するなど、積極的な情報提供に努めました。



浜地域農業再生研究センター



技術移転セミナー
(メタン発酵消化液の畑地利用)

オ 福島県営農再開支援事業の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等においては農業者の帰還や営農再開に向け、農地の除染はもとより、農業者が安心して営農再開できる環境づくりに取り組む必要があります。

営農再開に向けた一連の取組を支援するため、国の平成24年度補正予算以降に措置された福島県原子力災害等復興基金（営農再開）を受け入れ、福島県営農再開支援事業を実施しています。

令和7年度は、避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（浪江町、南相馬市、楡葉町等10市町村）、放射性物質の吸収抑制対策（伊達市、南相馬市、桑折町等16市町村）、鳥獣被害防止緊急対策（南相馬市、飯舘村、浪江町等12市町村）、水稻の作付再開支援（飯舘村、浪江町、南相馬市等5市町村）などに取り組みました。

【福島県営農再開支援事業のメニュー内容】（令和7年度）

（ア）避難区域等における営農再開支援

- ①除染後農地等の保全管理
- ②鳥獣被害防止緊急対策
- ③放れ畜対策
- ④営農再開に向けた作付・飼養実証
- ⑤避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
- ⑥放射性物質の交差汚染防止対策
- ⑦新たな農業への転換支援
- ⑧家畜の導入支援
- ⑨水稻の作付再開支援
- ⑩除染後農地の地力回復対策
- ⑪地域営農再開ビジョン策定支援
- ⑫先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援

（イ）放射性物質の吸収抑制対策

- ①放射性物質の吸収抑制対策
- ②放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

（ウ）特認事業

- ①営農再開に向けた復興組合支援
- ②稲作生産環境再生対策
- ③農業者の安全管理支援
- ④作付再開水田の漏水対策
- ⑤「たらのめ」生産再開支援
- ⑥作付再開に伴う水稻苗の供給支援
- ⑦避難指示解除区域における飼料生産供給対策
- ⑧除染後牧草の品質・生産性回復対策
- ⑨有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援
- ⑩集落単位等で作付管理する地域への支援
- ⑪避難区域等における農業者等の確保支援
- ⑫担い手への農地集積に向けた準備への支援
- ⑬作付再開水田の均平化支援

カ 福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の取組

原子力被災12市町村における営農再開等を促進することを目的に、営農再開等に取り

り組む農業者の生産等に必要な農業用機械、施設等の導入を支援しました。

- ・件数 39 件
- ・補助額 447,523 千円



ぶどう用ハウスの導入



農業用機械の導入

キ 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業の取組

(公社)福島相双復興推進機構が原子力被災 12 市町村において実施する農産物の販路開拓のコンサルティング等に要する経費を支援しました。

(ア) 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業

a 目標

- ・支援件数 30件（うち新規販路開拓支援 30件）
- ・農業者の自立支援 10件

b 実績

- ・支援件数（着手） 66件
（うち新規販路開拓（完了） 66件）

新規販路開拓支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	檜葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯舘村	※イベント	計
着手件数	13	9	13		5	2	1	11		13		2	-3	66
完了件数	13	9	13		5	2	1	11		13		2	-3	66

※複数市町村において同一のイベントを開催した場合は、1件の支援としてカウントする。

- ・農業者の自立支援（着手） 15件、（完了） 11件

農業者の自立支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	檜葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯舘村	計
着手件数	2	2	2		2	4	2			1			15
完了件数	1	1	1		2	3	2			1			11

ク 県内外の避難先における一時就農の支援

原子力被災 12 市町村から避難した農業者の生活再建を図ることを目的とし、原子力被災 12 市町村外（県外を含む）の避難先で農業経営を再開する際に必要な農業用機械・施設等の導入支援を行う避難農業者経営再開支援事業について、避難者へ周知しました。

ケ 農業者向け金融支援策の実施

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）及び農業近代化資金（復興）を融通し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により、被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援しました。

利子補給承認実績（令和 7 年度）

資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	100 百万円	0 件	0 百万円
農業近代化資金	500 百万円	46 件	480 百万円

コ 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組

東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるために制定された法律です。

震災により一定の被害を生じた地方公共団体（福島県は全市町村及び県が対象）が、復興に関する計画（復興推進計画、復興整備計画）を策定し、国に認められた場合等に、規制・手続きの特例や税制、金融上の特例を受けられる仕組みです。

（ア）復興推進計画

東日本大震災からの復興へ向けた取組を推進するため、県及び市町村が単独又は共同で作成することにより、個別の規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けることが可能となる計画です。令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）により、適用期限が令和 7 年度末まで延長されましたが、その後の税制改正では延長されず、令和 8 年 3 月 31 日で廃止となりました。

※当該特例措置は福島復興再生特別特措法に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税制措置の拡充・延長により、引き続き措置対象に含まれています（令和 11 年 3 月 31 日まで）。

a 農林水産業関係の復興推進計画

農林水産関連産業は「ふくしま産業復興投資促進特区」という復興推進計画に含まれており、同計画において、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、浪江町、新地町、飯舘村が復興特区税制の対象区域を定めています（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村は対象区域を定めていない）。

b 事業者の指定状況

課税の特例を受けるため、事業者は市町村へ申請し、指定を受けます。

農林水産分野における指定状況は次のとおりです。

【指定状況（令和 7 年 3 月末現在）】

・ 指定件数 291 件、指定事業者数 267 件

(内訳) 農業関連産業 140 件
地域資源活用型産業 (林業) 4 件
水産関連産業 147 件

※同一事業者が複数の業種に該当する場合があるため、指定件数と指定事業者数は一致しません。

<税制上の特例の概要>

○国税：法人税（個人事業主の場合は所得税）

- ・事業用設備等に係る特別償却（特区法第 37 条）
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・法人税等の特別控除（特区法第 38 条）
被災被用者の給与等支給額の 10%（9 %）を税額控除
- ※〈 〉内は、令和 7 年度に指定を受けた場合
- ・研究開発税制の特別償却（特区法第 39 条）
開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除

○地方税

- ・地方税の課税免除又は不均一課税（特区法第 43 条）
施設・設備等の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税した場合の地方公共団体の減収を、震災復興特別交付税により補填

(イ) 復興整備計画等

a 復興整備計画

復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地や農業生産基盤の整備等を図る各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるための計画です。

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な手続のワンストップ処理等）が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

b 復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくため、幅広い関係者の意見を集約するとともに、許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

令和 7 年度は復興整備協議会が 4 回開催され、浪江町や大熊町における農用地利用計画の変更や 4 ha を超える農地転用を必要とする土地利用方針の変更等について協議がされました。

1.2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

(1) 新たな経営・生産方式の導入

ア 福島イノベーション・コースト構想における農林水産分野の取組

平成 29 年 5 月 19 日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、県は重点推進計画に「福島イノベーション・コースト構想」を位置づけ、平成 30 年 4 月 25 日に認定を受けました。

本計画においては、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向け、国、県、関係市町村、企業、関係機関等の関係者が一丸となって、積極的な挑戦（チャレンジ）に取り組んでいくこととしています。

なお、重点推進計画は、令和 2 年 6 月 5 日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生計画に統合されました。

【「福島イノベーション・コースト構想」の農林水産分野内容】

(ア) 農業

- ①広域的な産地形成
- ②先端技術を利用した大規模農業の促進
- ③環境制御型施設園芸モデルの構築
- ④花き等への品目転換促進と「見せる農業」としての花きの振興
- ⑤帰還・営農再開の促進と担い手の確保・育成
- ⑥浜地域農業再生研究センター等における研究開発の推進
- ⑦地域資源を活用した持続可能な農業の構築
- ⑧農業の復興・創生を実現していくための試験研究と速やかな社会実装の推進

(イ) 畜産業

- ①先端技術を利用した畜産業再開等の促進
- ②自給飼料生産の強化

(ウ) 林業

- ①森林整備と放射性物質対策の促進
- ②先端技術を活用した森林管理の推進
- ③県材木材利用開発の促進
- ④林業アカデミーふくしま等による森林経営を担う人材の確保・育成
- ⑤海岸防災林保育施業の省力化技術の開発

(エ) 水産業

- ①安全性 P R と販路拡大
- ②漁業復興支援事業を活用した生産体制の強化
- ③ I C T 活用による漁業効率化の促進
- ④先端技術の実証、普及
- ⑤担い手の確保

(オ) 農林水産業全般

- ①風評の払拭と確固たるブランドの確立

②先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の促進

③農林水産分野における技術開発・実用化の推進

※福島復興再生計画（令和８年３月１７日内閣総理大臣変更認定）より

さらに、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、国は令和５年４月１日に福島国際研究教育機構（F-R E I）を設立しました。県は、令和７年度に下記の研究課題へ参画しました。

○第二分野（農林水産業）

① 赤外センサーを用いた高品質ブドウ栽培のスマート化技術
② モモ及びナシに関する輸出対応型果樹生産技術の開発及び実証
③ イノシシ捕獲を先端技術で高効率化する被害対策システムおよび超指向性超音波による野生動物の検知・サル撃退技術の構築・実証
④ 大規模牧場を核とした耕畜連携のための技術開発及び実証
⑤ プラズマ農業技術の開発と福島県浜通りでの実装
⑥ 福島から世界へ発信する新しいコンセプトの牛乳房炎ワクチンの開発
⑦ 果菜類収穫作業の軽労化につながる協働ロボットの開発及び新たな協調作業体系の構築に関する研究

○第五分野（原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）

① 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信（放射性物質の魚類への取込・排出メカニズム）

イ 生産・加工等が一体となった高付加価値産地の創出

原子力被災 12 市町村の営農再開の加速化に向け、生産と流通、加工等が一体となった高付加価値産地を創出する取組を支援する福島県高付加価値産地展開支援事業が令和３年度に創設されました。

この事業は、拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の設置を支援する「整備事業」及び、機械リース、生産資材や家畜の導入等を支援する「推進事業」があります。

令和７年度は、推進事業１件を採択しました。

・推進事業：「ブロッコリー、キャベツ生産機械リース・生産資材導入」

（実施主体：（有）安井ファーム、場所：双葉町）

（２）新たな担い手の確保

ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積

原子力被災 12 市町村における営農再開を加速するため、福島復興再生特別措置法に基づき、県が農用地利用集積等促進計画を作成・公告し、農地中間管理機構を通じた農用地の借り受けと担い手への貸し付けを一体的に設定することにより、担い手への農地集積・集約化を促進しています。

また、農地中間管理機構では、令和3年度から被災地域対策室を設置するとともに、原子力被災12市町村に現地コーディネーターを配置し、農業者の意向把握や地域計画の策定・見直し、農地のマッチング等の支援に取り組んでいます。

令和7年度における農用地利用集積等促進計画による契約面積（県公告実績）は1,427haとなりました。平成26年度から令和7年度までの農地中間管理機構を活用した累計面積は4,076haとなりました。

イ 農業への企業参入促進

企業の農業参入については、福島県農業経営・就農支援センターが中心となり、関係機関・団体と連携して支援策や農地等の情報提供・相談対応、参入企業の定着のための経営発展等を支援しています。

また、浜通り地域等15市町村については、福島復興再生特別措置法に基づき、避難解除等区域への農業を含めた新規企業の参入を促進しており、（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携した企業の参入支援を実施しています。

【実績】

- ・企業参入関係相談件数 23件
- ・ふくしま企業農業参入セミナー 参加者133名
- ・現地見学ツアー 8社10名参加
- ・企業の農業参入フェア（東京都） 15法人相談対応



ふくしま企業農業参入セミナー



現地見学ツアー

（3）農業水利施設の新たな維持管理体制の構築

ア 請戸川地区管理体制整備に係る実証事業の取組

避難指示が解除された地域では、未だ避難者も多く、震災前のような農業水利施設の維持管理を行っていくことが困難な状況にあります。

そのため、請戸川土地改良区管内をモデル地区に位置づけ、農業水利施設の維持管理の省力化に向けた取組を実施し、新たな管理体制の構築に向けた検討を行っています。

令和4～7年度は、現場状況に応じた維持管理軽減対策として、支線用水路や管理道路沿いの草刈り作業の軽減を目的に、水路法面へのシールコンクリート工、防草シート工及びモルタル吹付工を実施し、管理用道路では路面へのプライムコート工やセメント系固化剤による道路改良などを実施しました。

これらの対策により、除草作業の軽減化や法面の洗掘防止のほか、イノシシによる掘起しなどの鳥獣害防止の効果を確認することができました。



施工前 雑草繁茂状況



施工後 (水路法面)防草シート
(管理道路)道路改良工(セメント系)



シーリングコンリート工及び防草シート工



道路改良工(セメント系)

1.3 風評の払拭

(1) 総合的な風評対策の取組

ア 農産物等の安全・安心を確保する取組

(ア) モニタリング検査の的確な実施と計画的な出荷制限の解除

令和7年度のモニタリング検査（出荷確認検査）は、8,733 検体の検査を行いました。その結果、イワナ1点で基準値超過があり、基準値超過割合は0.01%でした。

検査結果は、結果が判明次第、速やかに市町村、関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載を行い、広く周知を図りました。

また、データの検索ができるホームページ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で、分かりやすい情報提供に取り組みました。

令和7年度 農林水産物の緊急時モニタリング実施状況(出荷確認検査)※1】

食品群	品目数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 以下点数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 超過点数	検査結果 点数	月 別											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
玄米 ^{※3}	1	140	0	140	0	0	0	0	16	118	6	0	0	0	0	0
穀類(玄米除く)	6	168	0	168	0	0	4	38	12	8	28	41	29	5	0	3
野菜	167	1,396	0	1,396	145	183	192	310	128	54	135	111	69	36	12	21
果実	33	395	0	395	0	4	25	32	63	105	107	50	8	0	1	0
原乳	1	72	0	72	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
肉類	6	1,418	0	1,418	138	117	146	104	145	159	101	131	93	92	83	109
鶏卵	2	74	0	74	5	8	4	9	4	8	4	8	4	8	4	8
はちみつ	1	39	0	39	0	1	37	1	0	0	0	0	0	0	0	0
牧草・飼料作物	-	609	0	609	0	32	110	45	46	103	134	74	52	4	7	2
水産物(海産) ^{※4※5}	172	3,238	0	3,238	268	311	293	261	91	250	375	316	300	214	319	240
水産物(河川・湖沼) ^{※5}	11	156	1 ^{※7}	157	21	31	14	13	8	4	10	4	0	0	0	52
水産物(内水面養殖)	5	20	0	20	1	4	4	2	0	0	2	3	1	1	2	0
山菜(野生)	16	297	0	297	107	141	19	7	0	0	0	0	1	1	4	17
山菜(栽培)	2	98	0	98	53	43	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
きのこ(野生)	62	110	0	110	0	0	0	6	6	15	65	17	1	0	0	0
きのこ(栽培)	31	481	0	481	21	36	42	18	20	56	169	71	29	9	5	5
果実(野生)	1	5	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
樹実類	2	16	0	16	0	0	0	0	0	2	6	5	2	0	0	1
合 計	519 ^{※6}	8,732	1	8,733	765	917	898	852	545	888	1,153	837	595	376	443	464

※1 出荷・販売用の品目を対象に実施した検査（出荷制限等品目の解除に向けた検査を除く）

※2 食品衛生法における食品の基準値（セシウム134、セシウム137の合算値）（一般食品）100Bq/kg、(牛乳)50Bq/kg

※3 玄米のモニタリング検査は、米の全量全袋検査を実施している7町村を除く地域で実施

（令和7年度産米の全量全袋検査実施7町村：富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町（旧山木屋村））
（米の全量全袋検査の結果：ふくしまの恵み安全対策協議会 <https://fukumegu.org/ok/contentsV2/>）

※4 ズワイガニ（オス）、ズワイガニ（メス）はそれぞれ1品目として集計

※5 シロザケ（筋肉）、シロザケ（精巢）、シロザケ（卵巣）はそれぞれ1品目とし、「海産」と「河川・湖沼」のそれぞれにおいて集計

※6 シロザケ（筋肉）、シロザケ（精巢）、シロザケ（卵巣）は、品目数合計では「海産」と「河川・湖沼」の区別をしない

※7 基準値超過は、イワナ1件

なお、出荷制限等品目の解除に向けたモニタリング検査の結果、基準値を安定して下回ることが確認できた品目については、出荷制限等の解除に向けて手続きを進めました。

令和7年度に制限等が解除された品目は、野生きのこ類、原木しいたけ（露地栽培）、ふきのとう（野生）、うど（野生）（いずれも一部の市町村）の4品目でした。

（イ）放射性物質検査の継続と検査結果の見える化

a ふくしまの恵み農産物安全管理システム

県産農林水産物の風評対策として、産地が行う農林水産物の放射性物質検査結果や、流通消費段階における安全情報の情報発信を行いました。

令和7年度の検査点数は、59,370点（玄米29,487点（令和7年産米）、野菜・果物3,457点、穀類33点、山菜・きのこ690点、水産物25,703点）でした。（令和8年3月31日時点）



産地の放射性物質検査結果の情報発信（ふくしまの恵みHP）

b 地域協議会の設置及び検査機器導入状況（令和8年3月末現在）

地域協議会に対する支援として、営農再開地域等における農林水産物の放射性物質検査体制の整備などを行いました。

- ・地域協議会の設置状況 44 協議会（51 市町村）
- ・米の全量全袋検査器 17 台
- ・NaI 等シンチレーションスペクトロメーター 74 台

c 精米袋用ラベルの作成

県産米を販売するにあたり、全量全袋検査による放射性物質検査を実施した玄米を使用し、安全であることを消費者に伝えるために精米袋に貼付するラベルを作成して、希望する精米業者等に配布しました。

令和7年度の配布件数は14件、配布枚数は8,831枚でした。



（ウ）米の全量全袋検査

平成24年産米から令和元年産米まで、県産米の安全性確保と信頼回復を図るため、県と関係機関・団体が連携して、県内で生産された全ての米を対象に放射性物質検査を実施してきました。

平成 27 年産米以降、通算 5 年間基準値（100Bq/kg）超過がないことを踏まえ、令和 2 年産米から、避難指示のあった 12 市町村で生産されたもののみ全量全袋検査を実施し、その他の地域については、モニタリング検査へ移行しました。

その後、広野町と川内村が令和 4 年産米から、田村市が令和 5 年産米から、檜葉町が令和 6 年産米からモニタリング検査に移行しました。

令和 7 年産米からは、南相馬市がモニタリング検査へ移行しました。

a 検査点数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

29,487 点

b 検査結果（令和 8 年 3 月 31 日現在）

検査したすべての米が基準値以下でした。

放射性セシウム 濃度 (Bq/kg)	測定下限値未満 (25 未満)	25～50	51～75	76～100	100 超	計
点数	29,480	7	0	0	0	29,487
(割合 (%))	(99.98)	(0.02)	(0)	(0)	(0)	(100)

(エ) 園芸品目における対応

a 園芸品目におけるモニタリング検査及び出荷制限の解除等

(a) 直近 2 か年のモニタリング検査結果

令和 7 年度の検査では、野菜の約 96%、果実の約 91%が「検出下限値未満」で、基準値を超過したものではありませんでした。

		野菜				果実			
		R6		R7		R6		R7	
		点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合
合計		1488	100.0%	1395	100.0%	406	100.0%	395	100.0%
内訳	検出せず	1420	95.4%	1346	96.5%	365	89.9%	360	91.1%
	～10Bq/kg	48	3.2%	35	2.5%	29	7.1%	25	6.3%
	～30Bq/kg	18	1.2%	14	1.0%	8	2.0%	8	2.0%
	～50Bq/kg	1	0.1%	0	0.0%	3	0.7%	1	0.3%
	～100Bq/kg	1	0.1%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.3%
	100Bq/kg超過	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※検査点数には出荷制限等品目の解除に向けた検査を含む

(b) 令和 7 年度出荷制限解除品目

国の指示による出荷制限等の解除に取り組み、以下の園芸品目の摂取・出荷制限を解除しました。

- ・伊達市：ワサビ（畑において栽培されたものに限る）（県の定める管理計画に基づき管理されるもの）

出荷制限解除（令和 7 年 5 月 28 日）

ｂ あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛

柿は、あんぽ柿や干し柿への加工により水分が減少し、放射性セシウム濃度が高くなることから、県では平成 23 年度以降、毎年度、加工試験検査を実施し、100Bq/kg を超過した市町村に対して加工自粛を要請してきました。ただし、福島市、伊達市、桑折町及び国見町については、原料柿の流通実態を踏まえ、一つの地帯区分として一体的に自粛を要請してきました。

令和 7 年度の加工試験検査では、上記 2 市 2 町において、あんぽ柿、干し柿ともに基準値超過は確認されませんでした。基準値超過が確認されなかったのは初めてであることから、安全性確保に万全を期すため、引き続き加工自粛を要請しました。

一方、加工自粛が要請されている 2 市 2 町においては、幼果期検査により加工可能な場を判断し、出荷されるあんぽ柿について全量非破壊検査を実施し、安全が確認されたもののみを出荷しています。トレー製品の総検査点数 436 万 4,232 トレーのうち、スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超過したのは 60 トレーで、全体に占める割合は約 0.0014%でした。また、個包装製品の総検査点数は 8 万 500 箱で、すべてスクリーニングレベル以下でした。

なお、スクリーニングレベルを超過したトレーは全て廃棄されています。

(オ) 畜産物における対応

県産牛肉の安全を確保し、風評を払拭するため、牧草のモニタリング検査と併せて、肉牛を出荷しようとする全ての農家の飼養状況調査を実施し、適正に飼養管理された牛だけが出荷されるよう取り組みました。出荷される肉牛については、必要に応じて、農業総合センター(県内出荷分)や、と畜場又は県が指定する分析機関(県外出荷分)において放射性物質検査を行いました。

令和 7 年度は県内 3,354 頭、県外 14,715 頭をと畜したもののうち県内 1,370 頭、県外 3,566 頭について検査し、基準値を超過したものはありませんでした。

その他、県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵及びはちみつについても、モニタリング検査を定期的に行い、基準値を超過したものはありませんでした。

イ 「ふくしま」ならではのブランドの確立

(ア) 福島県農林水産物ブランド力強化推進方針の策定

震災からの復興や安全性の確保に向けて取り組んできた間に、他都道府県では農林水産物のブランド力を強化する取組が積極的に行われてきたことから、県産農林水産物は価格や地域イメージ等で他県から遅れている状況です。そのため、福島ならではの取組により県産農林水産物のブランド力を強化し、競争力強化に結びつけるため、「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定(令和 4 年 9 月)しました。

○基本方針

市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、戦略的な情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図る。

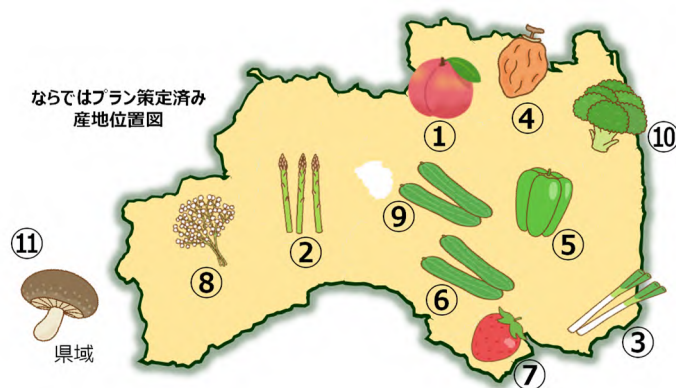


ブランド力強化の展開イメージ

（イ） ならではプランの策定と実践

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針に基づき、産地ごとに、精緻な市場調査に基づいた生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強み・弱みを把握し、県やJA等の関係者が一丸となって生産から流通、販売、PRに取り組む産地戦略である、「ならではプラン」の策定と、その実践に取り組んでいます。

令和7年度には、包装資材のテストマーケティングの実施やブランドロゴの策定など、ブランド力強化を推進しました。



No.	地区及び品目
①	県北・もも
②	会津・アスパラガス
③	いわき・ねぎ
④	伊達のあんぽ柿
⑤	JA福島さくら・ピーマン
⑥	岩瀬きゅうり
⑦	JA東西しらかわ・いちご
⑧	昭和かすみ草
⑨	郡山・きゅうり
⑩	相馬・ブロッコリー
⑪	菌床しいたけ



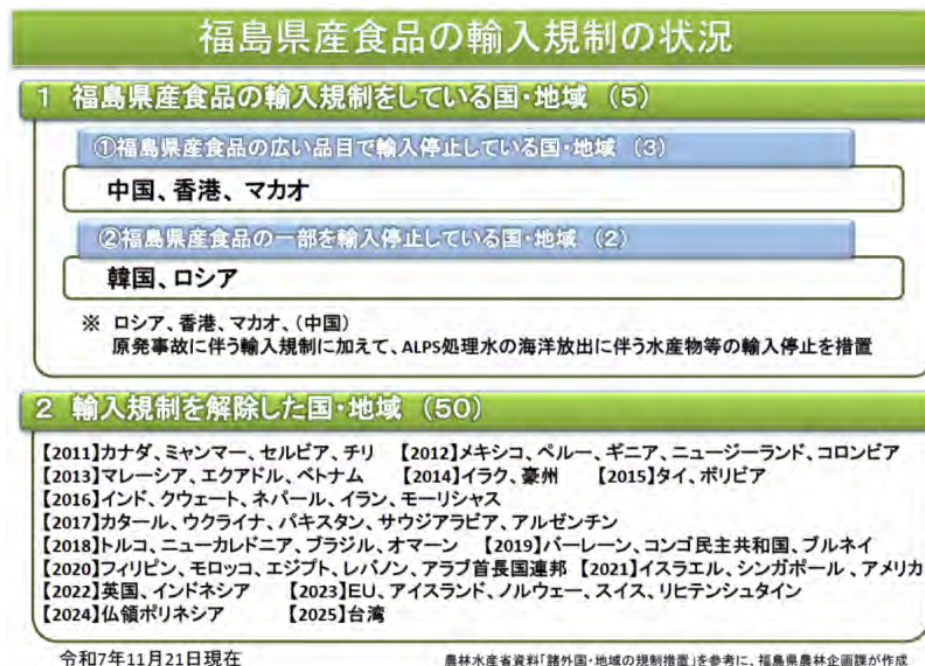
ならではプラン策定と実践のイメージ

ウ 産地の生産力強化、競争力強化

「Ⅱ-4.2 戦略的なブランディング」に記載のとおりです。

エ 輸入規制措置の撤廃

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産食品の輸入規制は、一時 55 の国と地域で措置されていましたが、国と連携しながら、県産農林水産物等の安全性や魅力を海外へ積極的に発信する取組を続けてきた結果、令和 7 年度に台湾で規制措置が撤廃（令和 7 年 11 月 21 日）されたことから、令和 7 年度末時点で輸入規制措置を撤廃した国と地域は 50 となり、輸入規制を継続している国、地域は 5 となりました。



2 多様な担い手の確保・育成

2.1 農業の担い手確保・育成

(1) 地域農業の核となる担い手の育成

ア 経営体の育成

令和7年度は、福島県農業経営・就農支援センター全体で1,451件の相談を受け付け、そのうち新規作目の導入、法人化、第三者への事業継承など農業経営に関する300件を超える相談に対して、各種支援制度を活用しながら、対応しました。

(ア) 経営体の育成

地域をリードする経営体を育成するため、自らの計画に基づく規模拡大等の取組や、地域の中心的な経営体の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援しました。

a 担い手づくり総合支援事業(地域担い手育成支援事業、地域農業構造転換支援事業)

地域計画に位置付けられた中心経営体等が農業用機械等を導入する経費の一部を市町村を通して支援しました。

【令和7年度実績】

地域農業構造転換支援事業 事業実施地区数：4市村4地区

補助額：21,398千円

融資主体補助型

事業実施地区数：6市町村8地区

補助額：25,892千円

条件不利地域補助型

事業実施地区数：1町1地区

補助額：13,450千円

b 担い手づくり総合支援事業(担い手確保・経営強化支援事業)

売上高拡大や経営コストの縮減等の経営発展に意欲的に取り組む地域計画に位置付けられた中心経営体等の農業用機械・施設等導入を支援しました。

【令和6年度(繰越分)及び令和7年度実績】

担い手確保・経営強化支援対策 事業実施地区数：2市町2地区

補助額：43,840千円

地域農業構造転換支援対策

事業実施地区数：4市町村6地区

補助額：19,602千円

(イ) 農業法人等の活性化

農業法人は年々増加しており、地域営農の中心的な担い手として期待が高まる一方で、経営課題を抱える法人も多いため、必要に応じて専門家を派遣し、経営改善やさらなる経営発展に向けて、伴走型の支援を実施しました。

【取組の結果】

- ・事業実施主体 福島県担い手育成総合支援協議会
- ・重点指導農業者 21件
- ・助成額 6,045千円

イ 集落営農の推進

集落営農組織が、様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって農地を継続的に活用して営農が継続できるよう、関係機関・団体と連携したサポート体制を構築し、集落営農の活性化実現に向けた組織体制の強化、特に若者の雇用について重点的に支援しました。

- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業実施組織数 2市町村2組織
- ・補助額 2,000千円

ウ 地域計画の推進

地域計画について、実現性の高い地域計画への見直しや計画の実現を推進するため、「地域計画推進チーム」による関係機関・団体が一体となった取組や「地域計画実現推進強化地区」の設置・運営による事例創出、研修会の開催による市町村職員等のスキルアップを行いました。

【地域計画の策定状況（令和8年3月末現在）】

策定市町村数	策定地域計画数
57	1,005

エ 女性農業経営者の確保・育成

（ア）女性の認定農業者

家族経営における仕事と生活の調和がとれた環境整備、さらには女性の起業活動を促進するため、家族経営協定の締結、経営への参画等を推進しました。

女性の認定農業者数は年々減少傾向にあり、令和7年3月末時点で264人となりました。

【家族経営協定締結数及び女性認定農業者数の推移】

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
家族経営協定締結数（戸）	1,123	1,124	1,155	1,090	1,085	1,105	1,128
女性認定農業者数（人）※	555	564	277	268	256	267	264
認定農業者数（経営体）	7,738	7,377	7,146	7,035	6,982	6,887	6,685

※女性認定農業者数：令和2年度から、女性が役員となっている経営体は含まれていない。

（イ）福島県生活研究グループ連絡協議会

本協議会は、農村生活の向上を目指し、特産品の加工や販売などを行う「生活研究グループ」の地域協議会を総括する組織として昭和55年に発足し、農産物加工や直売等の先導的活動を行ってきました。

令和7年度で創立50年を迎え、令和7年7月30日に日本調理技術専門学校鹿野校長を講師に招き、創立50周年記念行事を開催しました。

- ・会員数（令和7年度） 97名（4協議会）



創立 50 周年記念行事

オ 家族経営協定締結数

農業委員や市町村と連携して家族経営協定の締結を推進しています。

令和 6 年度の県全体の締結数は 1, 128 件（前年度同比 23 件増）となり、そのうち新規で締結された農家数は 45 件でした。

本県においては、経営者夫婦で協定を結ぶケースが最も多くなっています。



締結の様子

（２）次代を担う新規就農者の確保・育成

ア 就農に関する相談受付

令和 7 年度は、福島県農業経営・就農支援センター全体で 1, 451 件の相談を受け付け、そのうち 1, 000 件を超える就農相談に対応しました。

（ア）農業経営・就農相談件数（センター本所＋県農林事務所サテライト分）

所 属	R 7 実績（R 7. 4～R 8. 3）				前年件数（R 6）	
	A	就農	経営	企業 参入等	B	差 A-B
センター（自治会館）	618	432	141	45	561	+57
サテライト（地域）小計	833	591	221	21	791	+42
センター相談件数	1, 451	1, 023	362	66	1, 352	+99

- a 新規就農関連に係る相談件数 1, 023 件（前年度同比 106%）
- b 農業経営全般に係る相談件数 362 件（前年度同比 114%）
- c 企業の農業参入等に係る相談件数等 66 件（前年度同比 89%）
- 計（4～3月12か月分の件数） 1, 451 件（前年度同比 107%）

イ 農業高校生の就農誘導

農業高校生の就農への誘導を図るため、若手農業者による農業高校生の農家体験研修や各地方の就農相談会への参加誘導に取り組みました。

活動区分	取組校	内容
農業体験研修	福島明成、会津農林、磐城農業	3校延べ 21 名の生徒が先進農家での農業体験を実施。
フレッシュ農業講座	福島明成、二本松実業、小野、岩瀬農業、修明、会津農林、南会津、相馬農業、ふたば未来学園、磐城農業	分校を含む 10 校延べ 415 名の生徒が青年農業者等と就農に向けた意見交換や農業関連施設の視察を実施。
就農相談会への参加支援	岩瀬農業、修明	2校延べ 39 名が就農相談会へ参加。



学生向け就農相談会の様子

ウ 農業短期大学の機能充実と農業者育成

アグリカレッジ福島（農業総合センター農業短期大学校）では、令和 2 年度に「農業短期大学校の機能強化に関する基本構想」を策定し、それに基づき、令和 3 年度から構想実現に向けて事業を実施しています。

ドローンやオートトラクター等のスマート農業機器を導入し、令和 4 年度から「スマート農業」及び「農業生産工程管理（GAP）」の科目を新設しました。

また、農業短期大学の施設統合整備については、令和 8 年 3 月に新たな研修施設であるスマート農業トレーニングフィールドが完成し、令和 8 年 4 月より供用を開始しました。また、食堂の改修を行いました。

（令和 7 年度卒業生の実績：自営就農 3 名、法人就農 18 名、J A 5 名、農業関連企業・団体 4 名）



スマート農業トレーニングフィールド



食堂（改修後）

エ 就農希望者の確保と雇用就農の促進

県内外から就農希望者を確保するため、南会津及びいわきにおいて現地見学会、県内5地域で就農相談会「ふくしま農業人フェア」、東京都で移住就農相談会「福島暮らし&“就農”フェア」を開催するとともに、農業経営・就農支援ポータルサイト「ふくのう」及びインスタグラム「fukunou」により情報発信を行いました。

また、労働者派遣事業を活用し、就農希望者が農業法人等に就農するために必要となる実務を身に付ける研修の実施や、就農希望者と農業法人とのマッチングを支援しました（令和7年度実績：法人等での実習生21名、法人等への就職18名）。



移住就農相談会の様子



現地見学会の様子

オ 新規就農者育成総合対策事業の活用

（ア）経営発展支援事業

50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者等、一定の要件を満たす者に対し、機械・施設等の導入を支援しました。

（イ）経営開始資金（旧経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円／月（150万円／年）の資金を最長3年間交付しました。

（ウ）就農準備資金（旧準備型）

就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円／月（150万円／年）の資金を最長2年間交付しました。

区 分	交付人数（人）	交付金額（千円）	備 考
経営発展支援事業	67 人	299,289 千円	令和6年度補正含む
経営開始資金	261 人	332,790 千円	農業次世代人材投資事業（開始型）含む
就農準備資金	84 人	98,875 千円	令和6年度補正含む
合 計	412 人	730,954 千円	

カ 新規就農者の受入体制の整備

研修受入施設として県内143施設を認定し、45市町村におけるサポート体制と連携して就農を支援しました。

また、県内 13 の市町村や団体に対して、新規就農者の受入体制の整備・強化を図る取組を支援しました。

さらに、J Aグループ福島における「福島型トレーニングファーム」の設置検討に県も参画し、提案等を行いました。

【支援地区・団体】

- ・国見町地域農業再生協議会（国見町）
- ・郡山市
- ・田村地域就農支援プロジェクト（田村市、三春町、小野町）
- ・白河市
- ・棚倉町
- ・矢吹町
- ・鮫川村
- ・白河地方農業振興推進協議会（白河市、矢吹町、西郷村、中島村、泉崎村）
- ・会津若松市
- ・喜多方市農業振興協議会（喜多方市）
- ・金山町
- ・只見町農業再生協議会（只見町）
- ・相馬市

（３）多様な働き方への対応

福島県農業経営・就農支援センターや農林事務所における就農相談及び地域の受入体制において、就農希望者の要望等を丁寧に確認しながら、営農部門の選定や農業技術の習得等の支援を推進するとともに、農業以外の多様な意向についても必要に応じて関係機関・団体で共有しながら、地域への定着に対応しました。

2.2 経営の安定・強化

（１）経営安定に向けた支援

ア 制度資金の融資枠の確保と円滑な融通

原油価格・物価高騰、大雪により影響を受けた農業者等の農業経営の維持安定を支援するため、農家経営安定資金（原油価格・物価高騰対策資金、令和 7 年 2 月大雪災害資金）の融通を実施するとともに、農業経営の改善・展開を図る農業者等を支援するため、農業近代化資金（一般）の融通を実施しました。また、高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、家畜疾病経営維持資金利子補給等事業を予算措置しました。

※農家経営安定資金に係る農協取扱いにあっては無利子

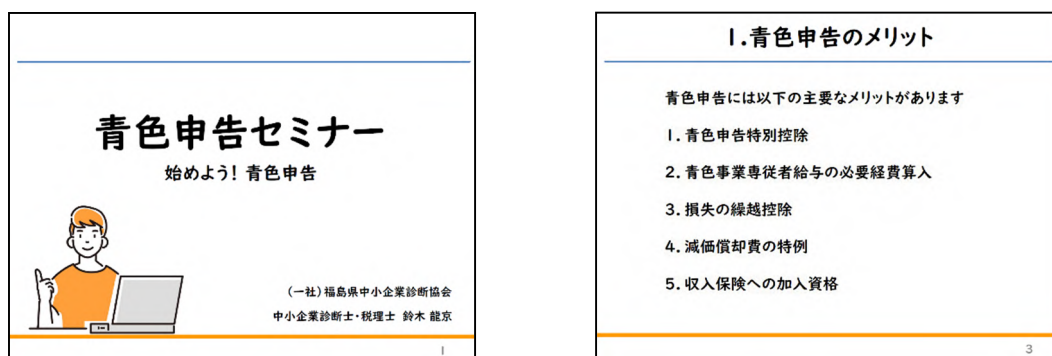
利子補給承認実績（令和 7 年度）

資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	71 百万円	30 件	65 百万円
農業近代化資金	2,000 百万円	174 件	1,481 百万円
家畜疾病経営維持資金	620 百万円	0 件	0 百万円

イ 収入保険や農業共済の加入促進

収入保険について、説明会の開催や普及指導員による戸別訪問、さらには新規加入時の保険料の一部を助成し加入促進を図るとともに、加入要件である青色申告への移行を促進するため、青色申告の基礎動画を県ホームページに掲載しました。

また、園芸施設共済の目的や仕組みをラジオ広報により周知し、加入促進を図りました。



青色申告の基礎動画

ウ 経営所得安定対策

(ア) 野菜価格安定制度

青果物の販売価格に著しい低落が発生した場合に、生産者の経営に及ぼす影響を最小限にとどめ、経営の安定を図るとともに生産意欲の減退を防止することを目的に交付される価格差補給金等について、その交付に必要となる資金（交付準備金）を造成しました。

令和7年度は、（公社）福島県青果物価格補償協会に対し補助金を交付し、指定野菜価格安定事業及び特定野菜等供給産地価格差補給事業、青果物価格安定資金造成事業の交付準備金を造成しました。

- ・指定野菜価格安定事業
補助額 103,703,000 円（債務負担行為含む）
- ・特定野菜等供給産地価格差補給事業
補助額 10,140,000 円
- ・青果物価格安定資金造成事業
補助額 3,425,322 円

(イ) 肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金等の活用

飼料価格の高止まりや牛肉・子牛価格の低迷により事業の重要性が増していることから、パンフレットや事業啓発資材を製作し、生産者、団体へ配付をすることで制度の周知に取り組み、加入を推進しました。

エ 農作業事故の防止と啓発

農業者の農作業安全確保に対する意識を高め、農業機械の運転操作等の誤りによる事故の発生を防止するため、福島県農作業安全運動推進本部を設置し、チラシやラジオ等

を活用した安全意識向上のための広報活動や大型特殊免許取得に向けた講習会（受講者数 15 名）等の農作業安全運動を展開しました。

令和 7 年 農作業死亡事故 2 件（過去 10 年間の平均年間死亡者数 7 件）

**大型特殊免許取得
に向けた講習会**

～公道を走行するには、大型特殊免許が必要です！～

農耕トラクタについては「道路運送車両法」に基づく保安基準が定められ、条件や制限を遵守することにより、農作業を農耕トラクタに搭載したまでの公道走行が可能となりました。農作業を安全に行うため、必要となる大型特殊免許を取得しましょう。

■開催日・場所
令和7年6月19日（木） 会津県西部地区運転練習コース
～20日（金） 大沼郡会津東部町字外川原4260-1

■募集期間
令和7年4月24日（木）～6月6日（金）
※定員は20名、先着順となります。
※定員に達した場合は、上記期間を以て募集を終了します。

■参加範囲
福島県内、現在所のある農業者、農業法人の社員等
（公道免許をお持ちの方に限ります。）

■主催
福島県、福島県農業機械同業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部

■参加費
15,000円（保険料込）※当日、現場にて現金でお支払いください。

■申込方法
受講申込書を福島県農業担い手課ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、福島県農業担い手課へメール、FAXまたは郵送によりお申し込みください。

■問い合わせ先
福島県農業担い手課（担当：木島・山崎） 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
TEL:024-521-7381 FAX:024-521-7938
メールアドレス: nougyouninai@pref.fukushima.jp

※この講習会では免許取得できません。
別途、免許取得には、福島県運転免許センターで技能試験を受ける必要があります。



講習会の様子

（２）雇用人材の安定確保

ア 労働力確保システムの運用

農業者の高齢化、後継者不足さらには大規模経営体の増加などにより、生産現場での労働力確保が大きな課題となっています。このため、令和２年度に開設した「ふくしま農業求人サイト」や１日農業バイトアプリ「デイワーク」を広く周知し、労働力が不足している農業者と求職希望者のマッチングを支援しました。

また、特に慢性的な人手不足深刻な状況となっている浜通り地域等を対象として、農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業を実施しました。

（ア）農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業

浜通り地域等を対象に、農繁期等に必要な農業の労働力を、農作業を請け負う事業者を活用して、確保・供給するモデルの構築に取り組みしました。

また、農業分野における首都圏の若者等との地域間連携モデルを実現し、当該地域等の活性化を図るため、農業体験と地域交流を併せたツアーを実施しました。

・農ワーカーこらんしょモデル事業

実施経営体数 6 件

参加作業人数 のべ 777 人

・農ワーク旅

開催回数 2 回

参加人数 43 人

イ 畜産経営における雇用労働力の確保

本県の酪農は原子力災害以降、乳用牛飼養頭数が大きく減少しており、生乳生産基盤の回復が必要となっていることから、被災地域の２か所で大規模酪農施設の整備が進め

られています。本施設の整備にあたり課題となる労働力の確保に向け、求人サイトへの掲載や就農イベントへの出展による雇用活動を支援しました。

（３）農福連携等の促進

農福連携の取組については、農業関係団体、福祉団体、行政機関などと情報を共有するとともに、農福連携推進チラシ等を作成し、農業側と福祉側の相互理解の促進を図りました。

また、県保健福祉部では、障がい者の社会参画と自立支援、作業工賃向上を目指し、同部の委託事業として、福島県授産事業振興会がワンストップ窓口とコーディネーターを配置し、障がい者の就農を促進しています。

さらに、福島県農業経営・就農支援センターでは、福祉事業者等からの農業参入に関する相談対応や支援を行っています。

3 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

3.1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

(1) 担い手への農地集積の推進

ア 地域計画の推進（再掲）

「Ⅱ-2-2.1-（1）-ウ 地域計画の推進」に記載のとおりです。

イ 意欲ある担い手への農地の集積・集約化

県は、（公財）福島県農業振興公社を農地中間管理機構に指定し、農地中間管理事業を活用した農地集積を推進しています。

令和7年度の農地中間管理事業の実績は、借受面積 5,164ha、転貸面積 5,163ha となりました。

また、農地中間管理事業を活用した農地の出し手や地域に対し、機構への貸付面積等に応じて交付される「機構集積協力金」の実績は、県全体で 729,756 千円となり、このうち、地域に対して交付する「地域集積協力金」は 11 市町村 488,548 千円、「集約化奨励金」は 5 市町村 241,208 千円となりました。

(2) 農業生産基盤の整備

ア 農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備

ほ場整備事業では、ほ場の大区画化と併せて暗渠排水工事※を行うなど、汎用化水田を整備しています。

また、一部地域では、盤上げ客土や表土厚の確保等を行うなど、作付け作物に合わせた畑地整備を実施しています。

これにより、キャベツ等の高収益作物や大豆の作付けが開始され、所得向上に寄与しています。

※暗渠排水工事：農地から深さ 60cm～100cm のところに穴の空いたパイプを敷設して農地の「水はけ」を改善する工事



岡田地区における大豆の播種状況
(遠景)



(南相馬市小高区)

(近景)



神谷地区におけるキャベツ作付状況
(いわき市)

イ ほ場整備を契機とした高収益作物導入による地域農業の活性化

ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、経営体育成基盤整備事業を

活用したほ場整備を5地区で実施しました。

また、ほ場の大区画化や農用地利用集積に加え、ほ場整備を契機として高収益作物の導入による地域農業の活性化を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用したほ場整備を17地区で実施しました。

令和7年度までに整備が完了した農地の一部では、小松菜や玉ねぎなどの高収益作物の生産が拡大するなど、地域農業の活性化が着実に進んでいます。



飯豊上地区における小松菜の作付け状況
(ハウス設置状況)



(ハウスの中の耕起作業)
(田村郡小野町)



山田地区におけるネギ作付け状況
(ネギ作付け状況)



(同左拡大：右上はネギ苗)
(いわき市)

(3) 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進

ア 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定と施設の長寿命化

基幹的な農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断により施設の状況把握と機能評価を行い、それを踏まえた予防保全、補修及び更新に向けた機能保全計画を策定するとともに、適切な保全管理と計画的な補修、更新を行っています。

令和7年度は県内の5管内で7施設の機能保全計画を策定しました。

基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定状況

令和8年3月末時点

管内	基幹的 農業 水利 施設	ダム ため池	頭首工	揚排水 機場	用排水路	その他	策定 不要 ※1	策定対 象施設	R7まで 策定済
県北	87	7	16	7	52	5	13	74	74
県中	56	2	14	2	29	9	25	31	31
県南	42	3	15	0	22	2	2	40	39
会津	135	7	26	10	86	6	41	94	74
南会津	3	0	0	0	2	1	0	3	2
相双	173	22	38	21	83	9	60	113	51
いわき	16	1	4	2	8	1	0	16	13
計	512	42	113	42	282	33	141	371	284

※1 施設の重複、未特定、廃止、及び国、民間会社所有等の施設を除外。
改修(災害復旧)後10年以下、帰還困難区域内等の施設を策定不要とした。

イ 土地改良区の施設管理体制と運営基盤の強化

(ア) 土地改良施設維持管理適正化事業の実施

土地改良区が管理する農業水利施設については造成から相当の年月が経ち、老朽化が進行している施設が多いことから、施設管理における長寿命化対策が求められています。

土地改良施設維持管理適正化事業は、施設の保全管理に係る資金を積立てすることにより計画的な整備補修や施設の更新が実施可能となります。令和7年度は、30 施設で整備補修を行いました。

(イ) 土地改良区の運営基盤の強化

貸借対照表作成が義務づけられた土地改良区に対し、複式簿記化を支援するため、会計指導員を有する福島県土地改良事業団体連合会による巡回指導に対して補助を行いました。



(施工前)



(施工後)

ポンプ等更新
(ポンプ・モーター、真空ポンプ、操作盤)
袴田揚水機場 (いわき市)

3.2 戦略的な品種・技術の開発

(1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

ア オリジナル品種の開発

農業総合センター及び林業研究センターでは、地球温暖化等の気象変動に対応しつつ、産地の生産力・競争力強化につながる、水稻、野菜、花き、果樹、きのこ等の県オリジナル品種の開発を推進しています。これまでに14品目・50品種を育成し、令和8年2月には暑さに強い主食米「福島59号」が県の奨励品種に採用されました。



福、笑い
(ブランド米)
※R3 デビュー



はにかみ
(カラー)
※R3 デビュー



ゆうやけベリー
(いちご)
※R4 デビュー



福島栄24号(系統名)
(リンドウ)
※R7 公表



福島59号
(主食用米)
※R8.2 公表

イ 見える化技術の開発

農業総合センターでは農業の「見える化」に取り組んでいますが、その1つに「おいしさの見える化」があります。

令和7年度にはブドウ「シャインマスカット」の果実外観の嗜好性を調査し、果房重が600～700g、粒の大きさが14g以上で高評価となることなどを明らかにしました。



高評価のシャインマスカットの果房

ウ 試験研究の効率化や生産現場への速やかな普及

農業総合センターでは、現場と密着した実用性の高い技術開発と迅速な技術移転を図る目的で、農業総合センター本部、会津地域研究所、浜地域研究所、果樹研究所及び畜産研究所ごとに農業者(指導農業士等)、団体、市町村を構成員とした「試験研究推進会議」を設置しています。この会議で得られた意見を踏まえ、ニーズを捉えた試験研究に取り組み、研究の効率化を図るとともに、令和7年度は農業者や農業関係団体を対象とした技術移転セミナーを7回、成果発表会を6回開催し、得られた成果の速やかな技術移転を図りました。

また、農業総合センターでは農業技術に関するマニュアルの作成を行っており、令和7年度は「福島県育成りんどう『福島 GE24 号』栽培の手引き」、「福島県における小麦『夏黄金』の栽培法(中通り地方版)」等を作成しました。なお、ホームページでは各分野で合計24件のマニュアルを公表しています。

エ スマート農業等の省力的・効率的な生産技術の開発

農業総合センター果樹研究所では、スマート農業を用いた生産技術の開発のひとつとして、果樹の温暖化による気象被害予測システムの開発を行っています。

令和7年度には、福島県育成モモ品種「はっひめ」の収穫期予測システムを開発しました。この技術は、果樹研究所における2016年から2025年の「はっひめ」の発育データを基に収穫期を予測するシステムであり、近年の温暖化により前進している収穫期について、精度の高い収穫予測情報の提供が可能となります。

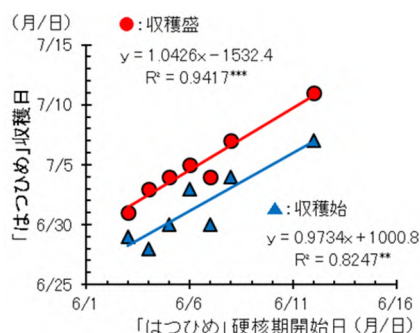


図1 硬核期開始日と収穫日の関係

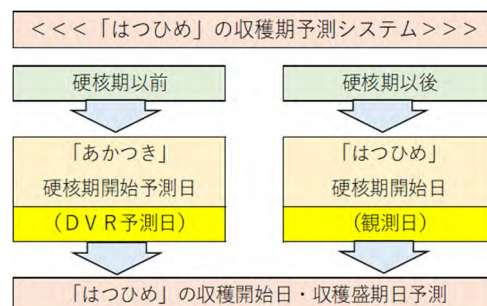


図2 収穫予測の方法

注)DVR 予測日は、モモ「あかつき」の硬核期・収穫期予測システム

4 需要を創出する流通・販売戦略の実践

4.1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

(1) 県産農林水産物の安全性の確保

ア 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-(1)-ア-(イ) 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化」に記載のとおりです。

イ 農薬の適正使用の推進

(ア) 農薬適正使用推進会議の開催

農業者の食の安全性に対する意識を高め、安全な農産物の安定生産が図れるよう、病害虫・雑草の効率的かつ適正な防除と、農薬適正使用の推進を目的として農薬適正使用推進会議を開催しました。

- ・県1回、地方7回開催

(イ) 農薬危害防止運動の実施

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底等を推進するため、農薬危害防止運動を実施しました。

- ・運動期間 令和7年6月10日～9月10日
- ・農薬危害防止講習会 参加者302名
- ・ラジオ広報 令和7年6月24日

(ウ) 福島県農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの育成

主に農薬購入者に対する農薬の適正使用に関する助言指導を行う農薬管理指導士、生産組織内の農業者に対する助言指導を行う農薬適正使用アドバイザーの更新・認定を実施しました。

- ・農薬管理指導士認定者数 297名（令和8年3月31日現在）
- ・農薬適正使用アドバイザー認定者数 738名（令和8年3月31日現在）

(エ) ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会の開催

ゴルフ場における農薬の適正かつ安全使用に関する資質向上を図るため、ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会を開催し、42名が参加しました。

ウ 飼料の安全確保強化の指導

飼料の安全性を確保するため、県内の飼料製造業者等65か所に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施し、表示や届出の不備是正に努めました。

エ 動物薬事監視指導

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、医薬品医療機器等法等に基づき、県内の動物用医薬品製造業者及び販売業者等に対し、獣医師の処方に基づいた動物用医薬品とその数量が適切に流通販売されているか、流通している動物用医

薬品が適正な品質であるかなどについて、家畜保健衛生所の薬事監視員が計画的に立入検査等を実施しました。

令和7年度は、115件の動物用医薬品製造業者等に対して立入検査を行い、適法であること確認しました。

(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保

ア 県産農林水産物のモニタリング情報サイト

モニタリング検査結果について、「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトで公表し、県産農林水産物の安全性を国内外に発信しました。

水産物については、モニタリング検査を実施し、検査結果は水産課のホームページ及び福島復興情報ポータルサイトで公表しました。

- ・水産物の令和7年度検査検体数 3,692 検体

(海産物 3,238 検体、河川・湖沼の魚介類 434 検体、養殖魚(内水面) 20 検体)

イ G A P の推進

県産農産物の安全性を確保し、消費者や流通業者からの信頼を得るため、「福島県GAP(農業生産工程管理)推進基本方針」に基づき、GAPの普及を図るとともに、第三者認証GAPや「ふくしま県GAP(FGAP)」(以下、第三者認証GAP等)の取得を積極的に推進しました。

さらに、県内の農業者等の取組に対する消費者等への認知度向上のための情報発信にも取り組みました。

- ・第三者認証GAP等に取り組む経営体数 787 経営体

- ・第三者認証GAP等の取得状況

第三者認証GAP 170 件 (GLOBALGAP 12 件、ASIAGAP 6 件、JGAP 152 件)

FGAP 233 件

計 403 件

ウ 適正な食品表示に向けた巡回調査

食品表示の適正化に向けた、食品製造・販売事業者、流通事業者に対する調査を行いました。

- ・生鮮食品 175 件、加工食品 16 件、米穀販売店 3 件、卸売市場 2 件

エ 適正な米穀流通のための巡回調査

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)に基づく適正な米穀流通のため、集荷業者、小売業者及び外食店等に対し、101 件の調査を行いました。

4.2 戦略的なブランディング

(1) ブランド化の推進

ア 「ふくしま」ならではのブランドの確立（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-(1)-イ「ふくしま」ならではのブランドの確立」に記載のとおりです。

イ 県オリジナル品種などのブランド力の強化

(ア) 農林水産物の販売力強化

a 「ふくしまプライド。」販売力強化会議の開催について

県産農林水産物のブランド力・販売力の強化に向けて、国、県、生産者団体等が連携し、風評払拭対策や販売戦略の策定及び進行管理等について協議しました。令和2年度より毎年開催しています。

・第1回（令和7年7月16日）

福島県産農林水産物の販売方針（案）について協議を実施し構成員から承認を得ました。

・第2回（令和7年10月10日）

『「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業』及び「福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業」の上半期実績や分科会報告（米、果物、野菜、畜産物、水産物、林産物）を実施し、JA等出席者と意見交換を行いました。

・第3回（令和8年3月24日）

『「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業』及び「福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業」の令和7年度の実績や農林水産省で実施している福島県産農産物等流通実態調査の報告などを行い、JA等出席者と意見交換を行いました。

b 分科会（米、果物、野菜、畜産物、水産物、林産物）

・計7回開催

c マーケットイン調査

県産農林水産物の価格ポジションを向上させ、更なるブランド化を図るため、「もも」と「福島牛」のマーケットイン調査を実施しました。

(イ) 県オリジナル水稻品種のプロモーション活動

a 「福、笑い」ブランド化推進事業

デビューから5年目を迎える「福、笑い」における、流通販売事業者・消費者等の認知向上、ファンの獲得、販路の開拓を図るため、外部アドバイザーの協力を得ながら、関係団体と連携して、販売先、販売方法及び価格帯等を意識した戦略的なプロモーションを実施しました。

○プロモーションの取組

・テレビCMでの情報発信

竹下景子氏がナレーションを務めるテレビCMの放映が2年目となる県内及び首都圏においては、ナレーションに変化を付けて新規感を演出しました。

「福、笑い」の定番販売が拡大してきている東海地方、沖縄地方においては、新

たにCMを放映しました。加えて、県内においては、ギフト利用を促進するため、令和6年度にWeb配信した動画をCMとして放映しました。

- ・LIVE AZUMA でのPR

10月18～19日、あづま総合運動公園で開催されたLIVEイベントの若年層に対して、新米「福、笑い」おにぎりのサンプリング（2日間で約2500食）等によりPRを実施しました。

- ・KFBおにぎりフェスでのPR

11月8日～9日、うすい百貨店で開催された一般消費者向けのイベントにおいて、「福、笑い」展示ブースを設け、アンケートに答えていただいた先着800名（各日400名ずつ）に「福、笑い」パックご飯をプレゼントしました。

○一般消費者等の喫食機会の創出及び販路開拓・拡大

- ・飲食店や旅館・ホテル等とのタイアップ

「福、笑い」の販売拡大に向けて、飲食店や宿泊施設（以下、「飲食店等」）における新規取扱に向けた営業支援や新米フェアを実施しました。

- ・営業支援（県内）

「福、笑い」研究会と取引のある米卸事業者が飲食店等の販路を開拓するための営業支援として、商談時に使用するサンプル米を1研究会あたり上限100kg（1店舗最大5キロ×20店舗分）として提供しました。

- ・新米フェア

「福、笑い」の飲食店等での利用拡大や認知向上を目的として、新米を使用した特別メニューを提供するタイアップフェアを12月に実施しました。（各店舗の状況に応じて2週間～1か月程度）

（実施店舗数）

県内 22店舗（飲食店14店舗、宿泊施設等8店舗）

宮城県 2店舗（すべて飲食店）

首都圏 13店舗（すべて飲食店）

○「福、笑い」をテーマとした体験型コンテンツの実施

- ・親子向け：お米のプロと学ぶ！米どころ福島のお米のおいしさを感じよう

県内で収穫された3種のお米「福、笑い」「天のつぶ」「コシヒカリ」それぞれの品種の味や食感の違いを感じて頂くプログラムを実施しました（令和6年度に引き続き2回目の実施）。

日時・会場 11月29～30日 THE KITCHEN PLATFORM（郡山市）

講師 八代目儀兵衛

対象者 小学校3年生～6年生の児童と保護者

参加者 29日7組20名、30日10組24名

- ・大人向け：五つ星お米マイスターと学ぶ 米どころ福島のお米講座

普段お米に興味関心がある大人を対象としたイベントを開催しました。県産米の特徴を詳しく学んでみたい、日頃炊飯していて疑問に感

じている点を解消したい等のニーズに応じたプログラムです(令和7年度新規実施)。

日時・会場 11月29日 THE KITCHEN PLATFORM(郡山市)

講師 八代目儀兵衛

対象者 20歳以上

参加者 11組12名

b ふくしま米販路拡大事業

・「ふくしまプライド。」福島県産米応援店

県産米にこだわりや愛着をもって長く取り扱っていただける米穀店や中食・外食事業者とより深い関係を築くため、応援店制度を開始しました。公募の結果、令和8年3月に13店舗を応援店として認定しました。

・米穀店向け産地視察ツアー

首都圏の米穀店を対象に、県産米の理解促進、販路拡大に繋げることを目的に、県産米の圃場を視察するツアーを実施。初めて、ツアー内で生産者と米穀店が商談する機会を設けました。

実施日 令和7年9月4日

視察先 生産者圃場等(大玉村、喜多方市)

参加者 9名

・「ふくしまの米」における県産米の情報発信

「ふくしまの米」WEBサイトを運営し、県産米の情報発信を行いました。

・飲食店タイアップキャンペーン

県産米を取り扱う首都圏の飲食店延べ38店舗を対象として、レシートで応募できるプレゼントキャンペーン(令和7年12月1日～12月31日)を実施しました。また、dancyu 食堂では期間内に提供する白米に「福、笑い」を使用したほか、県産食材を用いたオリジナルメニュー「福島県産アンコウのきのこあんかけ定食」を提供しました。

c ふくしま米消費拡大推進事業

県産米の県内消費率及び県外認知度の向上を図るため、構成団体と連携して県内外でのPR活動等に取り組む福島県米消費拡大推進会議の活動を支援しました。

○推進体制

・福島県米消費拡大推進会議(事務局：農産物流通課)

経緯 福島県米消費拡大推進連絡会議とふくしま米需要拡大推進協議会が令和3年5月17日に統合して設立。

目的 福島県産米の消費拡大を目的として活動し、①県内での県産米の消費拡大、②県外での県産米の認知度向上を事業の柱とする。

構成 20団体(会費負担のある会員：5団体、会費負担のない特別会員：15団体)

事業 県産米販売促進キャンペーンの実施、「ふくしまライシーホワイト」の運

営や毎月8日「ごはんの日」の普及推進など

- ・福島県オリジナル米生産販売推進本部（事務局 農産物流通課・水田畑作課）

目的 県オリジナル米の生産振興と流通・販売推進の強化に向けて、関係機関・団体が一体的に取り組む。平成29年6月に設立。

構成 J A福島中央会、J A全農福島、ヨークベニマル、県等13団体

○県産米販売促進キャンペーン

県産米の米袋にキャンペーンシールを貼付し、購入者がSNS（LINE）を利用して参加する県産米販促キャンペーンを実施しました。

- ・県産米を取扱う事業者等への情報発信

送付先 県内外の飲食店、小売店、米卸等 約1,400事業者

発行状況 5回発行（9月、10月、12月、1月、3月）

○琉球大学教育学部附属小学校における出前授業

6月11日琉球大学教育学部附属小学校5年生約100名（3クラス）を対象にJ A全農福島及び沖縄食糧㈱と連携して県産米に関する出前授業を実施しました。

○ふくしまライシーホワイト

7月に選考会を開催し、2025ふくしまライシーホワイト5名を選出。秋以降、本格的にPR活動を実施し、活動状況をInstagramで発信しました。

○福島県産米消費実態調査

消費者調査（県内における県産米消費量や首都圏における県産米認知等）、事業者調査（県内宿泊施設で提供される米の産地及び産地表示状況）、県産米流通実態調査（県内外の米卸等の流通状況）を実施しました。

（ウ）県オリジナルいちご品種のプロモーション活動

ゆうやけベリーについて、統一したロゴデザインを活用して生産者・流通事業者も含めた県内関係者一体となったプロモーションを展開し、福島ならではの品種としてのブランド化を推進しました。

a 消費者への認知度向上及び販売促進

県内直売所や首都圏小売店において、副知事によるトップセールス1回を含むPR・販売促進フェアを計7回開催しました。また、HPや各種メディアを活用した情報発信を行いました。



みらい百彩館んめ〜べ（伊達市）

副知事トップセールス(1/24)



日本橋ふくしま館（東京都）

フェア（1/10～1/12）

ｂ 資材提供・新規資材の作成

- ・小売等及び飲食店・菓子店等へ販促資材を提供・配布しました。
- ・新規ビジュアルポスター、ロゴデザインを生かしたエプロンを作成しました。
- ・県内小売店等で使用するための食味チャート資材作成・提供しました。



各種資材の作成・配布

ウ 地理的表示（G I）保護制度の活用促進

（ア）G I 製品のPR及び販売促進

県のG I 製品について、制度紹介や製品のPR、及び販路拡大への支援等を実施しました。

※地理的表示（G I）保護制度について

・その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する農林水産省の制度です。

・平成27年6月の制度開始以来、令和8年3月末現在で計167製品が登録されています。（44都道府県並びにイタリア、ベトナム及びタイ）

・本県の登録状況 7品目

（南郷トマト、阿久津曲がりねぎ、川俣シャモ、伊達のあんぽ柿、たむらのエゴマ油、昭和かすみ草、会津地鶏）

ａ 販売促進

大阪・関西万博において、「川俣シャモ」の試食提供を行い、PRを実施しました。

また、令和8年2月の「食の交流会」において、G I 製品試食コーナーを設置し、G I 製品の魅力を紹介するとともに、試食として「伊達のあんぽ柿」を提供しました。

ｂ 「地理的表示（G I）保護制度」研修会の開催

県産農林水産物等のブランド力強化のため、「福島ならではの農林水産物等ブランド力強化研修会」を開催し、機能性表示食品制度とともに地理的表示（G I）保護制度について関係者に説明を行いました。

開催日 令和7年11月19日

会場 農業総合センター

参加者 県関係課、市町村、J A関係団体、
一般参加者（農業従事者、6次化関係事業者等）55名

(2) 県産農林水産物の魅力発信

ア メディアなどによる安全性の発信や魅力の発信

(ア) マスメディアを活用した県産農林水産物のPR

マスメディア等を活用し、県産農林水産物の魅力のPRを行いました。

a テレビによるPR

旬の農林水産物の魅力や安全への取組を広くPRするため、県産農林水産物の流通実態に応じ、県内や首都圏などで放映しました。

(a) テレビCM

- ・桃篇 令和7年6月27日～8月10日【県内, 関東, 関西, 北海道】
- ・夏野菜篇 令和7年7月15日～8月20日【県内, 関東, 関西】
- ・水産物篇 令和7年7月15日～8月20日【県内, 関東, 関西, 中京】
- ・お米篇 令和7年10月20日～11月30日【県内, 関東, 関西, 沖縄】
- ・牛肉篇 令和7年11月1日～12月15日【県内、関東】

(b) パブリシティ

CM放送に合わせ、テレビ番組内での県産農林水産物の紹介を12回実施しました。

b 公共交通機関におけるPR（都営地下鉄）

情報発信効果を高めるため、テレビCMの放映時期などに合わせてポスターの駅貼り広告及び中吊り広告を実施しました。

7月：桃、8月：夏野菜、9月：水産物、10月：お米、11月：牛肉、
3月：キービジュアル

c その他PR

(a) 各施設での放映

イオン店頭サイネージでのお米篇・牛肉篇のCM放映

令和7年12月29日～令和8年1月11日、令和8年2月17日～2月22日、
令和8年3月2日～3月15日

(b) WEBメディアでのCM放映

TVerでのCM放映

- ・桃篇 令和7年7月8日～8月10日
- ・夏野菜篇 令和7年7月15日～8月20日
- ・水産物篇 令和7年7月15日～8月20日
- ・お米篇 令和7年10月20日～11月30日
- ・牛肉篇 令和7年11月1日～12月15日

(イ) マスメディアを活用した漁業の魅力発信

水産業関係者が漁業生産拡大に継続して取り組んでいけるよう、県産水産物の消費・生産・流通の拡大につなげる対策として情報発信を行いました。

a テレビによる発信

13番組を放送

- b 新聞による発信
新聞企画4紙で11件掲載
- c ラジオによる配信
ラジオ企画延べ9回放送
- d 情報発信サイトでの発信
情報発信サイト等で延べ72回

イ トップセールスやフェアによる県産農産物の認知度向上

(ア) トップセールスによる販売プロモーション

関係団体等と連携しながら、県産農林水産物の魅力をPRするとともに販路の回復・拡大に結びつける活動を実施しました。

a 知事、副知事によるトップセールス【合計15回】

- ・令和7年7月18日 市場トップセールス（東京都中央卸売市場大田市場）
- ・令和7年7月18日 イトーヨーカ堂表敬訪問
- ・令和7年7月25日 市場トップセールス（大阪市中央卸売市場）（副知事）
- ・令和7年7月25日 万代渋谷店 売り場PR・意見交換（副知事）
- ・令和7年7月25日 イオンモール堺北花田店 売り場PR・意見交換
(副知事)
- ・令和7年7月29日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
(副知事)
- (JAふくしま未来直売所みらい百彩館んめ〜べ)
- ・令和7年8月1日 市場トップセールス（札幌市中央卸売市場）（副知事）
- ・令和7年8月1日 イオン北海道表敬訪問（副知事）
- ・令和7年8月1日 イオン北海道発寒店 売り場PR（副知事）
- ・令和7年8月6日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
(ヨークベニマル西ノ内店)
- ・令和7年10月24日 イオンスタイル板橋 売り場PR（副知事）
- ・令和7年11月15日 イオンモールいわき小名浜トップセールス
- ・令和7年11月21日 沖縄県における県産米トップセールス（副知事）
- ・令和8年1月24日 県産いちごトップセールス（副知事）
(JAふくしま未来直売所みらい百彩館んめ〜べ)
- ・令和8年3月7日 イオンレイクタウン店における県産農林水産物トップセールス（副知事）

b 農林水産部長等によるトップセールス【合計5回】

- ・令和7年7月26日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会
(イオンスタイルいわき小名浜)（食産業振興監）
- ・令和7年7月31日 新宿高島屋におけるトップセールス（部長）
- ・令和7年10月11日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会

(イオスタイルいわき小名浜) (政策監)

- ・令和7年11月1日 サンエー那覇メインプレイス店における県産米等PR (食産業振興監)

- ・令和7年12月6日 中京圏における県産米PR (食産業振興監)

(イ)「ふくしまプライド。」フェアの開催

県産の桃や夏野菜等の最盛期に合わせ、都内量販店等において「ふくしまプライド。」フェアを開催し、県産農林水産物の販路拡大を図りました。

【実施店舗数】30企業、83回、延べ1,372店舗

(ウ) 県産農林水産物等販売コーナーの設置

都内量販店等において県産農林水産物の販売コーナーを一定期間設置し、販売促進活動を実施しました。

【設置店舗数】18企業、13回、延べ595店舗（うち「ふくしまプライド。」フェア販売コーナー2店舗、米ルキャンペーン（首都圏分）593店舗）



東京都大田市場
知事トップセールス(7/18)



ヨークベニマル西ノ内
知事トップセールス(8/6)

4.3 消費拡大と販路開拓

(1) 国内における販売強化

ア オンラインストアによる販売促進

(ア) オンラインストアによる販売促進キャンペーン

大手オンラインストアである楽天市場、Amazon、Yahoo!ショッピングにおいて、販売促進キャンペーンを4回実施しました。

【共通キャンペーン】※新規顧客向け

- ・第1回 令和7年7月7日～8月22日
- ・第2回 令和7年9月1日～11月26日
- ・第3回 令和7年11月21日～令和8年3月26日

【新規店応援キャンペーン】

- ・令和8年1月14日～3月13日

大型イベントの機会を捉えた販売促進キャンペーンを実施しました。

【ふくしまプレDC（楽天市場のみ）】

- ・令和7年6月2日～8月4日

※県内協力宿泊施設に宿泊した方へ特別クーポンを発行

【大阪・関西万博（楽天市場、Yahoo!ショッピングのみ）】

- ・令和7年7月19日～8月12日

※令和7年7月19日の福島県ブース来場者へ特別クーポンを発行

(イ) 出店者の確保及びスキルアップ

出店希望者等への説明会を実施し、出店者を確保するとともに、運営講座の開催により、県内事業者のスキルアップを図りました。

【新規出店事業者】 楽天市場 16 事業者、Yahoo!ショッピング 4 事業者

- ・オンラインストア活用セミナー（1回）
- ・個別相談会（12回）
- ・事務局が実施したセミナー（15回）
- ・グループコンサルティング（5回）

(ウ) 主力県産品（桃、米）の販売計画

オンラインストアでの県産桃・米の持続的な販売拡大や価値向上を目的にEC市場における市場調査を実施・実証しました。

- ・桃：ECの特性を踏まえた効果的な販売促進手法（早期予約の獲得、ギフト訴求）を実証し、新たな売上に繋がる結果が得られました。
- ・米：EC市場における市場分析及び購買分析をもとに販売計画を策定しました。

(エ) 大手食品ECサイトにおける県産品の取扱拡大

大手産直系ECサイト「食べチョク」と連携し、新規出品者を募集、県産品の取扱拡大を促進しました。

- ・新規出品者 8 事業者
- ・県産品を対象としたクーポンキャンペーン（令和7年11月11日～27日）

(オ) ふくしま常磐ものナビによる購買促進

震災及び原子力発電所事故の影響により打撃を受けた本県水産業の復興に向け、店舗検索・情報配信の支援ツールを用意し、常磐ものの取扱店舗の集客支援・来県者の購買を促進しました。

- ・紹介店舗数 255 店舗

イ 商談会等による多様な販路の確保

販路の回復・拡大のため、首都圏等のバイヤーと県内の生産者等とのオンラインでの商談や対面での交流を実施し、マッチングの促進を図りました。

(ア) 商談会・産地視察ツアー

a オンライン商談会

首都圏を中心とした全国の飲食事業者等をターゲットとして、オンラインによる商談会を開催しました。

- ・日 時 令和7年11月12日、11月26日
- ・参加者 33 事業者が出展（バイヤー50社参加）

b 産地視察ツアー

首都圏を中心とした全国の飲食事業者等を対象として、県内産地等を紹介する産地

視察ツアーを実施しました。(3コース)

・日 時 令和7年7月～令和7年10月

第1回 令和7年 7月28日～29日 県北・会津の青果と地鶏、野菜等

第2回 令和7年 9月29日～30日 浜通りの水産物と野菜等

第3回 令和7年10月20日～21日 中通りの野菜と林産物、畜産物等

参加者 35事業者が視察(バイヤー35名)

c 飲食店とのタイアップフェア

飲食店において、商談会に参加した生産者の県産農林水産物を活用したタイアップフェアを実施しました。

・日 時 令和7年7月～令和8年3月

・実施店舗 外食企業5社60店舗

(イ) 食の交流会

本県と関係の深い卸・小売事業者や飲食関係事業者等の方々を招待し、県内生産団体等と共に、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など、福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をPRしました。

また、「2部構成」として、立食形式の交流会に先立ち、県内事業者による展示商談会を実施するなど、県産農林水産物の魅力発信や商談マッチングを強化しました。

実施日 令和8年2月2日

場 所 八芳園

内 容

【第1部】展示商談会

流通事業者の仕入担当者等を対象に、県産農林水産物を産んだ歴史的・地理的背景や「ふくしまプライド。」のコンセプト、その誇りを体現する「福島ならではの」取組(安全安心の取組、G A P、オリジナル品種等のブランド力強化)等について説明した後、県内の生産・加工事業者が設置した試食・展示ブースにおいて商談を行いました。

<参加者>県内生産・加工事業者等 29社

流通事業者の仕入担当者等 153社(268名)

【第2部】交流会

知事を先頭に、県内生産者団体等とともに流通事業者と交流し、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をPRしました。

<参加者>流通事業者、来賓(復興大臣、農林水産副大臣)、県内生産者団体等

223名

ウ 販売・消費拡大のためのPR等活動への支援

県内の農業者団体等が風評の払拭に向けて国内で実施する県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのPRを行う活動を支援しました。

(ア) 募集期間

・第1期募集 令和7年4月 3日～4月30日

・第2期募集 令和7年6月16日～7月 4日

・第3期募集 令和7年8月 8日～9月 4日

(イ) 補助件数等

- ・民間団体事業 82 件
- ・県域等農業団体事業 16 件
- ・採択合計 98 件

(2) 地産地消の推進

ア 直売所等と連携した消費拡大

地産地消の推進に向け、県内の直売所及び道の駅間のネットワークを一層強化し、運営上の課題解決につなげるため、関係者を対象とした情報交換会や県外視察研修等を実施しました。

(ア) 直売所関係者等による定期的な情報交換会（ミーティング）の開催

- ・第1回 日時 令和7年5月28日
場所 あだたらの里直売所（大玉村）
内容 意見交換（商品交換、合同イベント、合同視察研修、HPでの情報発信等について）
- ・第2回 日時 令和7年7月22日
場所 道の駅あいづ湯川会津坂下（湯川村）
内容 意見交換（合同販売イベント、県外視察研修等について）
店舗視察（道の駅あいづ湯川・会津坂下）
- ・第3回 日時 令和7年10月8日
場所 道の駅なみえ（浪江町）
内容 意見交換（合同販売イベント、県外視察研修等について）
店舗視察（道の駅なみえ）
- ・第4回 日時 令和8年1月27日
場所 道の駅国見あつかしの郷（国見町）
内容 意見交換（合同販売イベント、県外視察研修等について）
店舗視察（道の駅国見あつかしの郷）
- ・第5回 日時 令和8年3月16日
場所 コラッセふくしま（福島市）
内容 意見交換（令和8年度以降の進め方について）
店舗視察（福島県観光物産館）

(イ) 合同販売イベント「ふくしま産直フェス」の開催

日時 令和7年10月18日
場所 大玉村ふれあい広場（大玉村）
内容 県内の直売所や生産者を集めて、地場の農産物や加工品のPR販売
来場者数 約2,300人

(ウ) 直売所関係者等による県外視察研修の実施

日時 令和7年11月19日

場所 山形県内

内容 直売所・道の駅視察

かわにし森のマルシェ(川西町)

道の駅米沢(米沢市)

(エ) 直売所間の商品交換販売会の実施

・第1回 日時 令和7年8月24日

場所 あだたらの里直売所(大玉村)

内容 商品の不足・余剰を解消するため、道の駅国見あつかしの郷(国見町)の桃をあだたらの里直売所(大玉村)で販売

・第2回 日時 令和7年9月25日

場所 道の駅国見あつかしの郷(国見町)

内容 商品の不足・余剰を解消するため、あだたらの里直売所(大玉村)の米を道の駅国見あつかしの郷(国見町)で販売

イ 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン

県産農林水産物の地産地消を促進し風評払拭、消費拡大を図るため、量販店等における販売促進キャンペーンを実施し、県内の消費者に直接、県産農林水産物おいしさ等の魅力をPRしました。

(ア) 本庁実施分

県内量販店等でのトップセールスを含む販売促進の実施

県内3地域(伊達市、郡山市、いわき市)で知事等によるトップセールスを含む量販店等でのキャンペーンを4回、道の駅やイベント等でのキャンペーンを2回実施しました。キャンペーンでは、パネル展示やクイズ、クッキングステージ、試食配布等を行い、県産農林水産物のPRを実施しました。



ヨークベニマル西ノ内店
知事トップセールス(8/6)



イオンモールいわき小名浜
知事トップセールス(11/15)



ふくしまフードフェス(郡山市)
冷凍あんぽ柿・桃PR (9/6～9/7)



道の駅ふくしま
あんぽ柿巨大ガチャ(1/11～1/12)

(イ) 各農林事務所実施分

地域の特色を活かし、県産農林水産物の魅力発信や地産地消を促進するキャンペーン(試食PR、SNSを活用したフォトコンテスト、直売所等でのスタンプラリー、プレゼントキャンペーン)などを各農林事務所で実施しました。

- ・実施回数 県内7地域、合計27回実施

ウ 「ふくしま大豆マルシェ」の開催

県産大豆の生産振興と需要拡大を目的として、地産地消に係る優良事例のPRと、消費者への購入促進を図るイベントを開催しました。

【主な内容】

- ・県産大豆の地産地消に係る優良事例の紹介

県産大豆の栽培状況、県やサプライチェーンの各段階における取組、県産大豆使用商品やその取組について、「CJ Monmo」10月、12月号と「CJ Monmo Web」に掲載し、消費者へ紹介しました。



CJ Monmo 及び Web へ掲載された内容

- ・県産大豆の需要拡大イベントの開催

令和8年1月10日、ヨークパーク(郡山市)において「ふくしま大豆マルシェ」を開催しました。県産大豆使用商品を販売している、または県産大豆やイベント出店に前向きな8団体が出展し、県産大豆使用商品の直接販売をはじめ、試食やクイズラリー、ワークショップを通して県産大豆に関する消費者の理解促進を図りました。



県産大豆を使用した商品の試食販売



豆腐づくりワークショップ

エ 学校給食における地元食材の活用推進

学校等給食提供施設が考案する地元産食材を使用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を募集し、給食に係る県産食材購入費を支援しました。

(ア) 旬の県産農林水産物を活用した給食メニューの考案とそのメニューに使用した県産食材の支援

・支援対象

県内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園（国立及び県立を除く。）を対象に給食を提供する施設

・支援上限額 児童・生徒等 1 人当たり 600 円

・支援総額 46,812 千円

・支援実績(令和 8 年 3 月 31 日現在)

小学校 250 校：50,588 人、中学校 150 校：31,035 人、

義務教育学校 4 校：1,670 人、保育所等 75 施設：5,457 人

(イ) 食育推進動画の制作

学校や給食提供施設が県産食材を活用した給食メニューと、そのメニューに関連した食育活動についてまとめた動画「学校編」を 2 本制作しました。また、生産者や加工業者が生産する県産食材の魅力、生産にかける思い、苦労、子供たちへのメッセージなどをまとめ、生産活動に対する子どもたちの理解を促す動画「生産者編」を 2 本制作しました。

オ 食育活動や農林漁業体験への支援

先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し、学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援しました。

(ア) 食育実践サポーター派遣事業

「ふくしま食育実践サポーター」を幼稚園や小学校等に派遣し、調理実習等の食育活動を実施しました。

・登録人数 245 名（令和 8 年 3 月 31 日時点）

・サポーター延べ 113 名を派遣

（イ）ふるさとの農林漁業体験支援事業

子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、県内の地域団体等が行う食育や地産地消に関する活動等に支援しています。
令和7年度は11件の支援をしました。

（ウ）漁業体験への支援

県の漁業・水産物へ興味を持ってもらい、漁業を将来の選択肢として選んでもらえるよう、地元小学生等の県内水産関係施設等の見学や本県漁業に関する講演、漁業体験イベントを実施しました。

- ・漁業体験
江名港 小中学生 19名 1回
相馬原釜地方卸売市場 小中学生 12名 1回
- ・水産流通・加工体験 小中学生 7名 1回
- ・有識者による講演会 南相馬市鹿島生涯学習センター 約300名 1回

（エ）長期研修

新たに就業した漁業担い手について、自立した漁業者としての育成が必要であることから、漁業の実際の操業等による漁撈技術の習得のため、若手漁業者を対象とした漁業長期研修を支援し、35名が参加しました。

（３）海外マーケットへの展開

ア 海外への情報発信

輸入規制措置を継続していた台湾及び規制の残る香港・韓国に向けて、県産農林水産物の魅力を訴求する動画を用いて、県産農林水産物等の品質の高さや、県の現状及び県産農林水産物等の安全性を確保する取組を海外におけるイベントで発信しました。

また、台湾のインフルエンサー等を招へいし、果樹園や酒蔵等の訪問取材を通じて、県産農林水産物の安全性を確保する取組や魅力を台湾に向けて広く発信しました。



現地イベントで本県の取組を情報発信（香港）



台湾インフルエンサーを活用した情報発信

イ 海外における展示会出展やPR

（ア）香港

香港のアイランド・シャングリラで開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて県ブースを出展し、「福、笑い」を使用したおにぎりや、県産果物を使用した菓子類、日本酒を始めとしたアルコール類、桃ジュースの提供のほか、海外への情報発信向け

に制作した動画の放映、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和8年2月）。



県ブース



レセプションの様子

（イ）台湾

台湾のグランドハイアット台北で開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて県ブースを出展し、喜多方ラーメンや、日本酒を始めとしたアルコール類、桃ジュースの提供のほか、海外への情報発信向けに制作した動画の放映、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和8年2月）。



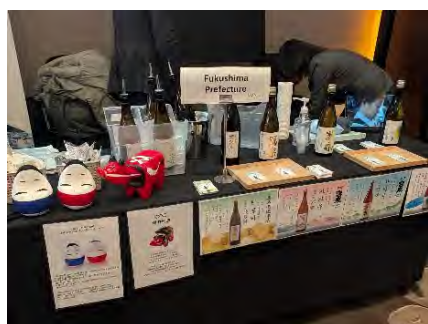
県ブース



レセプションの様子

（ウ）韓国

韓国のコンラッド・ソウルで開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて県ブースを出展し、県産日本酒の提供のほか、海外への情報発信向けに制作した動画の放映、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和8年2月）。



県ブース



レセプションの様子

ウ 農産物等海外販路開拓支援事業

県産農林水産物及びその加工品等の輸出の回復と拡大を通じて、本県農林水産業の復興を図ることを目的に、輸出に意欲的な生産者団体等に対して、海外での商談会出展、輸出に向けた検疫等に係る環境整備などへの支援を行いました。

【令和7年度実績】

補助件数 10 団体、補助額 16,652 千円

5 戦略的な生産活動の展開

5.1 県産農林水産物の生産振興

(1) 土地利用型作物

ア オリジナルふくしま水田農業推進事業

県オリジナル水稻品種の生産振興と流通販売の強化に向けて、県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催や推進活動を実施したほか、良食味・高品質米の生産技術確立のための実証ほを18か所設置するとともに、生産に必要な機器等の導入を支援しました。

補助件数 5件、補助額 9,788千円

イ 水田農業改革支援事業

(ア) 経営所得安定対策等推進事業

米の需給調整に関する事務や経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議及び各市町村に対し、現場における推進活動や要件確認に要する経費を助成し、経営所得安定対策等の制度周知、加入推進、需要に応じた米の生産推進等、制度を円滑に進めるための支援を行いました。

- ・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議外57市町村に対して229,009千円を助成しました。

- ・加工用米・新規需要米の面積 3,369ha

- ・主食用米面積 67,000ha(生産数量の目安 56,500ha)

(イ) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議負担金

米の需給調整に関する事務の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に対し必要な経費を負担し、県推進会議は、水田農業構造改革や水田を活用した作物づくりを推進する活動を行いました。

- ・負担金 900千円

ウ ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業

輸入依存度の高い畑作物(麦・大豆・そば)の安定供給により食料安全保障に寄与するため、畑作物生産・供給に係るモデル地区を設定し、その成果を全県に波及させるとともに、作付転換を支援しました。

(ア) 県推進事業

- a モデル地区の設置 16箇所

- b 畑作物・耕畜連携セミナーの開催 1回

(イ) ハード事業

- ・国庫事業 普通型コンバイン、トラクタ等の導入(麦)

- (事業費 41,182,500円、補助額 18,717,000円)

- ・県事業 溝堀機の導入(そば)

- (事業費 990,000円、補助額 495,000円)

- ・県事業 普通型コンバイン、付属品の導入(そば)

(事業費 6,700,000 円、補助額 3,350,000 円)

・県事業 汎用コンバインの導入 (そば)

(事業費 9,658,000 円、補助額 4,390,000 円)

(ウ) ソフト事業

a 収量・品質確保対策

県事業 9 事業実施主体 (事業費 12,918,000 円)

b 作付転換拡大支援事業

県事業 9 事業実施主体 (事業費 1,966,390 円)

(2) 園芸作物

ア 「福島県園芸振興プロジェクト」の推進

本県農業の成長産業化を推進するためには、収益性の高い園芸品目をけん引役として一層推進していくことが重要であり、本県ならではの主要 10 品目 (もも、日本なし、ぶどう、きゅうり、トマト・ミニトマト、アスパラガス、さやいんげん、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそう) を重点品目とし、持続的に発展する揺るぎない産地づくりを進めるため、令和 3 年 3 月に「福島県園芸振興プロジェクト」(計画期間：令和 3 年度～7 年度) を策定しました。

プロジェクトを推進するため関係機関・団体で構成する県段階の「福島県園芸振興推進会議」(令和 3 年 5 月 10 日設置)、地方段階の「地方推進会議」を設置し、活動を行いました。また、「福島県園芸振興プロジェクト」の対象産地の連携と全県的な生産拡大を進めるため、野菜・果樹・花きごとの「園芸重点品目専門部会」を開催し、産地の課題整理、品目別の振興戦略の検討や産地相互の情報交換を行いました。併せて、強い産地づくりや戦略的な生産活動に向けた取組等を各種事業により支援しました。

産出額 (令和 6 年)

(単位：億円)

全体	H30	R 6	R 7 目標	目標対比 (R6/R7)
	430	542	475	114.1%
もも	110	168	124	135.5%
日本なし	42	52	41	126.8%
ぶどう	23	37	24	154.2%
きゅうり	129	131	145	90.3%
トマト・ミニトマト	70	100	75	133.3%
アスパラガス	15	17	21.5	79.1%
さやいんげん	28	23	26.9	85.5%
りんどう	1.5	1.2	2.5	48.0%
トルコギキョウ	4.9	4.3	7	61.4%
宿根かすみそう	6.5	8.7	8	108.8%

(農林水産省「生産農業所得統計」、花き類生産状況調査(県園芸課調べ))

(3) 畜産物

本県畜産業の生産振興のため、東日本大震災により減少した生産基盤の回復に取り組みました。

酪農については、生乳生産基盤の回復を図るため、乳用牛の増頭や生乳生産能力向上に取り組むとともに、次世代の人材育成のため、若手酪農家が実施する飼養技術や経営管理能力向上の取組を支援しました。併せて、大規模酪農施設の整備及び円滑な運営に向けた支援を行うとともに、飼料価格の高騰対策や生産コストの低減が期待できる泌乳持続性の高い経営への転換を推進するなど、総合的に支援しました。

肉用牛については、繁殖・肥育一貫経営に向けた優良繁殖雌牛の導入等への支援やゲノミック評価技術を活用した改良により生産基盤の再生と品質・能力の向上を図るとともに、AIを活用した肉質診断技術の開発・活用により高品質な「福島牛」を定時・定量出荷することで、ブランド力の向上を図りました。

飼料作物については、草地・飼料畑等の拡大支援による自給飼料生産基盤の復活や、自給飼料生産機械の導入支援による大規模化、効率化を図りました。また、輸入飼料価格が高止まりし、畜産農家の負担が長期的に続いていることから、飼料購入費用の一部支援を行いました。



AI肉質診断の様子

5.2 産地の生産力強化

(1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進

ア スマート農業の普及拡大

農業では、担い手の減少や高齢化等、労働力不足が進んでいますが、「もうかる」農業の実現に向け、作業の省力化や効率化、規模拡大に貢献する技術として、ロボットやIoT、AI等を活用したスマート農業技術や高性能機械などの先端技術が注目されています。

本県では、平成26年度からスマート農業技術等の実証に取り組んできたほか、被災地域の農業再開に向け、先端技術の研究開発と社会実装を推進してきました。

令和7年度は、作業効率の向上に資するスマート農業技術（自動操舵）のさらなる導入に向けて、県内全域で位置情報の精度を向上させるサービス（RTKシステム）の本格運用を開始し、RTKシステムに対応する自律飛行機能付きドローンや自動操舵機能付きトラクタなどのスマート農機69件の導入を支援するとともに、専用webサイト「スマ農ふくしま」を11月に開設し、スマート農業等技術に関する情報を積極的に発信し

ました。また、スマート農業プロセスイノベーション推進事業で、研究機関における実証研究のほか、スマート農業技術等の実践に向け、メーカーや関係団体等と連携して県内 22 か所で実証ほを設置するとともに、現地検討会等の開催により技術普及に取り組みました。さらに、スマート農業普及啓発事業で、スマート農業技術の導入加速化に向け、メーカーや関係団体等と連携して農業者や J A の営農指導員等を対象として、計 6 回のセミナーを開催しました。セミナーでは、技術の紹介や活用事例、実演等を実施し、サテライト会場を含め延べ 527 名が参加しました。

福島県農林水産業振興計画の指標では、「スマート農業技術導入経営体数」を令和 2 年度の 525 経営体から、令和 12 年度に 1,700 経営体とすることを目標に取り組んでおり、令和 7 年度は、前年度から 163 経営体増加の 1,255 経営体となり普及が着実に進んでいます。

今後も、スマート農業技術等の実証を通じ、社会実装に向けた取組に積極的に取り組んでいきます。



スマ農ふくしま Web ページ



スマート農業推進セミナー

イ 園芸用施設や高性能機械の導入推進

園芸作物の農業生産性の向上や生産の低コスト化には、園芸用施設の導入や高性能機械の導入が重要であることから、各種補助事業により農業者団体等の取組を支援しました。

- ・産地生産力強化総合対策事業
11 件 受益面積 21.97ha
- ・風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業
4 件 受益面積 1.32ha
- ・次世代園芸産地づくり支援事業
8 件 受益面積 6.06ha

ウ 果樹の計画的な改植や規模拡大の推進

ももや日本なし、りんごなど主要品目を対象に、ジョイント栽培や低樹高栽培等の省力化・早期成園化が可能な樹形や仕立て法の導入と併せて、果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業(園芸作物等の先導的取組支援)の活用推進を行い、老朽化園など生産性の低下した果樹園における生産性向上や品種構成比率の改善のために

計画的な改植や規模拡大を推進しました。

- ・令和7年度果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業(果樹先導的取組支援事業)による改植計画

地域 伊達、郡山、田村、石川、相馬

樹種及び面積 もも、日本なし、ぶどう等 約3.8ha

エ 花きにおける先端技術の活用や施設化等の導入支援

福島県園芸振興プロジェクトにおける重点品目であるトルコギキョウや宿根かすみそう、りんどう等を中心に園芸重点品目専門部会において、花き生産の省力化技術について協議・検討を行うとともに、産地生産力強化総合対策支援事業を活用して、以下の導入支援を行いました。

- ・3件(5町村) 受益面積1.0ha(かん水設備及びパイプハウス(0.9ha))

オ 新たな国産濃厚飼料の生産推進

輸入飼料価格の高止まりにより畜産経営は圧迫されており、濃厚飼料、特に子実用とうもろこしの国内生産のニーズが増加したことから、子実用とうもろこしの現地栽培実証、給与実証及び収穫機の導入支援に取り組みました。

- ・実証実績 実証ほの設置 大熊町 1カ所

現地検討会 1回

- ・収穫機械導入実績 大熊町 1台

カ 地域ぐるみでの高収益型畜産経営への転換等の推進

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで畜産の収益性を向上させる畜産クラスターの取組のため、中心的経営体の機械導入、整備事業及び優良繁殖雌牛の更新を推進しました。

- ・畜産クラスター協議会設立状況 34協議会

- ・機械導入 9協議会31件、優良繁殖雌牛更新 12主体、160人、295頭

5.3 産地の競争力強化

(1) 認証を活用したPR

ア GAPの認知度向上

GAPに対する流通業者や消費者の認知度を高めるため、生産者情報を掲載したポータルサイトの運営、ラジオやテレビ、SNS等のメディアを活用した情報発信、県内外のPRイベントや学校給食でのGAP認証農産物の提供、GAPの取組への理解を深める動画、冊子の作成を実施しました。

また、県が進める「GAPチャレンジ」に賛同する生産者や小売業者がその農産物や加工品に貼付する統一マークを作成し、35名の認証者、セブンイレブン、ローソンの商品で活用されるなど、GAPの取組を広くPRしました。



首都圏で行ったももPRイベントの様子



学校給食へのGAP認証農産物提供



親子バスツアーでの収穫体験の様子



GAP統一マーク

イ 有機農産物や特別栽培農産物のPR

県産有機農産物のさらなる理解促進や消費拡大を図るため、令和7年10月～12月にかけて、計4回『オーガニックふくしまマルシェ2025』を開催しました。

出展者計10者による有機農産物・加工品等の販売の他、小学生以下の子どもが有機農業を学びながら出展者の販売のお手伝いをする「キッズマルシェ」を実施しました。令和7年12月20日のマルシェ開催時には、知事によるステージイベントも実施し、来場者に県産有機農産物の魅力をPRしました。

来場者からは、「こういったイベントが他にも開催されるなら、ぜひ訪れたい」等と好意的な意見が多く聞かれました。また、本マルシェは、出店者と来場者との交流だけでなく、出店者同士の交流を深める機会にもなりました。



知事及びキッズマルシェ参加児童による
ステージイベントの様子



マルシェの様子

(2)「ふくしま」ならではの高付加価値化の取組推進

ア 米どころふくしまの評価を高める取組

県産米のトップブランドとして育成する「福、笑い」の計画的生産と流通販売対策に取り組むとともに、平坦地向けの「天のつぶ」、中山間地域向けの「里山のつぶ」など県オリジナル品種の普及拡大等を通じ、米どころふくしまの評価を更に高める取組を推進しました。

県と米の生産・出荷に関わる関係団体等で構成する福島県オリジナル米生産販売推進本部が令和5年に策定した「福、笑い」の生産・販売戦略に基づき、「福、笑い」の実証ほの設置や、研究会事務局を対象とした現地検討会などを実施した結果、「福、笑い」の生産量が増加しました。また、令和6年の米価高騰を背景に、収量性や耐倒伏性など栽培特性に優れる「天のつぶ」作付面積も増加し、県オリジナル米（うるち米）の作付割合が増加しました。

(ア) 作付面積(ha) (配付種子量等から算出) (前年比)

○福、笑い … 281ha(140%)

○天のつぶ … 13,114ha(114%)

○里山のつぶ … 2,168ha(96%)

○オリジナル米(うるち米)作付割合…約25%(+3ポイント)

(イ) R7「福、笑い」生産量(基準達成量) …約1,220t(前年比約120%)

イ 酒造好適米の生産拡大

良質な県産日本酒の生産を支える、高品質かつ均質な「福乃香」等県オリジナル酒造好適米の生産拡大を図るため、現地実証ほの設置・運営したほか、補助事業により生産者向け・蔵元向けに高品質生産のための機器類の整備を支援し、県産酒造好適米の生産拡大を推進した結果、「夢の香」と「福乃香」の作付面積が大きく増加しました。

○県オリジナル米(酒米)作付面積

・「夢の香」作付面積…222ha(前年比:約107%)

・「福乃香」作付面積…73ha(前年比:約116%)

※配付種子量等から算出

○県オリジナル米(酒米)作付割合

・「夢の香」作付面積…50%(前年比:±0ポイント)

・「福乃香」作付面積…16%(前年比:+1ポイント)

※県奨励品種中の割合

ウ 機能性成分・うまみ成分の見える化と販売促進・PR

県産農産物の機能性成分やうまみ成分の調査・分析による見える化を活用した県産農産物の販売促進・PRを行いました。

えごまやおたねにんじんなどの機能性成分等の高さを活かした地域特産物について、生産拡大への支援とともに消費者向けの利用促進・PRイベント等を実施しました。

(ア) SNSへの関連動画の投稿 13回

- (イ) おたねにんじん加工商品の製造・販売数量 1,500 個
- (ウ) 集客施設やイベントでのおたねにんじん利用食品の販売 約 3,175 食
- (エ) 需要動向アンケート回収数 600 件
- (オ) 小売店フェアでの販売数量 502 個 (会津 6 店舗、中通り 6 店舗)
- (カ) 宿泊施設でのおたねにんじんを使用した料理の提供客数 25 組 (会津地方 3 施設)
- (キ) おたねにんじんを利用した給食の提供数食 約 10,854 食
(会津管内での小中学校延べ 53 校)

エ ゲノミック評価技術を活用した種雄牛の造成と繁殖雌牛の能力向上

震災以降、本県の肉用牛改良基盤の衰退が見られることから、福島牛の能力と品質をより一層向上させるため、先端技術であるゲノミック評価を活用した種雄牛造成を継続するとともに、和牛改良先進県である鳥取県との種雄牛共同造成を実施したほか、県内でのゲノミック評価実施体制の整備を図りました。

- ・県内約 30 頭の基礎雌牛候補牛調査を実施し、体型や推定育種価、ゲノミック評価結果を活用して県内基礎雌牛を 10 頭選定しました。
- ・基礎雌牛から生産された種雄牛候補牛の産子調査を実施し、2 頭を導入しました。
- ・種雄牛候補牛の直接検定や現場後代検定を実施しました。
- ・県内 522 頭の繁殖雌牛のゲノミック評価を実施しました。

オ 輸出に適応した品質保持技術の開発・実証

県産花きの輸出拡大に向け、輸出相手国のニーズにマッチした鮮度保持技術や輸送技術の開発・実証に取り組み、県産農産物の輸出量回復・拡大と輸出再開を図り、風評払拭と産地再生を図りました。

(ア) ドウダンツツジ

輸出を想定し、鮮度保持剤による日持ち調査を実施しました。

(イ) サクラ

輸出を想定し、鮮度保持剤による日持ち調査を実施しました。

(ウ) 宿根かすみそう

輸出を想定し、輸送方式の変更が日持ちに及ぼす影響や、高温期の安定生産のための赤外線カット資材を用いた栽培が収量及び品質に及ぼす影響を調査しました。

(3) 環境と共生する農業の推進

ア 有機栽培及び特別栽培の推進

「環境と共生する農業」の普及推進に向け、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産部会を重点対象とし、福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定 (みどり認定) 誘導や有機栽培、特別栽培の取組推進を行いました。

また、環境保全型農業の取組や地域社会に貢献する農業者団体の活動を奨励する「みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト 2025」を実施し、受賞 2 団体を「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2025」で表彰するとともに、各団体の取組紹介を

行うなど県内に広くPRを行い、環境保全型農業を推進しました。



「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2025」表彰式

特別栽培の令和7年度の実組面積は、2,178ha（令和7年11月末時点。県調べ）となっています。平成26年度から特別栽培を進めるため、環境保全型農業直接支払交付金の取組を市町村ごとに推進しています。また、令和6年度から県特別栽培米推進プロジェクトチームを設置しており、令和7年度は会議を3回開催し、関係団体と共に特別栽培の推進方針等について協議を行いました。

有機栽培については、原子力災害の風評による取引停止等の影響を受け、取組面積は減少傾向にあります。有機栽培は慣行栽培に比べ、生産性が低く、生産量が不安定であるため、生産性向上等に向けて県内6か所に有機農業実証ほを設け、有機農業の技術的課題の検証と実証技術の普及を図りました。また、県産有機農産物等の販路開拓・拡大を図るため、首都圏飲食店等の事業者を対象とした商談会や、県産有機農産物のフェアを実施したほか、有機農業の担い手確保を図るため、有機農業で就農を希望する首都圏の方を対象にした「有機農業就農体験ツアー」を2回開催し、延べ16名が体験ツアーに参加しました。

さらに、令和7年12月にオーガニックビレッジに取り組む市町村及び関係機関で組織する「福島県オーガニックビレッジ連絡会議」を設立し、令和8年3月には第1回の会議及びセミナーを開催しました。

【有機栽培・特別栽培の面積】

項 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
有機栽培 (ha)	282	265	232	219	193	187	187	185
特別栽培 (ha)	7,363	3,889	3,849	3,927	3,628	2,852	3,421	3,267
	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有機栽培 (ha)	177	157	180	174	199	208	199	205
特別栽培 (ha)	3,173	2,725	2,777	2,663	2,604	2,704	2,413	2,178

※有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。

6 活力と魅力ある農山漁村の創生

6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信

ア 福島県農林水産部 F A 宣言に関する取組

(ア) 農林水産部公式 YouTube チャンネル「1400 のネタばらし」

県産農林水産物、農林水産業、生産現場や農林水産部の取組を職員自らが自由な発想で企画、取材し、動画を制作、公開することで、県産農林水産物の魅力や本県の取組を県内外に対して発信しました。

【「1400 のネタばらし」累計動画公開本数 618 本(うち令和 7 年度公開本数 121 本)】

(イ) 農林水産部公式 YouTube チャンネル「ふくしま旬物語」

産地における生産者の努力や長年にわたる創意工夫、県オリジナル品種等に関する動画を作成、公開し、「福島ならではの」の魅力を県内外に対して発信しました。

【「ふくしま旬物語」累計動画公開本数 21 本(うち令和 7 年度公開本数 7 本)】

(ウ) その他

クックパッドを活用して県産農林水産物を利用した郷土料理やオリジナル料理のレシピを公開することで、県産農林水産物の魅力を県内外に対してわかりやすく発信するとともに、職員自らが生産者に取材し、生産におけるこだわりや生産者ならではの食べ方、産地情報等を Facebook に公開しました。さらに、これらの取組を X (エックス)、Instagram、Facebook を活用して県内外に発信しました。

(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供

ア 地域資源の活用促進

棚田を魅力ある資源として地域振興への活用を図るため、指定棚田地域の指定への働きかけや活動計画認定に向けた支援を行い、令和 7 年度末時点で 10 棚田が指定されています。

○指定棚田地域

- ・東和の布沢棚田(二本松市旧太田村)
- ・上堰棚田(喜多方市旧相川村・旧早稲谷村)
- ・舘西地区の棚田(郡山市旧片平村・旧河内村)
- ・所部棚田(石川町旧山橋村)
- ・大木戸の棚田(国見町旧大木戸村)
- ・西谷棚田(二本松市旧二本松町・旧岳下村)
- ・猪苗代地区の棚田(猪苗代町旧猪苗代町)
- ・長瀬地区の棚田(猪苗代町旧長瀬村)
- ・東和の白髭棚田(二本松市旧太田村)
- ・東和の針道棚田(二本松市旧針道村)

棚田を核とした地域振興のモデル事例を育成するため、4 棚田地域の案内看板の設置や 6 次化商品の開発、先進地への視察研修、広報等の取組を支援しました。

○支援地域

- ・東和の布沢棚田（二本松市）
- ・ほんそんの棚田、こづちやま棚田（喜多方市）
- ・川前棚田（北塩原村）※指定地域申請検討地区

県内の棚田 14 地区が参加した「ふくしまの棚田推し活スタンプラリー」（参加人数 376 人）、ランチメニューに県内 5 地区の棚田米を提供する「ふくしまの棚田 新米フェア」等を開催し、棚田地域への訪問のきっかけ作りを支援しました。



デジタルスタンプラリー



PR イベント

イ 農業・農村への理解促進

農業・農村に対する理解を深めるため、小学生等を対象に、農地、土地改良施設及び周辺の自然環境等を学びの場として活用した農作業等の体験活動や土地改良施設が農村地域の維持、発展に果たしている役割等を工事現場等の見学を通して学ぶ活動に取り組みました。

「田んぼの学校・畑の学校」実践モデル事業 3 校 (133 人)

「生きもの調査」事業 5 校 (113 人)

「ふくしまの農村学びの場」事業 7 か所 (131 人)



小学生の重機乗車体験の様子
(会津若松市)



田んぼの生き物調査の様子（小学生）
(いわき市)

ウ 花にふれあう活動の支援

県産花きの認知度向上と利用拡大のため、地方ごとに「フラワーネットワーク」を設置し、花き利用施設、生花店、花き農家による相互交流を行うほか、県産花きを使用したイベント開催により、県民等が花と触れ合う活動を展開しました。

令和 7 年度は、各地方フラワーネットワークで生花店、花き利用施設、生産者による意見交換やほ場視察等が実施されました。

- ・各地方フラワーネットワークと連携し、県内の小学生5、6年生を対象として13校、402名に対して、フラワーアレンジメント体験など県産の花を使用した花育活動を実施しました。
- ・花き利用施設（旅館・ホテル）や駅、商業施設、観光施設、管内小中学校など、県産花きを使用したアレンジメントをのべ130回展示しました。
- ・郡山市、いわき市、福島市の3会場で県産花きを使用したフラワーアレンジメント体験教室などの県民参加型及び異業種連携型イベントを開催し、参加者に県産花きのPRを行いました。

6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

（1）農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域ぐるみで取り組む農地保全や農村環境の維持を図る活動を支援しました。

取組市町村数 56市町村

取組面積 66,725ha



農道法面の保全活動（鏡石町）



花の植栽による景観形成活動（飯舘村）

6.3 快適で安全な農山漁村づくり

（1）農山漁村の定住環境の整備

ア 農業水利施設における転落事故防止等の啓発普及

農業水利施設における転落事故防止に向けたパンフレットやホームページ、ラジオ放送により事故防止のための安全対策について啓発普及を行いました。



安全対策のパンフレット

（2）鳥獣被害対策の推進

「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に地域ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な鳥獣被害対策を推進しています。

- ・農作物等の被害を軽減するため、農林事務所が中心となり、住民が主体となって地

域ぐるみの総合的な対策を行うモデル集落を 14 箇所設置し、取組の実証と他地域への普及拡大に取り組みました。

- ・地域の対策を進める上で中心的役割を担う人材を育成するため、市町村職員、農業団体職員等を対象に、専門的な知識や技術研修（侵入防止柵整備や獣種ごとの生態と対策等）を 7 回実施しました。また、市町村職員を対象に、G I S の導入から対策の戦略立案までの習得研修を実施しました。
- ・市町村・協議会等が取り組む鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策事業やイノシシ等有害捕獲促進事業により、わなや侵入防止柵の設置、イノシシ等の捕獲、ドローンや G I S 等の新技術活用による対策を支援しました。
- ・地域に密着した効果的な対策を推進するため、専門的知識を有する鳥獣被害対策市町村専門職員の確保・育成や市町村への配置を支援しました。
- ・旧避難指示区域では、営農再開を円滑に進めるため、地域で課題となっているニホンザル等の生息状況調査や被害の状況把握を行うとともに、現地での対策技術研修会を開催しながら実態に応じた効果的な対応策について市町村に提案しました。



対策のリーダーとなる人材の育成
(リーダー育成研修の様子)



G I S の導入から
対策戦略の立案までの研修

(3) 災害に強い農山漁村づくり

ア 流域治水対策

(ア) 防災重点農業用ため池の整備

農業用ため池は、多くが明治以前に築造されており、老朽化・劣化が進んでいることに加え、近年の頻発化、激甚化する豪雨等により決壊し、下流域の家屋等への被害発生が懸念されています。

このため、令和 2 年 10 月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「ため池工事特措法」という。）が施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な対策を講ずることとなりました。ため池工事特措法に基づき、令和 3 年 2 月に「防災重点農業用ため池」を指定し、同年 3 月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。推進計画に基づき、ため池工事特措法対象期間の前半となる令和 7 年度までに、ため池の劣化状況等を把握するための調査等を概ね終了しました。

また、劣化状況評価等の調査結果を踏まえ、令和 12 年度までに 124 か所の防災工事に着手することとしており、令和 7 年度は 16 か所のため池で防災工事に着手し、

累計の着手数は 39 か所となりました。



防災工事施工前
荒池地区（大玉村）



防災工事施工後
（同地区）

（イ）田んぼダムによる洪水被害の軽減

田んぼダムは、水田が持っている、雨水を一時的に貯留する機能（雨水貯留機能）を活用して、雨水が水路等へ一気に流出することを抑制し、下流での急激な水位上昇を抑えることで洪水被害の軽減を図る取組です。

本県においては、20 市町村、988.2ha（令和 8 年 3 月時点）の水田で実施されていますが、県全体での取組には至っていません。このため、田んぼダムの推進に向けて、取組の効果を可視化した洪水被害軽減モデルや、取組効果観測結果、取組の目的や仕組み、効果、方法、資材の選定と設置、支援制度などを分かりやすくまとめた技術マニュアルを活用し、農業者等の理解促進に取り組んでいます。

令和 7 年度は、県内の市町村担当者や多面的機能支払交付金の活動組織を対象に現地研修会を開催しました。現地研修会では、田んぼダムの仕組みなどの座学のほか、現地において耕作者から田んぼダムの取組状況を説明し、参加者からは多くの質問があるなど、有意義な取組となりました。また、流域治水の取組の一つとして、防災イベントに参加し、田んぼダムの模型を活用し、県民に対し田んぼダムの取組などについて周知を図りました。



現地研修会の様子（只見町）



防災イベントの様子
（流域治水イベント）

イ ハザードマップの作成と啓発活動

ため池決壊時のソフト対策として、防災重点農業用ため池が決壊した場合の想定浸水区域を表示したハザードマップを作成し、地域住民に周知することにより、住民の安全確保を図っています。

令和7年度は、2市村の3か所のため池において、ハザードマップを作成しました。



ハザードマップ（イメージ）

6.4 地域資源を活用した取組の促進

（1）地域産業6次化の促進

ア ふくしま地域産業6次化戦略に関する取組

（ア）ひとづくり

a ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

6次産業化のビジネスマッチングや相談、専門家派遣など6次化に取り組む農林漁業者等を総合的に支援する「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、6次化を通じた農林漁業者等の経営改善を支援しました。

（a）サポートセンターの設置

（b）企画推進員の配置4名（県北・県中・会津・いわき）

（c）専門家（イノベーター）の登録・派遣

・登録イノベーター数 55 名、派遣回数 98 回

（d）交流会の開催

・6次化交流会 12月17日（115名参加）

（e）農林漁業者等の経営改善支援

・地域支援検証委員会の設置・開催 計6回

・重点支援対象者 4者

（f）補助事業の実施

・6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業）

補助件数（補助額） 3件（計812千円）

・地域産業ビジネスモデル推進事業

補助件数（補助額） 1件（計840千円）



交流会

b ふくしま 6 次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、個人のニーズやレベルに応じた研修会を開催し、起業等を支援するとともに、地域の核となる 6 次化の人材を育成しました。

(a) 実施時期

令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月

(b) 開講内容（卒塾生数計 39 名）

- ・ 6 次化創業コース（全 7 回、卒塾生 29 名）

6 次化で起業したい、現在取り組んでいる 6 次化をもっと発展させたい、と考えている農林漁業者・商工業者向けのコースです。

- ・ 6 次化発展コース（全 7 回、卒塾生 10 名）

既に 6 次化に取り組んでおり、今後さらなる事業の発展を目指す農林漁業者等向けのコースです。



入塾式



講義風景



卒塾式

(イ) 商品（もの）づくり

a 地域産業 6 次化ステップアップ強化事業（ハード事業）

競争力のある新商品づくりを支援しました。

- ・ 補助件数（補助額） 1 件（計 1,086 千円）

b 6 次化商品販路拡大事業

県の 6 次化商品のオリジナルブランド「ふくしま満天堂」を通じた 6 次化商品の県内外でのテスト販売、大型展示会への出展、商品改良等の支援などを行い、売れ続ける 6 次化商品のブランド化を推進しました。

令和 7 年度の登録商品数は、前年度より 4 事業者 18 商品増えて、154 事業者 596 商品となりました。また、登録商品の中から、バイヤー等に高評価を得た 10 商品を「ふくしま満天堂グランプリ 2025」において表彰しました。

(a) 販売店舗の拡充

前年度より 1 店舗増えて、35 店舗で販売を実施しました。

(b) 首都圏等での販売実績

首都圏で展開しているスーパーマーケット等において特設ブースを設けて販売を実施しました。（令和 7 年 8 月～令和 8 年 2 月 6 店舗）

(c) 「ふくしま満天堂グランプリ 2025」審査委員会・表彰式

- ・開催日 令和8年2月9日
- ・場 所 エルティ（福島市）
- ・結 果 グランプリ1点、準グランプリ2点、特別賞1点が選出されました。



表彰式



グランプリ受賞商品

（d）研修会等の開催

流通販売による販路拡大を主軸に、商品改良手法や市場状況を共有する研修会を2回開催するとともに、新たな商品開発を行うための「地域産業6次化商品開発ゼミ」を全6回実施しました。

（ウ）地域づくり

a ふくしま地域産業6次化ネットワーク

県内各地方に農林事務所・地方振興局を事務局とするネットワークを組織し、6次化に関する相談対応、研修会、事業者交流会を実施するほか、試作品のブラッシュアップや、新たな商品づくりを支援しました。

（a）県北（けんぽく6次化ミーティング）会員数 351 名

【主な活動内容】

- ・けんぽく6次化ミーティング交流会開催

県北地方で6次化に取り組む生産者・事業者の加工技術の向上、新商品の開発、事業者間の交流やマッチング等を支援しました。

- ・売れる6次化商品販路創出事業（委託事業）

県北産ももを使用した6次化商品を紹介するリーフレットを作成しました。

（b）県中（県中地方・地域産業6次化ネットワーク）会員数 449 名

【主な活動内容】

- ・6次化商品試食会

エスパル郡山や福島空港等で県中地方のふくしま満天堂グランプリ受賞商品やふくなかすい一つ、ネットワーク会員が製造した商品の試食・試飲会を開催しました。

（c）県南（しらかわ・地域産業6次化ネットワーク）会員数 163 名

【主な活動内容】

- ・しらかわ・地域産業6次化ネットワーク交流会

商品力の向上や販路開拓力の強化を図るため、食品表示法やマーケティング

基礎に関する講習会を開催しました。

- ・ 6 次化商品利用促進事業（委託事業）

那須ガーデンアウトレットや道の駅、ゴルフ場等の会場で 6 次化商品を活用した販売会を開催しました。

（d）会津・南会津（あいづ“まるごと”ネット）会員 504 名

【主な活動内容】

- ・ あいづ“まるごと”ネット交流会

6 次化事業者の販売スキル及びノウハウの習得を目的として、「初めての展示会・商談会」をテーマに事業者の販売力向上を図るとともに、生産者等を対象とした試食・求評会を実施しました。

- ・ 会津物産フェア、奥会津物産フェア

奥会津・会津地域の農林水産物や、それらを活用した 6 次化商品等の販売促進イベントを実施し、会津地域の食や自然、風景等の地域資源を P R しました。

- ・ あいづ“まるごと”ネット SNS キャンペーン

あいづ“まるごと”ネット公式 X（旧 Twitter）において、認知度向上及びフォロワー数増加を図るため、プレゼントキャンペーンを実施しました。

- ・ 6 次化商品試食販売会

福島県観光物産館で試食販売会を実施しました。

- ・ A F P 事業（委託事業）

農業者、加工事業者及び宿泊施設等との連携強化を図るとともに、取組参画者との調整や、取組周知のためのホームページを作成し、会津産農産物等の流通・消費拡大を推進することで、県産農産物の安全性の P R 及び会津産農産物のブランド力強化を図りました。

（e）相双（そうそう・6 次化ネットワーク）会員数 127 名

【主な活動内容】

- ・ そうそう・6 次化ネットワークシンポジウム

農業者や食品加工業、金融業など多様な関係者との新たな連携機会の創出を目的に、先進事例の紹介や参加者間で 6 次化の課題・改善方法等について意見交換を実施しました。

- ・ SNS キャンペーン

Instagram を開設し、認知度向上及びフォロワー数増加を図るため、プレゼントキャンペーンを実施しました。

（f）いわき（いわき地域産業 6 次化ネットワーク）会員数 282 名

【主な活動内容】

- ・ いわき地方ネットワーク交流会

商品開発・販路拡大等の課題解決のため地域内事業者相互の交流会を開催しました。

- ・ 高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう」（委託事業）

高校生と管内飲食店等が共同でいわきならではのグルメ商品を開発しました。

b 「チームふくしまプライド。」活動支援事業

生産者と消費者の新たな絆づくりの構築と県産農林水産物の販売、消費拡大につながる取組を支援しました。

(a) 補助事業者 一般社団法人東の食の会

(b) 主な活動内容

- ・生産者と消費者の交流会の開催（計3回）
- ・県産農林水産物等の販路開拓支援としてのマッチング（計2回）及びイベント出店（計7回）
- ・販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催（計1回）
- ・高付加価値商品の開発支援（4商品）

イ 第4期ふくしま地域産業6次化戦略の策定（令和7年3月策定）

第1期戦略（平成22年度～26年度）、第2期戦略（平成27年度～令和元年度）、第3期戦略（令和2年度～6年度）に引き続き、これまでの取組の成果・課題や、近年の社会情勢を踏まえつつ、本県の豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを活かして取り組む地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図るため、第4期戦略を策定しました。

(ア) 計画期間

令和7～12年度

(イ) めざす姿

地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を目指します。

6次化実践者については、次の姿を目指します。

- 明確なビジョンに基づいて事業を展開
- マーケットインの視点による売れる商品を開発
- 多様な関係者と連携しながら、ストーリー性のある商品を創出し、地域全体が活性化するような取組を実践

(ウ) 戦略の方向性

地域産業6次化の核となる「ひとづくり」、具体的な売上につながる「商品（もの）づくり」とともに、既存の地方ネットワークのみならず、多様な関係者が関わる地域産業6次化を起点とした取組が地域全体の活性化に資するよう「地域づくり」を3つの柱とし、4つの推進方策に取り組みます。

(エ) 推進方策

○ひとづくり

- a 6次化実践者の定着・成長の推進

- (a) 戦略的な事業展開の促進
 - (b) 事業発展のための支援
- b 新たな6次化実践者の確保・育成の推進
 - (a) 新たな6次化実践者の確保
 - (b) 取組初期からの支援
 - (c) 食の安全性の確保のための支援
- 商品（もの）づくり
 - a 「もうかる」「誇れる」商品開発の推進
 - (a) マーケットインの視点と戦略的なブランディングによる商品開発支援
 - (b) 商品の安定的な生産・製造のための支援
 - (c) 販路拡大支援
- 地域づくり
 - a 地域全体で盛り上げる地域産業6次化の推進
 - (a) 地域産業6次化を起点とした地域の活性化
 - (b) 6次化ネットワークの活性化

(2) 特色ある地域資源の活用促進

ア 地域特産物の産地づくり

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と収穫までに要する期間を短縮した栽培技術の普及、省力機械による大規模に生産できる栽培体系の普及等と併せ、安定した販売が実現できる販路を確保するための取組を行うため、おたねにんじんの初期生産資材やエゴマの成分分析に係る費用、食用需要喚起を目的とした飲食店や量販店におけるおたねにんじんフェアの開催等を支援しました。

(ア) 生産振興事業（整備事業）

おたねにんじんの生産拡大のため、初期生産資材の導入に係る経費を補助しました。

- ・補助率 定額、1/2
- ・補助額 6,748 千円（認定農業者2戸）

(イ) 種子確保事業

おたねにんじん種子生産農業者に対して、根の減収見合い分と種子販売額の差額等を補助しました。

- ・補助率 定額（60 千円／a）
- ・補助額 600 千円（認定農業者1名）

(ウ) 需要拡大・地域連携事業（食用需要喚起事業）

小売店や宿泊施設、集客施設等と連携した食用需要喚起、マスメディアやSNSを活用したPR活動、学校給食で提供する食育事業等、利用拡大と認知向上のためにかかる経費を補助しました。

- ・小売店フェアでの販売数量計 502 個（会津地方6店舗、中通り6店舗）
- ・宿泊施設での提供客数 25 組（会津地方3施設）

- ・おたねにんじん加工商品の製造・販売数量 1,500 個
- ・集客施設やイベントでのおたねにんじん利用食品の販売 約 3,175 食
- ・給食での提供食数 10,854 食（会津管内での小中学校延べ 53 校）

イ ブランド畜産物の取組拡大

県産の酒粕を活用し、県産牛肉に「福島ならではの特色」を持たせ、価格向上に繋げるため、全農福島県本部や福島大学と連携し、令和 3 年度から畜産研究所で飼養実証・マーケット調査・試験販売を行ってきました。

令和 6 年に名称を公募し、全国から 3,442 点の応募があり、その後、審査委員会で検討し、語感が良く高級感がある「福島牛『福粕花』」に決定しました。令和 6 年に郡山市の農産物直売所愛情館で知事出席のデビューイベントを実施し、以降、県内の量販店や旅館・レストラン等で販売を開始しています。

令和 7 年度は、県内を中心に量販店、小売店及び旅館等において、おいしさ実感フェアを展開するとともに、産地ツアーによる卸売業者等との連携体制の構築、物産館や野外イベント等の出展による県内外の消費者への周知等に取り組みました。

生産農場は 7 戸（前年 6 戸）、福粕花認定頭数は 344 頭（前年 133 頭）に生産が拡大しました。



福島牛「福粕花」

ウ 農村活性化をけん引する地域リーダーの確保・育成

農村の活性化をけん引する地域リーダーの育成・確保に向けて、多面的機能支払の活動組織の代表者や市町村職員等を対象に、農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成をテーマとしたセミナー（参加人数 351 名）を開催しました。

また、地域の魅力を発信するため、SNS を活用した情報発信のための研修会（参加人数 52 人／2 回）を開催しました。



農村地域振興セミナーの様子



SNS研修の様子



(3) 都市との交流の促進

ア 農山漁村と都市住民との交流活動推進

交流活動に取り組みたいと考える地域に対し、相談窓口を設けるとともに、農村地域と農村地域に興味のある地域外人材とのマッチング機会を 51 件設け、交流機会の創出を図りました。

また、県内 2 か所（郡山市、喜多方市）において、企画立案から実施まで取り組んでもらうための伴走支援を行いました。



（そば刈り取り（郡山市））



（水路脇法面の草取り（喜多方市））

交流企画実施の様子

マッチング支援のチラシ

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

ア 農業用水を活用した小水力発電の導入支援

福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会を設置し、農業用施設への小水力発電設備の導入を検討している市町村や土地改良区を取組を支援しています。

令和 7 年度は、農業用水等を活用した小水力発電の導入や農業水利施設の省エネルギー化を行うための補助事業をテーマに協議会を開催しました。



令和 6 年度より発電を開始した「請戸川水力発電所」
（浪江町）

7 各地方における取組

(1) 県北地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

(ア) 営農再開と復興の加速化

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された川俣町山木屋地区では、経営耕地面積 375ha のうち、令和 7 年には 79.4%の 298ha で営農が再開されました。作物別では、水稲 108.7ha、牧草 98.8ha、飼料用トウモロコシ 71.5ha、そば 8.3ha、麦類 0.6ha、野菜 4.7ha、花き 4.0ha、果樹 1.3ha となっています。特に、地域の担い手法人である農事組合法人ヒュッテファームを中心として保全管理終了後の農地が活用され、水稲、牧草、飼料用トウモロコシの作付面積が拡大しています。

水稲においては担い手不足を省力化によりカバーするため、鉄コーティング直播の導入・拡大と安定生産に向けた技術支援を行いました。

また、野菜・花き等については、新規栽培者の確保等により栽培面積が拡大しています。

山木屋地区の営農再開拡大に向け、平成 26 年度から暗渠排水及び用・排水路整備を一体的に推進しており、令和 7 年度までに 159.9ha が完了しました。

(イ) 農林産物の安全性の確保

a モニタリング検査の実施

除染や放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、モニタリング検査等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。令和 7 年度は、穀類 32 件、野菜 213 件、果実 104 件、畜産物 255 件、きのこ 92 件、山菜 93 件、樹実類 3 件の検査を行い、基準値以下であることを確認し、公表しました。

b 農林産物の出荷制限解除に向けた取組支援

県北地方の特産品であるあんぽ柿については、加工・出荷再開 13 年目を迎え、管内全域で加工・出荷が可能となっています。令和 7 年度の出荷実績は 1,153 t（前年比 101%）となりました。

加工自粛解除による産地の回復に向け、リスクの高い柿樹の伐採や改植等を進め、全量検査による安全・安心な出荷に取り組みしました。

県北地方のあんぽ柿出荷量の推移

年 度	震災前	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
出荷量	1,542t	1,091t	1,313t	978t	1,096t	1,093 t	1,142 t	1,153 t

（福島県あんぽ柿産地振興協会）

イ 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

(ア) 農業担い手の確保・育成

地域計画の策定に向けて、各地域における話合いの実施等を支援し、令和 7 年 3 月末までに策定を予定していた県北地方の全ての地域（97 地域）で地域計画が策定され、令和 7 年度中に各市町村において、地域計画の変更・見直しが進められました。

なお、令和 7 年度末における認定農業者数は 1,404 経営体（広域認定を除く）となっています。

また、青年農業者等の確保・育成のため、就農相談窓口を設置し、就農計画作成支援等を行いました。令和 7 年度調査における新規就農者数は 111 名と、県内の 28% を占めています。

（イ）持続的な農業生産基盤の確保

農業・農村の基盤を支え、地域の防災・減災の役割を担う土地改良施設においては、農業生産を安定させるための用水確保や洪水時の安全確保を図るため、防災ダム等の長寿命化対策、ため池改修工事を、令和 7 年度は県営事業 11 地区で行いました。

ウ 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

（ア）園芸産地の生産力の強化

県北地方の農業産出額 654 億円（令和 5 年）は、県産出額の 30% を占め、そのうち園芸品目が 378 億円と、県の園芸品目全体の 43% を占めています。

産地生産力の一層の強化を図るため、令和 4 年 12 月にデビューした県オリジナルいちご品種「ゆうやけベリー」については、栽培技術の向上を図り、事業活用による施設整備を推進しました。令和 7 年作栽培戸数は 41 戸となっています。また、新規栽培者への重点的な技術支援を実施しているきゅうり、「県北・ももならではプラン」の実践に取り組んでいるももについては、管内 J A における販売金額が過去最高となったほか、国の事業を活用し、きゅうり栽培の施設化やもも及びきゅうりの選果設備の導入整備が進みました。

また、生産、流通、消費の各段階における詳細な現状分析に基づく産地戦略「県北・ももならではプラン」「伊達のあんぽ柿ならではプラン」を、それぞれ令和 5 年度、令和 6 年度に策定し、令和 7 年度はこのプランに基づき、県や J A 等の関係者が一丸となって、生産から流通、販売、P R に一体的に取り組み、産地の生産力と競争力の強化を推進しています。

●国見共選場もも選果設備の整備

ふくしま未来農業協同組合において、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用した国見町もも共選設備整備が令和 8 年 1 月 30 日に竣工しました。

核家族化などによる世帯あたりの消費形態の変化等により、これまで主流だった 1 箱あたり 5 kg の販売形態から、2 kg ～ 3 kg 詰めといった出荷規格を求める声が寄せられていましたが、従来の選果設備では対応することが困難な状況でした。

このため、売れる商品づくりを目指して整備した選果設備は、果実の傷みを軽減するコンベヤ及び高精度の品質センサーを取り入れ、品質や上位ブランド品の安定供給を向上させる機能を強化しました。また、少量規格の商品づくりに対応できる選果機能を備え、多様なニーズへ応えられる仕様にしました。さらに、選果効率の向上により、人手不足とコスト上昇への対応にも寄与します。

今般の施設整備によって産地間競争力が向上し、生産者の所得向上と産地規模の拡大に繋がるのが期待されます。

- ・事業実施主体 ふくしま未来農業協同組合
- ・総事業費 687,500 千円
- ・補助率 1/2



選果設備全景



品質センサー

(イ) 輸出を含む農林産物の販路拡大

a 認証GAPの取得支援

農業経営の改善や販路を拡大するため、販売品の安全・安心の指標である認証GAPの取得を推進しており、関係機関・団体等が連携して認証GAPの普及・定着を図る取組を進めています。令和7年度末における県北地方の認証GAPの取得件数は、56件（新規取得3件）となっています。

（GLOBALG.A.P: 2件、ASIAGAP: 1件、JGAP: 27件、FGAP: 26件）

b 農林産物のおいしさや品質の良さの積極的なPR

本県の旬の果物やお米などの販売促進と消費拡大を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを実施し、ももや米「福、笑い」、いちご「ゆうやけベリー」の安全性やおいしさをなどの魅力について消費者に直接PRしました。

また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業により、民間団体20団体に対し県内外において実施するイベント等でのPRや販売等の取組を支援しました。

エ 豊かな農山村の形成と活性化

(ア) 農業・農村への理解促進

「ふくしまの棚田」魅力アップ事業により、棚田を活用した地域内外との交流活動、棚田地域をPRするための広報活動等の取組を支援しました。

●布沢集落におけるむらづくりの取組について

布沢集落は、二本松市東北部の阿武隈山地に位置し、豊かな自然と伝統文化が根付く集落です。集落内には155枚（約15ha）の棚田があり、そのうち約8haが「東和の布沢棚田」として国の指定棚田となり、令和4年には国のつなぐ棚田遺産にも認定されました。

本集落では、平成17年度、中山間地域等直接支払制度の活用を契機に地域活性化のための話し合いと合意形成が継続的に実施され、集落内外の各組織や行政等と連携しながら、地域活性化につながる取組を主体的に行ってきました。

特に、田んぼの学校による農業体験や、棚田オーナー制度の導入による都市住民と交流、棚田米を用いたアイス等の地域資源を活用した特産品づくりなど多岐にわたる活動を継続し、令和7年度にはこれらの活動が評価され、豊かなむらづくり顕彰を受賞しました。

集落では今後も地域活性化に向けた取組が計画されており、豊かな農山村形成の一つのモデルとして他集落への取組の波及が期待されます。



布沢棚田



棚田アイス

（イ）地域の活性化及び生産者の所得向上

地域産業6次化ネットワーク組織「けんぽく6次化ミーティング」（令和8年3月31日現在 会員数351名）会員を対象に交流会を開催し、マーケティングの視点やターゲットの決定の重要性等6次化商品のブランディングを図るうえで必要な基礎についての講師による講演とグループワークを行い、選ばれる6次化商品にするための見直しの手法を学ぶ機会となりました。

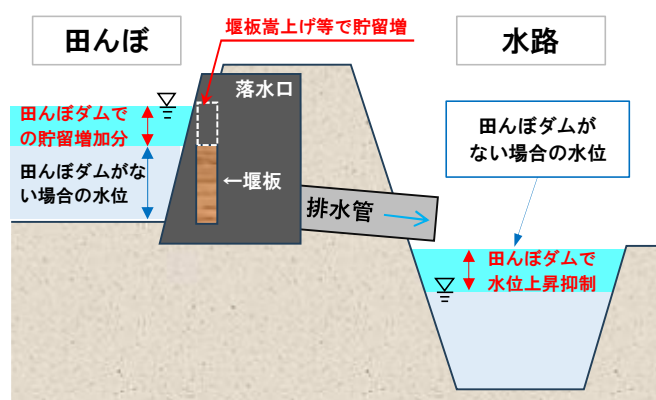
●田んぼダムの取組について

水田は食料を生産する本来の機能に加え、雨水を一時的に貯留し時間をかけて排水する雨水貯留機能も有しています。

「田んぼダム」は、この雨水貯留機能を活用して大雨時に水田から排水路への流出量を抑制し、下流域の洪水被害を軽減します。

水路や河川の整備に加え、畦畔を補強し排水調整設備や堰板などを落水口に設置する田んぼダムに取り組むことで、貯留機能の向上を図ります。

県北地方においては、多面的機能支払交付金を活用した活動組織等において令和３年度から田んぼダムの取組が開始され、令和７年度末時点で約 152ha に広がりました。今後、「田んぼダム」の推進により取組が拡大することを期待します。



「田んぼダム」のイメージ図



畦畔に設置した堰板

(２) 県中地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

(ア) 営農再開と復興の加速化

田村市都路町など旧避難指示区域等においては、牧草における放射性物質の吸収抑制対策の実施をはじめ、稲WCS生産組織による地域の水田管理、鳥獣被害対策、公共牧場の草地の機能・生産性の回復などの取組を推進してきました。令和３年度にさつまいも貯蔵施設（福島再生加速化交付金）を整備したことに加え、田村市農産物振興施設（福島再生加速化交付金）も整備され、更なる栽培者の確保・育成を目的として、都路町地見城地区で栽培実証を実施し地域に適した品種の選定がされました。

これらの取組等により、令和７年度の営農再開面積は合計 629ha（震災前(H22)の 70.5％）まで回復しました。

(イ) ほ場の大区画化

避難指示区域の復興・再生の加速化に向け、農地の大区画化・汎用化の整備と併せて担い手への農地の集積・集約化を図るため、田村市において福島再生加速化交付金を活用し、７地区のほ場整備を実施しました。

●大型乳肉複合畜産施設が稼働

株式会社美土里耕産が田村市都路町に整備した大型乳肉複合畜産施設（全農美土里ファーム）が完成し、令和8年4月17日に竣工式が行われました。

竣工式に先立ち令和8年2月より牛の導入が始まり、生乳の出荷も開始しています。今後飼養する牛を増やし、令和9年度には搾乳牛約1,200頭となる見込みです。

本施設は、被災12市町村の畜産農家を対象に、和牛（繁殖雌牛、肥育素牛）、乳用牛および堆肥の供給基地となるとともに、地域で生産された飼料作物を買い入れるなどの耕畜連携の取組により、震災で減少した畜産基盤の回復と復興の加速化が期待されます。



全農美土里ファーム全景

●田村市のほ場整備3地区が完了

田村市で実施しているほ場整備7地区のうち、令和7年度は、地見城地区（田村市都路町）など3地区で事業が完了しました。

また、同市では、住民の買物環境を整備し生活基盤の安定を図るとともに、交流人口の増加を図ることを目的に都路町岩井沢地内に都路町複合商業施設「コ・ラッシュ都路」を整備、令和7年12月にオープンしました。

今後は、農業と暮らしの両面から、この地域がさらに元気になっていくことが期待されます。



地見城地区の整備状況

イ 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

（ア）担い手の育成・確保

意欲ある農業者や認定新規就農者に対する認定農業者への個別推進のほか、認定農業者への再認定に向けた誘導支援などにより地域の担い手を育成し、令和7年度末における認定農業者は1,579経営体となりました。

なお、次代の農業を担う新規就農者を確保・育成するため、令和5年度に設立した福島県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しながら、就農希望者への相談対応や就農相談会の開催、経営開始資金等各種施策の活用に向けた就農計画づくり、技術支援などを行い、令和7年度は新たに70名が就農しました。

また、持続的な地域農業の生産体制の確立を図るため、未来の設計図となる地域計画（策定数は230地区（郡山14地区、田村78地区、須賀川138地区）の見直しや実現を支援しました。

（イ）農業生産基盤の計画的な整備

農業用排水路等の基幹的な農業水利施設の効率的な機能保全を図るため、新安積三期地区で水路補修工事を実施しました。

また、作業の効率化等による生産コストの低減や収益性の向上を図り、安定した農業経営を確保するため、地域農業の展開方向や生産基盤の状況に即した農地の大区画化等の営農条件整備と経営体の育成・支援を一体的に推進しています。令和7年度は、須賀川市ほか6市町村で10地区のほ場整備を実施しました。

●就農相談会「ふくしま農業人フェア in 郡山」

令和7年11月24日、郡山市のビックパレットふくしまで県中地方就農相談会を開催しました。

フェアでは、先輩農業者を交えて相談対応を行うブースを設置し、農業法人、研修機関、市町村及び農業団体等38団体が出展して、自営就農や雇用就農を希望する方や農業に関心のある方141名が来場しました。

参加者は自営就農のために必要な技術習得の進め方や、農業法人が営む経営の特徴・雇用条件等の説明に耳を傾け、就農に向けた理解を深めていました。



就農相談会の様子

●「福島牛」次世代型技術実証事業におけるAI肉質評価の実施

県では、令和6年度から新技術によるブランド力や生産基盤の強化を図るため、肥育農家が県内市場より導入した肥育素牛を対象に、超音波診断機で牛の生体から肉の内部の様子を動画や画像で撮影し、AI（人工知能）により肉質評価の診断を行っています。

田村地域では、令和6年度に103頭、令和7年度に186頭のAI肉質評価の診断を行い、肥育農家では診断結果を、飼養管理の改善や出荷時期の調整、共励会出品牛の選択等に活用しています。



超音波動画撮影の様子

●きゅうり基礎力アップ研修会の開催

須賀川・石川地方では、栽培経験が浅い生産者（概ね5年以下）を対象とした「きゅうり基礎力アップ研修会」を平成30年から開催し、きゅうりに関する知識や技術の習得と、他の生産者との交流を図っています。

令和7年度は、座学や現地研修を計7回実施し、延べ103名が参加しました。ベテラン農家の作業の様子を撮影した動画による座学、高単収生産者は場での現地研修などを通して露地きゅうり栽培の基本を学び、参加者の理解が深まるよう工夫を重ねながら実施しました。本研修会により新規きゅうり栽培者の早期経営安定につながっています。



きゅうり基礎力アップ研修会
（第3回）参加者

ウ 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

（ア）農産物の安全性の確保

モニタリング検査については、玄米56点、穀類（玄米除く）32点、野菜207点、果実54点、飼料作物136点を実施し、基準値超過はありませんでした。

また、安全性や信頼性の高い認証GAPの取得に取り組む生産者を支援し、令和7年12月末現在で新たに2経営体が認証を取得し、認証数は70件となりました。

（イ）生産の拡大・産地体制の強化

水田農業については、県オリジナル米「福、笑い」等を始め、各地の産地ブランド確立の取組を支援するとともに、大豆の安定生産等、水田の収益力強化に向けた取組を推進しました。

園芸品目については、「福島県園芸振興プロジェクト」に関係団体等と連携して取り組み、きゅうり、トマト、いちご等の施設や先端技術の導入促進を始め、就農後間もない新規就農者等の生産安定と技術力向上など、園芸産地の生産基盤強化や高品質化を推進しました。

畜産については、水稻生産者等と連携した稲WC Sの生産を始め、ICTの活用など効率的な飼養管理に資する技術の導入、AI肉質評価システムを活用した肥育管理技術の改善を支援しました。

●田村地域における「ピーマン・ならではプラン」の策定と取組の展開

「JA福島さくら・ピーマンならではプラン」は、ブランド力と産地の競争力を強化するため、令和7年3月に策定し、①「出荷量の安定的確保」、②「産地評価の維持」、③「産地競争力の強化」を目標とした3ヶ年の取組を記載した計画を田村といわき両地域の関係機関で、プランの実現に向けて取り組んでいます。

令和7年度は、生産者への技術指導や栽培施設導入推進の他、産地の評価を引き上げるパッケージデザインの検討、環境にやさしい農業やスマート農業技術の導入に向けた実証試験などの取組を展開しました。



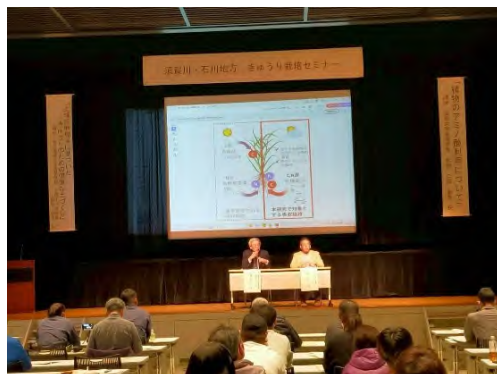
ピーマン生産者への栽培技術指導

●須賀川・石川地方きゅうり栽培セミナー開催

当地域のきゅうり栽培では、アミノ酸資材を活用している生産者が多い一方で、その効果的な使い方は十分に理解されていない状況です。また、連作による塩類集積等が課題となっています。

そこで、アミノ酸について理解を深めるとともに、土壌診断結果をもとにした施肥管理・土づくりの手法を学ぶことを目的として、セミナーを開催しました。

当日は生産者や関係機関など90名が参加し、熱心に講演を聴いていました。



セミナーの様子

エ 豊かで活力ある農山村の形成

(ア) 豊かな農山村の形成

中山間地域等の食料供給や県土保全、水源かん養などの多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した農業生産活動の維持や集落ぐるみの農地等の保全活動に対し支援を行いました。

(イ) 農村地域の防災・減災対策

国土強靱化や流域治水への取組は喫緊の課題であり、ため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災減災対策を効率的かつ一体的に推進する必要があるため、管内の防災重点農業用ため池290箇所のうち、緊急性の高いため池26箇所に対策を行うこととしており、7か所のため池について、対策工事を実施しました。

（ウ）地域産業 6 次化の推進

6 次化商品の知名度向上及び販路拡大に寄与するため、6 次化に関連する事業等の情報を県中地方・地域産業 6 次化ネットワーク会員に提供し、支援しました。

（エ）食育・地産地消の推進

農業体験や交流、食生活改善、地域の食文化や郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する食育活動の促進を図るため、さまざまな分野の方を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等の要請に応じたサポーターを派遣して食育活動等を支援しました。

（オ）農村関係人口の創出・拡大

都市と農山村の交流を促進し地域活性化を図ることを目的に、グリーン・ツーリズムの実践者や市町村等を対象とした視察研修会及び交流会等を開催し、参加者のスキルアップや意欲の向上、連携強化、情報共有などを図りました。

●石川地方の夏を体験モニターツアーの開催

石川地方グリーン・ツーリズム推進協議会では、石川地方の魅力を周知し、地域活性化を促進することを目的としたモニターツアーを令和 7 年 10 月 5 日に玉川村で開催しました。ツアーには、近隣市町村から親子連れを含む 14 名が参加しました。さるなしの枝を使った草木染めやさるなしの実の収穫体験の体験を行い、思い思いに草木染めを楽しみ、取れたてのサルナシを楽しみました。



さるなしの実収穫体験



集合写真

（3）県南地方

ア 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

（ア）担い手の確保及び育成

高度な生産技術や優れた経営感覚を有する認定農業者及び新規就農者を確保・育成するため、相談活動やカウンセリングによる支援を行いました。また、新規就農者育成総合対策事業等を活用し、7 市町村 17 名に対して資金を交付することで、若い世代の就農を促し、令和 7 年度は認定新規就農者を新たに 11 名確保することができました。

(イ) 多様な担い手組織等への支援

関係機関・団体と連携し、大規模経営体の育成や農業法人の確保・育成に取り組み、加えて、青年農業者組織による生産性向上に向けた生産環境モニタリングの実証等の活動を支援しました。その結果、新規農業法人と大規模経営体が増加し、更に青年農業者組織の生産技術向上やスマート農業に向けた取組を推進することができました。

(ウ) 担い手への農地の集積

ほ場整備事業計画地区を中心に、農地中間管理事業の活用推進を図った結果、新規活用面積が拡大しました（74ha）。また、ほ場整備事業実施予定地区に対して、高収益作物の導入や法人の設立等を働きかけ、理解促進を図りました。

(エ) 農地の大区画化による経営基盤の強化

農地の大区画化を推進し、担い手への農地の集積・集約化による経営基盤の強化を図るため、事業実施に向けた調査を2地区（埴町板庭地区、矢吹町田町・弥栄地区）で実施しました。また、1地区（泉崎村踏瀬長峯地区）が審査・採択申請地区、2地区（泉崎村原地区、白河市泉田地区）が事業採択地区（測量・設計）となりました。

イ 安全で質の高い農林産物の供給

(ア) モニタリング検査

モニタリング検査として、園芸作物 253 点、米 9 点、山菜・キノコ類 194 点など併せて 727 点の検査を実施し、全てにおいて基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

(イ) 放射性物質の吸収抑制対策

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、福島県営農再開支援事業を活用し、水稻（西郷村）、大豆（白河市、西郷村）を対象にカリ資材の施用を支援しました。

(ウ) 第三者認証GAP等取得支援

事務所に設置したGAP推進プロジェクトチームにおいて推進対象者リストを作成するとともに、継続的な推進や取得支援を行いました。令和7年度末における県南地方の第三者認証GAP等の認証件数は累計で75件となりました。

(エ) 売れる米作りの推進

県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付けを推進するとともに、水田を活用した大豆、WC S用稲等の多様な米作りの取組を進めました。また、「福、笑い」については、管内の21経営体（農業短大含む）で生産されました。

(オ) 園芸作物の安定生産

福島県園芸振興プロジェクトに基づき、トマト、きゅうり、さやいんげん、もも、日本なし、ぶどうを対象に、省力化や品質向上に必要な技術導入と長期安定出荷体制の整備を図りました。また、巡回指導や関係機関・団体と連携した作付け推進活動を行い、きゅうり、トマトで新たな栽培者を確保しました。

(カ) 畜産の収益性向上

優良な肉用繁殖雌牛の導入を支援したほか、耕畜連携による飼料作物生産の推進、畜産農家の飼養管理技術向上等に取り組みました。特に、経営改善目標を有する若手畜産経営者の適正な飼養管理や放射性物質対策の徹底を指導した結果、管内の子牛出荷頭数の維持につながりました。また、高齢化による畜産農家戸数減少抑制対策として、第三者施設継承可能者リストを作成して、関係機関での共有を図りました。耕畜連携では、西郷村の飼料用トウモロコシ・稲WC Sの収量増加につなげました。

(キ) 農林産物の販売拡大

「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を活用し、県南管内の8民間団体、1 J Aに対して県内外で実施する販売活動等を支援し、農林水産物や加工品の販路拡大を図りました。

(ク) 地産地消の推進

地産地消を推進するため、農産物直売所等において地域の農林産物の特色を活かした消費拡大キャンペーン（直売所スタンプラリー、県産農産物のPR等）を実施しました。

(ケ) 持続性の高い農業の推進

有機農産物の生産拡大や技術の改善、みどり認定を希望する農業者への支援、堆肥を活用した耕畜連携の整備等を支援しました。

ウ 活力と魅力ある農山村の形成

(ア) 農村環境の維持保全

農業・農村の有する多面的機能を維持するため、中山間地域等直接支払事業を活用して、生産条件が不利な農地において農業生産活動を行う農業者を支援しました。

また、多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行う地域ぐるみの共同活動を支援しました。このほか、源流の里にふさわしい農村環境を維持するため、老朽化した農業集落排水施設について施設の更新整備を6か所で進めました。

(イ) 農業用ダムやため池などの防災・減災対策

老朽化や機能が低下しているため池、水路等の農業用施設の補強・整備を20箇所で行い、防災対策を推進しました。

(ウ) 地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の推進

総合的な被害防止対策を推進するため、モデル集落を設置し、ワイヤーメッシュ柵や緩衝帯、ICT箱罟の実証を行いました。

(エ) 地域産業6次化の推進

地域の農産物を活用した地域産業6次化の推進に向け、事業者からの相談対応を行うとともに、6次化商品開発の支援や販路拡大に向けた販売会、交流会を実施しました。また、「県南地方農産物直売・加工者研修会」を開催し、直売所の運営や衛生管理に係る理解促進を図りました。

(オ) 都市住民との交流拡大推進、農業体験による農山村地域の活性化

しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会において、会議を開催し関係者間の連携を強化するとともに、協議会のポータルサイトを活用して情報発信を行い、農業体験申込数の増加につなげました。

●小麦「夏黄金」の生産振興と6次化の取組

西郷村では、生産者2名が中心となって令和6年度に県奨励品種に採用された小麦品種「夏黄金」の栽培に取り組むとともに、村内外の実需者と連携して地産小麦を使用した商品開発や「なつこ」としてのブランド化を進めています。県南農林事務所では、令和6年の栽培開始以降、追肥や適期収穫に関する技術支援を行ってきました。

また、令和7年7月には生産者と白河市の製麺業者が合同会社を設立し、小麦の買付、製粉、加工、販売までを一体的に展開する体制を整備するとともに、地元の製麺会社や製菓店において夏黄金（なつこ）を使用したラーメン、ピザ、スコーンなどの商品が販売されるなど取組が徐々に広がりを見せています。引き続き、栽培支援と6次化による農業所得の向上、地域経済の活性化に向けた取組を支援していきます。

さらに、令和8年産からは畑作物生産振興支援モデル地区に設定し、当地域における栽培特性の把握や追肥試験を実施することとしています。これらの結果をもとに、県南地域版の「夏黄金」栽培暦を作成する予定です。



穂揃い期の夏黄金



収穫期の夏黄金

●しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による「農業体験」を支援

令和7年4月17日と21日に、国立那須甲子青少年自然の家を利用する小学校46校に対し、しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による農業体験プログラムなどの受入体制を説明したほか、白河市と西郷村で東京都墨田区、足立区の小学5年生（5校、262名）の田植え体験や農作物収穫体験の受入を支援しました。

協議会では、令和7年3月に開設したポータルサイトを活用し、農業体験等に関する情報発信や体験申込の受入を行っています（ポータルサイトを通じた申込数：11団体、526名）。今後は、Instagramとともにポータルサイトの掲載内容を充実させることにより、情報発信を強化します。また、引き続き協議会員と連携し、首都圏と隣接した立地と地域資源を活かした都市住民との交流の促進に向けた活動を推進します。



小学校への農業体験受入説明
(令和7年4月21日)



田植え体験
(令和7年5月28日)

(4) 会津地方

ア 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

(ア) 多様な担い手の育成・確保

地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の実践及び実態に即した統合・見直しに向けた市町村及び農業委員会の取組を支援し、令和7年度末までに管内全市町村の311地区で地域計画が策定・実践されています。

また、効率的・安定的な農業経営に取り組む認定農業者を確保・育成するため、市町村等と連携し、既認定者のフォローアップや新たな候補者の掘り起こしに取り組むとともに、地域を担う経営体等の経営発展に必要な機械・施設の導入や農地中間管理機構を活用した農地集積への協力金の交付を支援し、新たに68経営体が認定農業者の認定を受け、管内の認定農業者数は1,518経営体となりました。

加えて、将来の地域農業を支える新たな担い手の確保・育成を図るため、福島県農業経営・就農支援センター、市町村等と連携し、新規就農者の掘り起こしや就農相談をはじめ、就農直後の機械・施設の導入支援、経営開始資金の交付などに取り組んだ結果、62人の新規就農者を確保することができました。併せて、認定研修機関を新たに4経営体確保し、管内の認定研修機関は42経営体となりました。

(イ) 生産基盤の確保・整備

大型機械の導入による省力化や、高収益作物の導入による競争力強化を図るため、会津若松市の高野地区外2地区で農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しました。

また、農業生産の基礎となる農業用水の確保と安定供給などを図るため、会津若松市の吉ヶ平1期地区でかんがい排水事業を、基幹的な農業水利施設の老朽化対策のため喜多方市の会津北部地区外1地区で県営水利施設長寿命化対策事業等を実施しました。

イ 収益性が高く競争力のある産地づくり

(ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

会津身不知柿の輸出促進を図るため、生産量の確保と品質の向上に取り組み、会津みしらず柿販路拡大促進協議会から、タイ及びカンボジアに加えて新たに台湾に向けて、計 1,238kg が輸出されました。

また、奥会津地域の食や自然、風景などの地域資源をPRするため、道の駅及びいわき市内の大型量販店において、奥会津の農林産物及び加工品などを販売する「会津物産フェア」、「奥会津物産フェア」を5日間開催し、12事業者が105商品の対面販売を行い、6次化商品の販路拡大を図りました。

加えて、県産農林水産物の販売促進を図るため、管内のイベントや宿泊施設と連携し、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを5回実施しました。キャンペーンでは、各種イベント会場等での県産農林水産物等へのアンケート調査を実施しました。アンケートに御協力いただいた方へ会津産農産物のプレゼントを行うとともに、県トップブランド米「福、笑い」やGAP認証農産物の提供により、県産農林水産物の安全性や魅力をPRしました。

さらに、県産農産物の安全性を確保するため、米13検体、穀類（米を除く）34検体、山菜・きのこ類を除く農産物281検体、牧草・飼料作物49検体のモニタリング検査を実施するとともに、産地が行う農林産物の放射性物質検査の取組等を支援しました。

（イ）戦略的な生産活動の展開

県オリジナル水稻品種の作付拡大を図るため、栽培指導や実証ほの設置、食味・品質向上のための機器整備の支援を行い、「里山のつぶ」の栽培面積は1,034ha（前年比80ha増）となり、「福、笑い」は7つの栽培研究会が取り組み、栽培面積は148ha（前年比52ha増）となりました。

みどりの食料システム戦略の実現に向け、会津若松市、喜多方市において、水稻、大豆を対象品目としたグリーンな栽培体系の実証に取り組み、環境にやさしい農業技術と省力化に資する先端技術を組み合わせた現地実証と栽培マニュアルの作成を支援しました。また、有機栽培面積の拡大を目指し、有機JASの認証や生産規模拡大のための施設・機械の導入支援等を行った結果、有機JAS認証を受けた栽培面積は、水稻で85.9ha、野菜で16.5haとなりました。

令和3年度にスタートした福島県園芸振興プロジェクトにおいては、品目ごとの地方別計画に基づき、関係機関・団体と連携して、セミナーの開催や高温対策、パイプハウスの導入支援を行うなど、園芸産地の生産力と競争力の強化に取り組みました。令和7年度の主要4品目における作付面積と販売額は、アスパラガスが84.6ha、504百万円、きゅうりが36.1ha、1,244百万円、トマト・ミニトマトが19.5ha、674百万円、宿根かすみそうが33.4ha、696百万円となりました。

福島県スマート農業等推進方針に基づき、防除作業の省力化と生産性の向上のため、大規模稲作経営体にスマート農機の導入を推進し、51経営体がドローンによる効率的な作業を実施しました。

また、省力化や新たな所得確保を目指すため、ドローンを活用した湛水直播栽培や水田水位センサーを活用した水稻栽培の現地実証を実施し、地域の課題に対応したスマート農業技術の普及拡大を図りました。

加えて、安全で高品質な県産農産物の生産と風評払拭に向け、第三者認証GAP等の取得拡大を図るため、個別の取組進度に合わせたきめ細かな支援に加え、ふくしま県GAPの新たな認証基準への対応と併せて労働安全講習を実施するなど、工夫を凝らした研修会の開催、さらには認証取得等に係る経費の助成を行い、認証取件数は120

件（前年度から4件増）となりました。

ウ 資源を守りいかす、活力ある農山村の形成

（ア）活力と魅力ある農山漁村の創生

野生鳥獣による農作物被害を低減するため、地域ぐるみの総合的な鳥獣被害対策を行うモデル地区を4か所設置し、被害対策の効果の実証と波及に取り組みました。

災害の未然防止や老朽施設の機能回復のため、会津美里町の大窪地区外2地区でため池等整備事業等を実施しました。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、370組織（対象面積20,464ha）に対し、農地や農業用水の保全管理など地域が共同で行う活動を支援しました。

さらに、中山間地域等直接支払制度の交付金の交付を通じて、管内12市町村191協定3,487haにおける遊休農地等の発生防止と農業生産活動の継続を支援しました。

奥会津地域の特産である「昭和かすみ草」は、「昭和村農林水産物集出荷貯蔵施設『雪室』」から市場までの完全な低温流通体制により、令和7年度の「JA会津よつば昭和かすみ草部会」の販売額は、6.5億円でした。また、「GI（地理的表示保護制度）」登録（令和5年7月20日）され、7月20日を「昭和かすみ草の日」として日本記念日協会から認定されたとともに、令和7年には昭和かすみ草の統一ロゴマークが完成しました。さらに、「第53回日本農業賞」（令和5年度）、「第63回農林水産祭天皇杯（園芸部門）」（令和6年度）受賞など、対外的にも評価が得られ、さらなるブランド力強化が図られました。

また、地域特産物であるおたねにんじんの生産振興に向けて、生産拡大に必要な資機材の導入支援、地元産種子確保の体制整備、栽培研修会の開催等の取組を行い、栽培面積は3.3ha、生産者数は12戸となりました。

（イ）農業災害への取組

令和7年5月11日に昭和村で宿根かすみそうのパイプハウス8件、被害額1,385千円の風害が発生しました。

宿根かすみそうの生産者に対する風害の事後指導として、肥培管理や病虫害対策の指導を行い、その年の販売には影響ない程度まで回復しました。



宿根かすみそうハウスの風害
（昭和村）

●有機農業のカギ、土壌微生物について研修会の開催

令和7年11月11日、公立大学法人会津大学において、有機農業を含めた環境にやさしい農業への取組を加速化することを目的に「会津・南会津地方有機農業推進セミナー」を開催しました。

初めに、NPO法人日本有機農業研究会理事の吉田太郎氏から「なぜ、生物多様性（含む微生物）が豊かになると無農薬・無化学肥料が可能なのか」と題して、有機農業のメカニズムや土壌微生物の重要性について説明していただきました。次に、株式会

社DGCテクノロジーチーフリサーチャーの横山和成氏から「土の豊かさを付加価値に」と題して、土壌微生物多様性の評価法について説明していただきました。

当日は農業者をはじめ関係機関・団体から 69 名が参加し、有機農業や土壌微生物についての知見を深めていました。



講演の様子

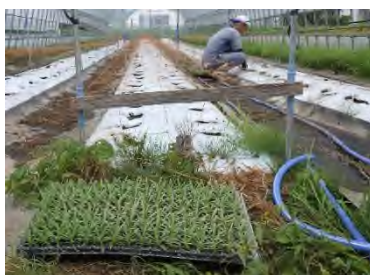
●会津美里町 梁田地区のほ場整備工事が完了

農地中間管理機構関連農地整備事業による県内第 1 号として令和元年度に着手した会津美里町の梁田地区が令和 7 年 12 月に完了しました。

農道・用排水路の整備による維持管理作業の軽減、19.4ha の区画整理により、大型機械の導入が可能となり、労働力軽減・作業効率の向上が可能となりました。高収益作物の導入による農業構造の転換を目的として、若手の新規就農者が本地区の担い手となり、トマト生産を開始しました。梁田地区では、若手担い手を中心にして、整備された大区画ほ場のメリットを生かした効率的で収益性の高い農業経営を実践しています。



「完成した梁田地区」



「かすみそう定植状況」



「トマト定植状況」

●林業現場見学会を開催しました

令和 7 年 9 月 30 日、林業分野での新規就業者の確保や林業への理解促進などを目的として、会津農林高等学校の生徒を対象に林業現場見学会を開催しました。環境科学科 2 年生 19 名を対象に、林業事業体による森林整備作業現場や製材所、林業研修施設（林業アカデミーふくしま）の見学を行いました。

この見学会を通して、現場での木の伐採から加工により木材製品となるまでの過程や専門性の高い林業技術にふれることで、林業と森林資源の利活用について学びを深めていただきました。生徒の中には林業アカデミーふくしまへの入講に関心を示す生徒もあり、今後もこのような見学会を通じて、将来の林業分野での就業につながる支援を続けていきます。



森林整備作業見学



林業機械シミュレーター体験

●県産花きでフラワーアレンジメント体験を実施

令和7年7月15日、喜多方市立第一小学校の6年生76名を対象に、県産花きの認知度向上を目的とした花育活動を実施しました。

当所より県内で生産されている花きを紹介した後、有限会社みつい生花店の密井康一氏と密井恵美氏を講師に、県産のトルコギキョウ、HBスターチス等を使用したフラワーアレンジメントを体験しました。

引き続き小学校への花育活動を通し、県産花きの認知度向上に向けて普及推進していきます。



お手本を見せる密井康一氏

●「株式会社若宮ばくさく」が令和7年度全国優良経営体表彰を受賞

株式会社若宮ばくさく（会津坂下町）は、農林水産省等が主催する令和7年度全国優良経営体表彰において、全国担い手育成総合対策支援協議会会長賞を受賞され、令和7年10月23日に鹿児島県鹿児島市で授与式が行われました。本表彰は、農業経営の改善や地域農業の振興・活性化に優れた功績を挙げた農業者を表彰する事業です。

若宮ばくさくは、水稻やそば、農作業受託等に取り組み、会津地方でも有数の規模を誇る法人であるとともに、ICTを活用したスマート農業の実践や、そばの製粉残渣を活用した特別栽培米の生産、さらには、粃殻たい肥のほ場還元などの環境にやさしい農業への取り組みなどが高く評価されました。



若宮ばくさく集合写真

(5) 南会津地方

ア 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

(ア) 持続可能な生産構造を支える担い手の確保・育成

基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の高齢者の割合が約 78%で、県平均より約 4 ポイント高い状況となっています。また、農家戸数については令和 2 年には 2,171 戸と平成 27 年から 21%ほど減少しており、担い手の確保が困難な状況にあります。

新規就農者の確保に向けては、各町、関係機関・団体が連携して就農促進に取り組めるよう「南会津地方新規就農者等担い手確保・育成連絡協議会」を 2 回開催したほか、生産者から直接話が聞ける「南会津地域農業相談会」や地域の特性を活かした「スキー場での就農相談会」等を実施するとともに、「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）等における研修機関」の認定を受けた当地方の主要な園芸品目であるトマト、アスパラガス、花きの生産者団体と連携した就農希望者の研修実施等により、新規就農者 4 人を確保しました。

認定農業者は、青年等就農計画認定満了者や地域計画における担い手等に対する農業経営改善計画の認定申請を誘導したことにより、189 経営体（うち新規認定農業者数：8 経営体）となりました。

(イ) 生産基盤の整備と農地の集積促進

事業実施中のほ場整備地区を中心に農地利用集積を推進した結果、ほ場整備地区における農地集積面積は約 228ha となりました。

●持続可能な生産構造を支える担い手の確保・育成

新規就農及び移住等の希望者が実際に生産者から話を聞ける「南会津地域農業相談会」や、ウインタースポーツをきっかけに移住した新規就農者が多いということに着目した「スキー場での就農相談会」を開催しました。



南郷スキー場での就農相談会

●生産基盤の整備及び農地集積の促進

管内の農地中間管理機構関連農地整備事業実施地区 4 地区において計 28.6ha の区画整理工事を行いました。そのうち只見町の梁取地区では令和 7 年度 1.6ha の畑地整備により地区全体で 5.3ha の高収益作物（南郷トマト）営農団地が完成しました。



南郷トマトハウスの団地化
(梁取地区)

イ 安全で魅力的な農林産物の供給

(ア) 戦略的な生産活動の展開

安全・安心で環境に配慮した農産物の需要が高まる中、地域団体商標と地理的表示登録（GI）を取得した「南郷トマト」を始め、水稻の「福、笑い」作付誘導対象者、各生産部会を中心にGAPの団体認証取得を推進したほか、栽培技術の助言・指導を通じて、産地の維持・発展を推進しました。

GAPについては、令和7年度は第三者認証GAP等の新規取得（団体認証の追加認証含む）2件、継続20件を支援し、第三者認証GAP等の取得状況は、21件・124経営体となっています。

また、当地方の冷涼な気象条件を活かした園芸産地を育成するため、「福島県園芸振興プロジェクト」の地方別計画に基づき、トマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそうの施設化や優良品種の導入支援、栽培技術の助言・指導を通じた生産・品質の安定化と収益性の向上を図りました。

(イ) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

モニタリング検査や直売所等への出荷管理指導により、農林産物の安全性を確保するとともに、農産物、きのこや山菜などの特用林産物における放射性物質の影響に対応した技術指導や、生産販売体制づくりに対し支援を行いました。また、様々な機会を活用し、当地域の農林産物の安全性や魅力を発信しました。

また、産地のブランド力を高めるため、競争力の向上に資する「福、笑い」等の県オリジナル品種の導入推進や令和5年度に策定した会津アスパラガスならではのプランに基づく情報発信等を実施しました。

●令和7年度 南会津「福、笑い」本格栽培スタート

県のオリジナル水稻品種「福、笑い」については、令和6年度まで標高300mを超える南会津地域で現地試験を行った結果、南会津地方での栽培が可能と判断され、令和7年度より本格栽培が始まりました。

令和7年度は、GAP認証取得農家8戸で約4haが作付けされ、8戸全てが「福、笑い」の等級基準や食味・品質基準をクリアしました。令和8年度栽培面積は、9haに増加する見込みです。また、新たにGAPを取得した農業法人が、令和9年から新規で「福、笑い」を作付けする予定です。



「福、笑い」栽培説明会



適期刈取指導

ウ 活力と魅力ある農山村の実現

(ア) 快適で安全な農山村づくり

南会津地方全域で農作物等の鳥獣被害が深刻化し、農業者の生産意欲の低下が懸念されることから、地区の話し合いを通じた集落ぐるみの鳥獣被害対策を推進しています。

地域住民等による除間伐や刈払い等の里山林整備活動の支援と、鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落を1地域(2集落)設置し、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策を併せて推進しました。

(イ) 農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

農業水利施設の計画的な保全・更新を行うため、関係町等と合同で施設の機能診断や点検を管内11か所で実施しました。

(ウ) 地域資源の活用促進と交流人口の拡大

第4期ふくしま地域産業6次化戦略に基づき、南会津地方における農林水産業の6次産業化や農商工連携を推進するため、関係部局と連携して農業者や加工業者等を構成員とした地域産業6次化の方部別ネットワークである「あいづ”まるごと”ネット」を運営し、交流会の開催を通じて会員相互の連携強化と資質向上を図ったほか、6次化商品の販売促進活動を支援しました。

一方で、教育旅行における農家民泊年間受入者数については、新型コロナウイルス感染症により大きく落ち込んだ需要は回復しつつあるものの、令和7年度の受入者数は348人と伸び悩んでおり、令和6年7月に策定した関係機関・団体が連携して取り組む具体的な行動計画に基づき、「農家民宿開業の手引き」、「農家民宿における危機管理マニュアル」の発行による新規開業者募集及び農家民宿経営者支援、さらには、農家民宿経営者(休業中を含む)を対象とした受入時の情報共有や事業の再開を促すための意見交換会(座談会)を開催し、農家民泊受入拡大に向けた意欲向上を図りました。

また、農業や農村に関心のある方がトマトの栽培補助、アスパラガスの収穫、稲刈り等の農作業や農村の暮らしを体験することにより将来の就農や移住につなげる「南会津ふるさとワークステイ事業」を実施し、13名が参加しました。

●農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

南会津地方の農村の多面的機能の維持・発揮について、関係者の理解促進を図るため、令和7年11月27日に多面的機能支払交付金南会津方部研修会を開催し、県内の優良活動事例や田んぼダム of 取組方法など農村の多面的機能について理解を深めました。



研修会開催状況

●地域資源の活用促進と交流人口の拡大

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンにより、会津田島アスパラ、南郷トマト、県トップブランド米「福、笑い」、6次化商品等の販売促進を行いました。

また、農家民宿の経営者支援において、教育旅行生の受入経験がある農家民宿経営者等を対象とした意見交換会（座談会）を開催しました。



南郷トマトをPRした
第3回「おいしい ふくしま いただきます！」
キャンペーン



農家民宿経営者等を対象とした
意見交換会（座談会）

（6）相双地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

被災した農地・農業用施設等の復旧を進めた結果、復旧対象 881 箇所のうち、令和 7 年度までに 856 箇所では復旧が完了しました。津波被害を受けた農地については、県営事業により農地の復旧と併せてほ場の大区画化の整備を実施し、令和 7 年度までに 1,632ha の整備を実施しました。また、担い手の大幅な減少に伴い、より効率的な営農体制の確立が必要となることから、津波被害のなかった農地においても、ほ場の大区画化や汎用化を目的とした県営のほ場整備を 30 地区、1,900ha で実施しており、令和 7 年度までに 1,346ha の整備が完了しました。これらの地域では、令和 7 年度までに農用地利用改善団体が新たに 49 団体設立されました。

令和 7 年度の営農再開面積は合計 8,619ha（震災前（H22）の 53.8%）まで回復しました。

農林事務所内の「農業構造検討会議」において、営農体制の確立に重点を置いた支援や地区の課題を共有しながら、地域農業の再生に向けた支援を着実に推進しています。

●ほ場の大区画化・汎用化に向けた取組

南相馬市小高区の「小高東部地区」は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けました。

また、原発事故に伴う避難指示により営農再開は極めて困難な状況になりましたが、避難指示解除後に災害復旧事業と併せて、大区画化・汎用化に向けたほ場整備を推進し、令和 7 年度に事業が完了しました。当地区では、暗渠排水の整備により大豆の収量も改善し、畑作への展開にも期待が高まっています。



津波の被害から復旧した農地

イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

相双地方では、ほ場整備を契機に 68 地区(計画含む)を対象に集落営農を推進するとともに、地域計画の策定を支援しました。地域計画推進チームに参加し、作業スケジュールの共有、説明会開催に向けた支援及び説明会への参加等を行い、11 市町村の 107 地区(相馬地方 62 地区、双葉地方 45 地区)で地域計画が策定されました。

管内の大規模法人では、水稻・大豆・麦のブロックローテーションによる水田活用に取り組んでいる経営体が多く、モデル地区として小麦 1 地区、大豆 2 地区を設定し、小麦新品種の生育実証、FOEAS（フォアス）を活用した地下水位の調整及び大豆病虫害防除暦の作成を行いました。また、ほ場整備事業に取り組む地区の一部においては、園芸品目導入に適した水田の大規模な畑地化が検討されており、その効果検証のため畑地化試験施工区において、ブロッコリーの生育への影響を調査しました。

さらに、新たな担い手を確保するため、関係機関で構成される相双地域新規就農・企業参入推進検討会議において、相双地域就農支援ポータルサイトや Instagram による情報発信をはじめ、就農希望者を対象とした現地見学会・農業研修・ワーキングホリデー、雇用就農の受け皿となる農業法人等向けの研修会、県内学生を対象とした管内農業法人等との交流会、新規就農者の定着のための「新規就農者交流会」等に取り組みました。これらの活動により、令和 7 年度、相双地方における新規就農者は 58 名が確保され、このうち、雇用就農が 44 名（76%）となりました。

●新規就農者確保に向けた学生等による農業法人等視察相談会の開催

相双地域新規就農・企業参入推進検討会議が主催し、令和 7 年 10 月 3 日に「令和 7 年度相双地域における農業法人等視察相談会」を開催しました。

視察相談会には、農業総合センター農業短期大学校 1 年生 56 名が参加し、水田・野菜・果樹・花き・畜産の 5 つの経営学科ごとに分かれて、相双農林事務所職員が管内の農業経営体や日本なしの共同選果場などを案内しました。

トマトの栽培施設や大規模稲作経営体の稲刈作業などを視察するとともに、各生産者から専門的な知識・技術や経営方針などについて直接、話を伺うなど、相双地方の農業の復興状況を実際に見て、感じていただくことで、就農への理解醸成を図りました。

引き続き、市町村や関係機関と連携し、相双ならではの農業の魅力を伝えながら、新規就農者の確保に向けて取り組みます。



トマト栽培施設視察の様子



大規模稲作経営体の収穫作業の見学

ウ 地域の特性をいかした産地づくり

相双地方の特性を生かした産地づくりに向け、収益性の高い土地利用型品目とスマート農業を組み合わせた生産性の高い複合経営モデル（水稻＋ネギなど）の創出や、土地利用型野菜等の収量・品質向上、ブドウの産地化、子実用トウモロコシ等の飼料作物の生産拡大を支援しました。また、相馬地区の主力品目の一つであり、国の指定野菜に追加されたブロッコリーの生産力・競争力の強化を図るため、「相馬ブロッコリーならではプラン」を策定しました。さらに、大規模な畜産施設や園芸施設、水稻育苗施設等の拠点施設の整備を継続して支援するとともに、相双地方における広域的な耕畜連携を推進するなど、関係機関・団体と連携し、拠点施設を核とした産地づくりを進めました。

●双葉地域におけるブドウの産地化支援

双葉地域におけるブドウの産地化を目指し「ブドウ施設栽培セミナー」を開催しました。双葉地域では震災後の水稻生産再開拡大に伴い、水稻育苗ハウスを有効活用したブドウ栽培の取組が広がっています。一方で、1戸あたりの栽培面積は小規模であり、市場流通に対応できる生産量には達していない状況にあります。

このため、本セミナーでは、生産規模や生産量の拡大を図ることができる栽培技術として、簡易雨よけ栽培などの施設栽培技術について紹介し、実際に簡易雨よけ栽培に取り組まれている栽培施設の現地見学を行いました。セミナーにはブドウ栽培面積の拡大に関心のある生産者など約30名が参加し、活発な意見交換が行われました。今後、双葉地域におけるブドウの生産拡大が期待されます。



ブドウ施設栽培セミナーの様子

●相双地方土地利用型野菜推進セミナーの開催

相双地方で推進しているネギ・タマネギ・ブロッコリーの主要3品目を対象に、収量・品質の向上を図るため、令和7年8月6日に「相双地方土地利用型野菜推進セミナー」を南相馬市小高生涯学習センターで開催し、農業者をはじめ、メーカー、JA、市町村など約80名の参加がありました。セミナーでは、国及び秋田県の試験研究機関並びに農薬メーカーの専門家を講師として招き、効果的な除草体系や病虫害対策などの先進的な取組や最新の知見について、それぞれ講演をいただきました。セミナーで得た技術を生かして、各品目の収量・品質の向上や生産拡大につながることを期待されます。



相双地方土地利用型
野菜推進セミナー
(令和7年8月6日)

●「相馬ブロッコリーならではプラン」策定に向けた産地ワーキンググループの開催

相馬地方のブロッコリーのブランド力強化を目指したアクションプラン「ならではプラン」の策定に向け、令和7年5月から令和8年2月にかけて産地ワーキンググループを4回開催し、検討を重ねました。産地ワーキンググループでは、市場調査や産地分析の結果を基に、市町村やJAなどの関係機関で活発な意見交換が行われました。産地の現状や課題、方向性について理解を深めながら、生産量の確保をはじめ、産地評価の向上・産地競争力の強化など、多岐にわたる取組を盛り込んだ「相馬ブロッコリーならではプラン」が策定されました。

令和8年度から3か年、プランに基づき、相馬地方のブロッコリーの強みを生かしながら生産力・競争力の高い産地づくりを推進します。



産地ワーキンググループの様子

●大規模酪農施設の整備と広域的な耕畜連携の取組

令和8年3月、浪江町棚塩地区に大規模酪農施設が整備されました。本施設には、令和5年度から令和7年度にかけて福島再生加速化交付金（被災地域農業復興総合支援事業）を活用し、最新のロボット搾乳機を備えた牛舎や、家畜排せつ物を利用した発電設備などが導入されています。浪江町でかつて行われていた酪農の復興を力強く牽引するとともに、堆肥等の供給による除染後農地の地力回復や、飼料作物などの土地利用型作物の生産拡大など、広域的な耕畜連携の拠点施設として期待されています。

引き続き、関係機関・団体と連携しながら、広域的な耕畜連携の取組を推進します。



大規模酪農施設（浪江町）



相馬地方耕畜連携等推進会議
(令和8年1月14日)

エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

県内の若者に農業・農村に対する関心や理解を深めてもらうために、自然環境とふれあい、農業・農村の有する多面的機能の大切さについて学ぶ体験活動『「ふくしまの農育」推進事業』を行っています。本事業の一環として、小学校における年間を通じた農作業体験を支援する『「畑の学校」実践モデル事業』を実施しました。

また、「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に集落ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な鳥獣被害対策を推進しています。

●「『畑の学校』実践モデル事業」の取組

南相馬市立石神第二小学校の6年生児童と一緒に、令和7年4月18日の第1回から令和7年12月16日の第4回まで、学校の畑においてジャガイモとブロッコリーの植え付けや収穫などの体験活動を行いました。

第4回では、ブロッコリーの特徴や輸送、販売などの講義も行いました。児童からは、各回を通じて学んだことや発見したことについて感想が寄せられ、農業・農村に対する理解醸成が図られました。



ジャガイモの定植体験



ブロッコリーの収穫体験

●鳥獣被害防止のためのモデル地区を設置

令和6年度から、浪江町荻宿地区をモデル地区として、環境整備・被害防除・有害捕獲を組み合わせた対策に、地区住民が主体となって取り組む活動を支援しています。

取組2年目となる令和7年度は、地区住民との検討会を2回開催し、恒久電気柵を約1km設置するとともに、電気柵下の除草作業の省力化を目的として除草剤及び抑草剤の散布実証を行いました。

恒久電気柵を設置した箇所では、設置後にイノシシの侵入は確認されず、その効果を地区住民も実感していました。令和8年度も引き続き、電気柵下の除草管理の省力化に向けた実証と継続的に地区全体で取り組める体制整備に向けて支援していきます。

※恒久電気柵：高張力線を用い、設置後に撤去を行わない電気柵。電線を強く張ることができるため、たるまず、電線下の除草管理の省力化が見込まれます。



恒久電気柵設置
(令和7年4月21日)



検討会の様子
(令和7年8月29日)

(7) いわき地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

(ア) 風評の払拭

県産農林産物のおいしさや安全性をPRし、消費拡大・販売促進に寄与する取組として、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを、市内量販店、直売所等で計4回実施しました。また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を実施し、民間団体における県産農林産物の販売促進活動等に対して支援を行いました。

イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

(ア) 持続可能な生産構造を支える人材の育成

意欲のある農業者の新規認定及び再認定のため、農業経営改善計画書作成を支援しました。また、認定を受けて3年目となる認定農業者に対しては、中間フォローアップを実施しました。

新規就農者及び新規認定農業者に対しては、関係機関との連携強化を図り、相談窓口における情報共有や巡回指導等の強化により生産技術の安定へ向け支援しました。

- ・認定農業者数 241 経営体（令和7年度新規認定 11 件）（令和8年3月末）
- ・新規就農者数（自営・雇用）42 名（令和6年5月2日～令和7年5月1日）
- ・新規就農者数（重点支援）1 名（令和8年3月末）

(イ) 生産基盤の整備

農地中間管理機構関連農地整備事業により、担い手への農地集積・集約化を図るため、ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備を実施しました。

●いわき地域新農業人レベルアップ塾

いわき農林事務所では、新規就農者や就農希望者などを対象に、令和7年度より「いわき地域新農業人レベルアップ塾」を開催しました。本塾は、就農後まもない農業者がお互いに交流を深めつつ経営ノウハウや栽培技術を習得し、農業経営の安定化と就農計画の目標達成に向けてレベルアップを図ることを目的としています。

第1回目では指導農業士に、農家の先輩として「農業に必要なこと」について熱く語っていただきました。第2回目以降は、「農業者年金」、「労働力の確保」、「GAPによる経営改善」をテーマとし、全4回を開催しました。

新規就農者等の参加者は延べ48名となり、真剣に聴講する姿や積極的な質疑応答が見られるなど盛況でした。最終回の終了後には、新規就農者だけでなく指導農業士や青年クラブ会員も交えた交流会を開催しました。

令和8年度も本塾を開催し、経営コンサルタントによる経営改善に関する講義や、効果的な病虫害防除による安定生産などをテーマに全5回の開催を予定しています。

今後も、就農希望者や新規就農者が安心して就農できるよう、福島県農業経営・就農支援センターを中心に、関係機関・団体と連携を密にし、伴走支援することで新規就農者の確保に向けて力強く取り組んでいきます。

◎令和7年度いわき地域新農業人レベルアップ塾実績

第1回 令和7年11月5日「指導農業士から学ぶ」	出席者 21 名（内新規就農者等 12 名）
第2回 令和7年12月5日「農業者年金について」	出席者 17 名（内新規就農者等 5 名）
第3回 令和8年1月30日「労働力の確保」	出席者 30 名（内新規就農者等 15 名）
第4回 令和8年3月12日「GAPによる経営改善」	出席者 25 名（内新規就農者等 16 名）



情報交換会



ワークショップ

●ふくしま農村学びの場 現場見学会開催！

いわき農林事務所では、県農村振興課と共同で、子供たちや若者に農地や土地改良施設が農村地域の維持、発展に果たしてきた役割を知ってもらい、次代に継承していく意識を持ってもらうことを目的として、いわき地方において現場見学会を毎年開催しており、令和7年度は12月15日に磐城農業高校 緑地土木科2年生35名を対象に実施しました。

当日は、農地を広げるための工事現場（農地中間管理機構関連農地整備事業 瀬戸地区）のほか、大雨時に溜まった水をポンプで吐き出す大越藤間第二排水機場、江戸時代に造成された小川江筋用水路、ため池（萱手池）の4箇所を見学しました。各現場では、施設の役割や造成に至る経緯などについて説明を行いました。見学中には、「排水機場の建設にかかった費用はどのくらいか？」「小川江筋が完成するまでに要した期間はどのくらいか？」など質問が寄せられ、生徒たちは熱心に説明を聞いていました。見学後の感想では、「説明を聞いて、水や農地が自分たちの生活と関わっていることを実感した。」といった声が聞かれました。

今後も、小学生から高校生を対象に、現場見学会を通じて農業・農村への関心を高めてもらう取組を推進します。



農地中間管理機構関連農地整備事業
瀬戸地区



大越藤間第二排水機場

ウ 地域の特性をいかした安全・安心な農林水産物の提供

(ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

放射性物質の吸収抑制対策を指導するとともに、モニタリング検査等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。モニタリング検査は、米1点、その他穀類4点、野菜・果樹24点、飼料作物等14点、山菜・きのこ類33点で行い、全て基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

また、農薬適正使用及び生産履歴記帳の徹底や発生予察に基づく適期防除等を指導するとともに、安全・安心な農産物生産のため、認証GAPの取得を支援しました。新たに取得した認証GAPは3件、取得件数は47件（49農場）となりました。

さらに、市内量販店、直売所等でのイベントでGAP認証農林産物のPRを行い、GAPの認知度向上に努めました。

(イ) 戦略的な生産活動の展開

福島県園芸振興プロジェクト対象品目にトマト（ミニトマト）、日本なし、りんどう、トルコギキョウを、普及指導計画の重点推進品目として、いちご、ねぎを位置づけ、産地の維持拡大のため、担い手の育成・確保や生産体制の整備等を支援しました。

エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

(ア) 農林業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

地域に深く関わる機会を増やすとともに、地域農業を支える人材の確保につなげるため、農業を専攻する学生団体や地域振興を支援する学生団体と、中山間地域（三和地区）の農業者が交流し、共同で取り組む地域資源活用プロジェクト（地域農産物の再発見やSNSを活用した地域情報の発信等）を支援しました。（令和7年度学生参加者 2校13名。学生団体と農業者の交流回数14回。）

(イ) 快適で安全な農山漁村づくり

鳥獣被害防止対策については、総合的な対策を行うモデル集落（三和町永井地区）を設置し、イノシシの被害の実態把握、電気柵・ワイヤーメッシュ柵の適切かつ省力的な管理について支援しました。

(ウ) 地域資源を活用した取組の促進

地域産業6次化の推進を目的とし、地域の未利用資源となっていた農産物等を利活用した商品開発や人的交流などをテーマに「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、管内の6次化ネットワーク会員や6次化に関心を持つ事業者を対象として外部講師による講演や参加者同士の交流を実施し、マッチングによる多様な関係者の連携を促しました。

また、6次化商品販路拡大事業では、いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝えるとともに、その魅力を活かして新たな6次化商品を創出するため、市内の高校生と飲食店等がいわき産農林産物をテーマ食材とした商品を共同開発しました。

●高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう

いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝えるとともに、若者のアイデアにより更なる魅力を発信するため、いわき産農林産物（トマト・ねぎ・きのこ・米（Iwaki Laiki））をテーマ食材として高校生が考案したレシピを基に、高校生と飲食店等5者が共同で商品開発を行い、期間限定で販売しました。

レシピの募集にあたっては、テーマ食材の生産者から高校生に向け、いわき産農林産物のPR動画を公開するなど、生産者との連携も意識し、市内の6校から59作品の応募がありました。商品開発にあたっては、高校生と飲食店等が意見交換を重ねながら試作や改良を行い、テーマ食材の魅力を生かしたメニューとして完成させました。

また、令和7年度はこれまで実施してきた「高校生レシピコンテスト（H29～R元）」、「高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発（R2～R4）」、「高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう（R5～R7）」の歴代入賞作品38点を収録したレシピ集を作成しました。これまでの取組成果を情報発信することにより、いわき産農林産物の魅力や活用を広くPRする内容となっています。

当事業は平成29年度から9年間にわたり継続して実施してきたことで、授業やクラブ活動の一環として参加する高校も見られるなど地域に根ざしたものとなり、いわき産農林産物や食に対する若い世代への理解促進につながる取組となりました。

令和7年度開発商品



- ①ルージュビーフパイ
- ②ピリ辛ネギ200%
- ③ガーリックチャーハン
- ④しいたけとベーコンバジルパン
- ⑤いわきのネギとエリンギ入り
とろけるねぎ味噌軍艦



美食キャンペーンポスター



商品開発の様子



開発商品お披露目会

参 考 資 料

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）

※網掛けは福島県総合計画と共通する指標です。

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化					
1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合(営農休止面積から、転用等の面積を除いた面積に対する営農再開した面積の割合)	原子力被災12市町村における営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	R1 37 %	R6 61 %	75 %以上
2	放射性物質対策が完了したため池の割合	放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 %	R7 90.6 %	93 %以上
3	森林整備面積	1年間に植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を実施した面積	R2 6,004 ha	R6 4,583 ha	6,100 ha以上
4	沿岸漁業生産額	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の属地生産額	R2 21 億円	R7 44 億円	100 億円以上
2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化					
5	避難地域12市町村における農業産出額	避難地域12市町村の農業産出額の合計	— 億円	R6 220 億円	274 億円以上
6	福島イノベーション・コースト構想対象地域における農業産出額	イノベ区域15市町村の農業産出額の合計	R1 290 億円	R6 416 億円	400 億円以上
3 風評の払拭					
7	県産農産物価格の回復状況(米)	全国平均価格に対する県産米の平均価格の回復状況	R1 98.43	R6 105.98	100 以上
8	県産農産物価格の回復状況(もも)	全国平均価格に対する県産ももの平均価格の回復状況	R2 93.97	R7 87.96	100 以上
9	県産農産物価格の回復状況(牛肉)	全国平均価格に対する県産牛肉の平均価格の回復状況	R2 90.58	R7 96.91	100 以上
第2節 多様な担い手の確保・育成					
1 農業担い手の確保・育成					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
10	認定農業者数	農業経営強化促進法に基づき、市町村等で認定された農業経営改善計画数(経営体数)	R2 7,146 経営体	R6 6,685 経営体	8,500 経営体以上
11	農地所有適格法人等数	農地法に基づく農地所有適格法人数、認定農業者である法人の実合計	R1 746 法人	R6 981 法人	1,100 法人以上
12	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上 の農業従事を予定している者	R3 233 人	R7 391 人	400 人以上
13	新規就農者の定着割合	独立・自営就農した者のうち認定新規 就農者の就農5年後の定着割合	R2 95.7 %	R6 96.5 %	100 %
2 林業担い手の確保・育成					
14	新規林業就業者数	1年間に新たに林業の職に就いた人数	R2 78 人	R7 107 人	140 人以上
15	新規林業就業者の定着率	新規林業就業者の就業3年後の定着率	— (54.7※) % ※H27～H29平均 (参考)	R4 51.5 %	75 %以上
3 漁業担い手の確保・育成					
16	沿岸漁業新規就業者数	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の新規就業者 数。本格的な操業に向けた取組を開始した令和3 年以降の累計	— (75※) 人 ※H23～R2累計(参考)	R7 累計89 人	累計100 人以上
17	漁業経営体数	沿岸・沖合・遠洋漁業の経営体数の合計	R2 577 経営体	R7 555 経営体	500 経営体以上
4 経営の安定・強化					
18	農業経営収入保険への加入件数	農業経営収入保険に加入した農業者等の件数	R2 1,515 件	R8 4,112 件	5,120 件以上

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
19	担い手への農地集積率	耕地面積に対する担い手へ利用集積された農用地面積の割合	R2 37.5 %	R7 45.2 %	75 %以上
20	ほ場整備率	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	R2 73.0 %	R7 76.4 %	78 %以上
21	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	— ha	R7 累計49,276 ha	累計63,356 ha以上

2 林業生産基盤の整備

22	林内路網整備延長	民有林内の林道及び作業道の整備延長	R2 6,766 km	R6 7,779 km	8,860 km以上
23	木材(素材)生産量	1年間に生産される木材(素材)の量	R1 907 千m ³	R5 986 千m ³	1,350 千m ³ 以上

3 漁業生産基盤の整備

24	復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数	復旧・利用再開した漁場や魚礁等の管理等を行った団体数	R1 15 件	R7 累計17 件	累計20 件以上
----	-------------------------	----------------------------	------------	--------------	----------

4 戦略的な品種・技術の開発

25	農林水産試験研究機関が開発した技術件数	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる成果」等の数	— (265※) 件 ※H24～R2累計(参考)	R7 累計184 件	累計315 件以上
26	オリジナル品種等の普及割合	全作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R2 16 %	R6 23 %	30 %以上
27	水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数	開発した資源管理技術等が導入されている魚種の数(研究成果の件数も含む)	R2 14 魚種	R7 24 魚種	50 魚種以上

第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
28	第三者認証GAP等を取得した経営体数	第三者認証GAP(GLOBAL GAP、ASIA GAP、JGAP)及びふくしま県GAPを個人又は団体で取得し、実践している経営体数	R2 680 経営体	R7 787 経営体	1,800 経営体以上
29	内水面遊漁者数	県内の河川漁場への遊漁者数	R1 39,877 人	R6 48,658 人	56,000 人以上
30	食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合	食品表示法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	R1 91.2 %	R7 92.0 %	100 %

2 戦略的なブランディング

31	「福、笑い」と全国高級ブランド米との価格比	「福、笑い」取扱店舗での全国高級ブランド米との価格比	— %	R7 101 %	100 %以上
32	ものの取引価格	東京都中央卸売市場における県産ものの平均単価	484 円/kg (H28～R2平均値)	R7 698 円/kg	917 円/kg以上
33	銘柄「福島牛」の取引価格	東京都中央卸売市場における銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg	R7 2,369 円/kg	3,008 円/kg以上

3 消費拡大と販路開拓

34	県産米の県外での定番販売店舗数	県産米の県外量販店等での定番販売店舗数	R2 2,481 店舗	R7 3,389 店舗	3,000 店舗以上
35	県内公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	福島市及びいわき市公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29 33 %	R6 20 %	100 %以上
36	県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 54.6 %	R7 53.4 %	70 %以上
37	県産農産物の輸出額	県内の農業団体等が輸出向けに出荷した県産農産物(米、果物、牛肉、野菜、花き等)の金額	R2 227 百万円	R6 476 百万円	400 百万円以上

第5節 戦略的な生産活動の展開					
1 県産農林水産物の生産振興					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
38	農業産出額	1年間に、生産された農産物の販売金額の合計	R1 2,086 億円	R6 2,874 億円	2,400 億円以上
39	農業産出額(穀類)	米、麦類、豆類及びそばの販売金額の合計	R1 822 億円	R6 1,328 億円	765 億円以上
40	農業産出額(園芸)	いも類、野菜、果実、花き及び工芸作物の販売金額の合計	R1 806 億円	R6 1,002 億円	993 億円以上
41	農業産出額(畜産)	肉用牛、乳用牛、豚、鶏及びその他畜産物の販売金額の合計	R1 435 億円	R6 510 億円	616 億円以上
42	農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数	農産物販売金額1,000万円以上の経営体数の合計	R2 2,751 経営体	R7 3,085 経営体	3,500 経営体以上
43	林業産出額	木材(素材)、栽培きのこ及びその他(薪、木炭等)の産出額合計	R1 106 億円	R6 129.7 億円	152 億円以上
44	栽培きのこ生産量	栽培きのこ生産量	R1 4,665 t	R6 5,812 t	7,100 t 以上
45	海面漁業・養殖業産出額	海面漁業及び養殖業産出額(属人)の合計	H30 97 億円	R6 120 億円	200 億円以上
2 産地の生産力強化					
46	スマート農業技術等導入経営体数	水稻(大規模経営体)・園芸・畜産におけるスマート農業等技術の導入経営体数	R2 525 経営体	R7 1,255 経営体	1,700 経営体以上
47	スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数	スマート農業等を導入した大規模稲作経営体(20ha以上)の数	R2 103 経営体	R6 209 経営体	300 経営体以上
48	スマート農業技術等を導入した園芸経営体数	スマート農業等を導入した園芸経営体数	R2 364 経営体	R7 774 経営体	1,160 経営体以上
49	スマート農業技術等を導入した畜産経営体数	スマート農業等を導入した畜産経営体数	R2 58 経営体	R6 200 経営体	240 経営体以上
50	夏秋きゅうり栽培における施設化割合	夏秋きゅうり栽培に占める施設化割合	R2 50 %	R7 55 %	60 % 以上
51	ももの10a当たりの生産量	ももの10a当たりの生産量	R2 1,500 kg/10a	R7 1,510 kg/10a	1,900 kg/10a以上
52	県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数	肉専用種及び肉用に利用する牛における農家1戸当たりの飼養頭数	R2 26.6 頭	R7 36.0 頭	38 頭以上
53	県内酪農家1戸当たりの飼養頭数	搾乳を目的として飼養している牛における酪農家1戸あたりの飼養頭数	R2 40.1 頭	R7 53.9 頭	74 頭以上
54	森林経営計画認定率	地域森林計画対象森林面積に占める森林経営計画認定面積の割合	R2 15 %	R6 12 %	32 % 以上
55	森林経営管理権集積計画の作成面積	森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成・公告による経営管理権の設定面積	R2 184 ha	R6 累計581 ha	累計6,250 ha以上
3 産地の競争力強化					
56	水稻オリジナル品種の作付面積割合	種子注文数量に基づく推計作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R3 22.9 %	R7 25.4 %	37 % 以上
57	花きの輸出額	花きの主要卸売市場における県産花きの輸出金額の合計	R2 58 百万円	R7 59 百万円	145 百万円以上
58	消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合	東京都卸売市場における福島県産水産物の平均単価回復割合	R2 136 %	R7 128 %	100 % 以上
59	有機農業等の取組面積	有機JAS認証面積、特別栽培認証面積、米の特別栽培(ガイドライン)面積の合計	R2 2,957 ha	R5 2,931 ha	6,000 ha以上
60	地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数	「普及に移しうる成果」及び「参考となる成果」のうち、気候変動に対応した技術の数	— 件	R7 累計41 件	累計 10 件以上

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生					
1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
61	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 86.1 %	R7 85.9 %	95 %以上
62	森林づくり意識醸成活動参加者数	森林づくりや緑化活動、森林環境学習活動等への参加者数	R2 114,918 人	R6 156,287 人	170,000 人以上
2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮					
63	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	農業振興地域内の農用地等の面積のうち共同活動により保全管理された農地・農業用水等の面積が占める割合	R2 51 %	R7 53 %	57 %以上
64	遊休農地の解消面積	「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」による遊休農地解消面積	— ha (参考:R2実績 430ha)	R6 累計2,931 ha	累計4,500 ha以上
65	河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	河川・湖沼の多面的機能の維持・発揮に関わる内水面漁業協同組合の組合員(正・准)数	R2 12,735 人	R6 11,664 人	12,000 人以上
3 快適で安全な農山漁村づくり					
66	野生鳥獣による農作物の被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	R2 198,391 千円	R6 150,630 千円	90,000 千円以下
67	防災重点農業用ため池整備着手数	防災工事等推進計画に基づき安全性を確保する工事に着手した防災重点農業用ため池の数	R3 4 箇所	R7 39 箇所	124 箇所以上
68	治山事業により保全される集落数	治山事業の実施により山地災害防止機能が確保された集落数	R3 1,097 集落	R7 1,133 集落	1,179 集落以上
4 地域資源を活用した取組の促進					
69	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	R1 447 億円	R6 513 億円	570 億円以上
70	木質燃料使用量	県内木質バイオマスエネルギー利用施設における木質燃料使用量	R1 631 千t	R6 728 千t	900 千t 以上

2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）

県北地方

No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 60 人	R7 111 人	96 人
2	ももの販売額	R2 5,075 百万円	R7 6,882 百万円	6,271 百万円
3	きゅうりの販売額	R2 4,312 百万円	R7 4,971 百万円	5,000 百万円
4	森林整備面積	R2 753 ha	R6 634 ha	730 ha
5	森林づくり意識醸成活動参加者数	R2 21,616 人	R6 24,710 人	25,000 人

県中地方

No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 42 人	R7 70 人	69 人
2	きゅうり生産農家の1戸当たりの販売額	R1 2,978 千円	R7 3,940 千円	3,430 千円
3	森林整備面積	R2 1,391 ha	R6 1,008 ha	1,460 ha

県南地方

No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 23 人	R7 44 人	43 人
2	ほ場整備率	R2 74.2 %	R7 75.9 %	76.9 %
3	森林整備面積	R2 730 ha	R6 709 ha	860 ha

会津地方

No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 46 人	R7 62 人	63 人
2	大規模経営体(30ha以上)が占める水田面積の割合	R2 8.0 %	R7 17.0 %	25.0 %
3	主要園芸品目の販売額	R2 30.2 億円	R7 31.2 億円	38.5 億円
4	森林整備面積	R2 871 ha	R6 661 ha	920 ha

南会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 14 人	R7 4 人	18 人
2	ほ場整備地区における農地集積面積	R2 19.3 ha	R7 228.3 ha	254 ha
3	森林整備面積	R2 822 ha	R6 589 ha	730 ha
4	教育旅行における農家民泊受入者数	R2 0 人	R7 348 人	6,000 人
相双地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農可能な面積のうち再開した面積の割合(営農休止面積から、転用等の面積を除いた面積に対する営農再開した面積の割合)	R1 35 %	R6 59.6 %	75.0 %
2	新規就農者数	R3 28 人	R7 58 人	66 人
3	ほ場整備率	R2 63.6 %	R7 73.5 %	80.0 %
4	森林整備面積	R2 689 ha	R6 490 ha	640 ha
5	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R7 44 億円	100 億円以上
いわき地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 20 人	R7 42 人	45 人
2	新規就農者の雇用受入(研修含む)を行う農業法人数	R2 8 法人	R7 19 法人	11 法人
3	ほ場整備率	R2 54.1 %	R7 60.4 %	60.0 %
4	森林整備面積	R2 757 ha	R6 493 ha	760 ha
5	木材(素材)生産量	R1 174 千㎡	R5 146 千㎡	191 千㎡
6	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R7 44 億円	100 億円以上

用語解説

あ

●エコファーマー

本県では、現在、堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に沿った取組で「みどり認定」を受けた農業者について、「エコファーマー」の名称を使用可能としています。

か

●環境と共生する農業

（かんきょうときょうせいするのうぎょう）

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

●GAP [Good Agricultural Practice]

（ぎやっぷ）

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。農業生産工程管理と訳されています。



●緊急時モニタリング（きんきゅうじもにたりんぐ）

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっており、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

農林水産物では、出荷・販売用を対象に安全性の確認及び消費者に対する正確な情報の提供を目的として、県がモニタリング検査を行っています。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

さ

●持続性の高い農業生産方式（じぞくせいのたかいのうぎょうせいさんほうしき）

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者（じつじゅしゃ）

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人（食品加工業者など）のことです。

●集落営農（しゅうらくえいのう）

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●水稲直播栽培（すいとうちよくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●スマート農業（すまーとのうぎょう）

ロボット、AI、ICTなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のことです。

た

●WCS[ホールクロップサイレージ]

（だぶりゅーしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●多面的機能支払交付金事業

（ためんてききのうしはらいこうふきんじぎょう）

国土の保全、水源のかん養など、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、草刈り、水路の土砂上げなど地域の共同活動を支援する事業です。

●地域産業6次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、戦略

的に推進しています。

●中山間地域等直接支払事業

（ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはいじぎょう）

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

●地理的表示（GI）保護制度（ちりてきひょうじ（じーあい）ほごせいど）

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で生まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。

●登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

●特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

な

●認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた農業者のことです。

●農業産出額[農業粗生産額]

（のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

は

●バイオマス

有機性（光合成によってつくり出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産し、活用することができます。

●販売農家（はんばいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が 30 アール以上、または農産物販売額が 50 万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいない農家のことです。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第19条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第20条－第23条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、気候変動などの地球規模の環境問題の発生や世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び遊休農地の増加など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、食料安全保障の確保に努めることはもちろん、県土の保全や環境と調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、食料安全保障の確保に向け安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに多様な農業者等も参画しながら地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 県民一人一人が県産農産物を入手でき、一食一食を大切に健康で豊かな食生活を送ることができるよう、食料安全保障の確保に向け、県産農産物の安定生産に努めること。

四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、地域の話し合いによる農地の集積及び集約化の促進等優良農地の確保、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入促進その他必要な措置を講ずるものと

する。

（農業技術の向上等）

第 11 条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域の特性を生かした農業の促進）

第 12 条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農産物の販路の拡大等）

第 13 条 県は、農産物の付加価値の向上及び創出、広域的集荷体制の強化及び国内外での販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関連する産業との連携強化の促進、知的財産の保護及び活用その他必要な措置を講ずるものとする

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の安全性を確保するための検査その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業関係団体との連携強化）

第 14 条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の集積及び集約化、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

（環境と調和した農業の推進）

第 15 条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

（都市と農村との交流の促進）

第 16 条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村と

の交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（鳥獣害の対策）

第 17 条 県は、鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣の農地への侵入の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

（中山間地域等の総合的な振興）

第 18 条 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。）の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

（多面的機能に関する県民理解の促進）

第 19 条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 農業及び農村の振興に関する

施策の推進

（基本計画の策定）

第 20 条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

（年次報告）

第 21 条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 22 条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第 23 条 県は、農業及び農村の振興に関する県民
理解の促進のための啓発活動その他必要な措置
を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成 13 年 3 月 27 日公布（施行）〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成 25 年 10 月 11 日公布（施行）〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔令和 7 年 10 月 14 日公布（施行）〕